

特別勘定のしおり

ハイブリッド つみたて ライフ (告知あり型) 変額保険 (災害加算・I型)



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

[引受保険会社]



T&Dフィナンシャル生命

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

◆T&Dフィナンシャル生命 ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>

◆T&Dフィナンシャル生命 フリーダイヤル（お客さまサービスセンター）



0120-302-572 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

◆特別勘定の種類と運用方針

特別勘定グループ (HT型)	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用*1
	安定バランス型 (871)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／資産複合／「円資産インデックスバランス(円奏会ベーシック) (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.352% (税抜 0.320%)
	安定成長バランス型 (872)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「財産3分法 (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.517% (税抜 0.470%)
	成長バランス型 (873)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.407% (税抜 0.370%)
	日本株式型 (887)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／株式／インデックス型／「日経225インデックス (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.275% (税抜 0.250%)
	世界株式型 (874)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.286% (税抜 0.260%)
	世界株式プラス型 (908)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／株式／「グローバル・ストラテジック・コア株式戦略ファンド (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.868%*2 (税抜 0.835%)
	米国株式型 (875)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「インデックスファンドNASDAQ100 (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.418% (税抜 0.380%)
	米国株式プラス型 (907)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／「米国株式・研究開発リバランスファンド (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.858% (税抜 0.780%)
	ESG日本株式型 (888)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／株式／インデックス型／「インデックスファンド日本株女性活躍指数 (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.330% (税抜 0.300%)
ESG世界株式型 (889)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／株式／インデックス型／「全世界株式ESGインデックス (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.330% (税抜 0.300%)	

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。

*2 当該費用には、外国籍ファンドでの運用にかかる費用 (0.51%) が含まれており、小数点第四位以下を切り上げて記載しております。なお、当該外国籍ファンドの運用に関する費用に消費税は課税されません。

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
円資産インデックスバランス 〈円奏会ベーシック〉 (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。	6~28 および 206~215
財産3分法 (適格機関投資家専用)	アモーヴァ・アセット マネジメント株式会社	各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。	29~50 および 216~224
グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	アモーヴァ・アセット マネジメント株式会社	世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の総資産総額の3倍相当額となるように投資を行います。原則として、為替ヘッジを行いません。	51~72 および 225~233
日経225インデックス (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行いません。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。	73~90 および 234~242
先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。原則として、為替ヘッジを行いません。	91~108 および 243~251
グローバル・ストラテジック・ コア株式戦略ファンド (適格機関投資家専用)	T&Dアセット マネジメント株式会社	主として、外国投資証券への投資を通じて、先進国および新興国の株式へ投資します。企業のクオリティ、安定性、バリュエーションを重視し、低いボラティリティを追求しながら、値上がり益を得ることで長期的な信託財産の成長を目指します。原則として、為替ヘッジを行いません。	109~123 および 252
インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)	アモーヴァ・アセット マネジメント株式会社	米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。	124~147 および 253~261
米国株式・研究開発 リバランスファンド (適格機関投資家専用)	T&Dアセット マネジメント株式会社	S&P500指数の構成銘柄のうち、大多数の企業が研究開発への支出額を公表している産業グループに属する銘柄を主要投資対象とし、U.S. Innovation Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築します。原則として、為替ヘッジを行いません。	148~171 および 262
インデックスファンド 日本株女性活躍指数 (適格機関投資家専用)	大和アセット マネジメント株式会社	MSCI社の基準に基づき、各業種から女性活躍度の高い企業を選定する「MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)」との連動を目指して運用を行いません。	172~187 および 263~264
全世界株式 ESGインデックス (適格機関投資家専用)	大和アセット マネジメント株式会社	日本を含む世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成される指数「MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。	188~204 および 265~267

- ※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※ 変額保険(災害加算・I型)では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
- ※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。
- ※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。


《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル(お客さまサービスセンター)

 **0120-302-572**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)
ホームページアドレス(URL) <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定(ファンド)についてのご照会先》

 **0120-228-275**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】	円資産インデックスバランス(円奏会ベース) (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・6
【投資信託】	財産3分法 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・29
【投資信託】	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・51
【投資信託】	日経225インデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・73
【投資信託】	先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・91
【投資信託】	グローバル・ストラテジック・コア株式戦略ファンド (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	T&Dアセットマネジメント株式会社	ページ・109
【投資信託】	インデックスファンドNASDAQ100 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・124
【投資信託】	米国株式・研究開発リバランスファンド (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	T&Dアセットマネジメント株式会社	ページ・148
【投資信託】	インデックスファンド日本株女性活躍指数 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	大和アセットマネジメント株式会社	ページ・172
【投資信託】	全世界株式ESGインデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	大和アセットマネジメント株式会社	ページ・188

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

【投資信託】	円資産インデックスバランス(円奏会ベース) (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・206
【投資信託】	財産3分法 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・216
【投資信託】	グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・225
【投資信託】	日経225インデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・234
【投資信託】	先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	東京海上アセットマネジメント株式会社	ページ・243
【投資信託】	グローバル・ストラテジック・コア株式戦略ファンド (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	T&Dアセットマネジメント株式会社	ページ・252
【投資信託】	インデックスファンドNASDAQ100 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	ページ・253
【投資信託】	米国株式・研究開発リバランスファンド (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	T&Dアセットマネジメント株式会社	ページ・262
【投資信託】	インデックスファンド日本株女性活躍指数 (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	大和アセットマネジメント株式会社	ページ・263
【投資信託】	全世界株式ESGインデックス (適格機関投資家専用)	
【運用会社】	大和アセットマネジメント株式会社	ページ・265

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

〈商品分類〉

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	資産複合

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

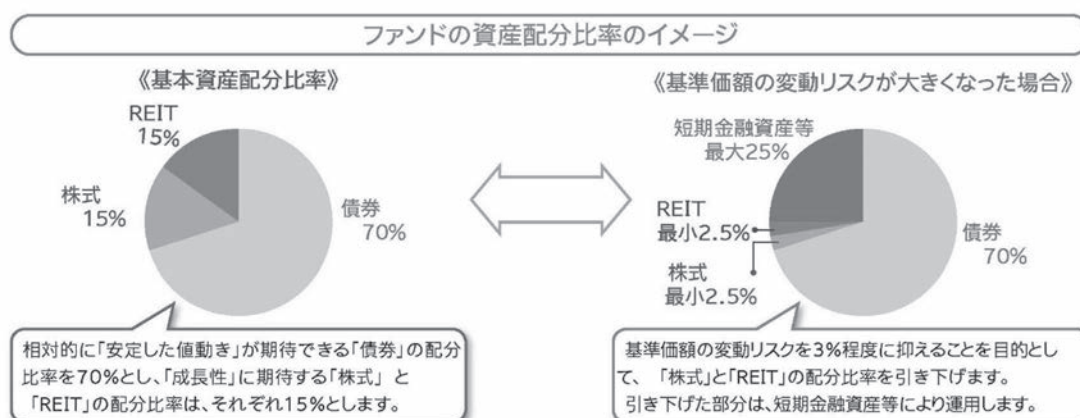
3 特色

- 国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資します。

各資産への配分比率は、債券70%、株式15%、REIT15%を基本とします。

※上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。

（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）



※配分比率調整は、株式とREITの資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際的な組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

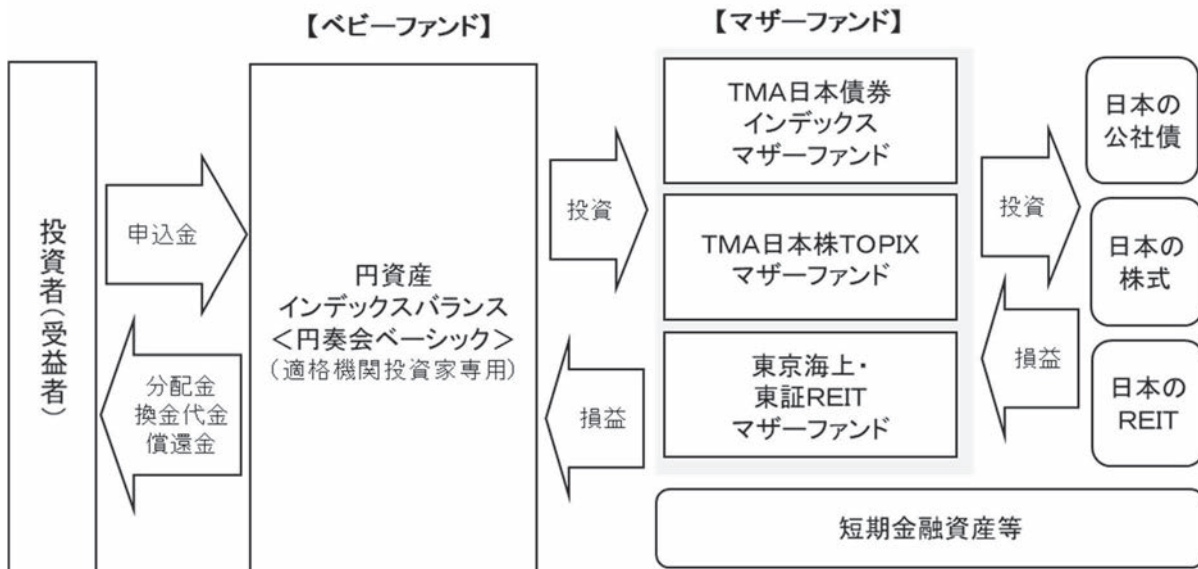
※上図の変動リスクの数値はファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンの目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

価格変動リスクとは

価格が下落した場合だけでなく、上昇した場合も含めた「値動きの振れ幅の程度」をいいます。リスクの大きさを数値で表す場合、一般的には「標準偏差」を用います。標準偏差とは、価格の変化率（リターン）のばらつき度合いを示す指標です。標準偏差が小さいほど値動きが緩やかでリスクは小さく、標準偏差が大きいほど値動きは荒くリスクが大きいことを示します。

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

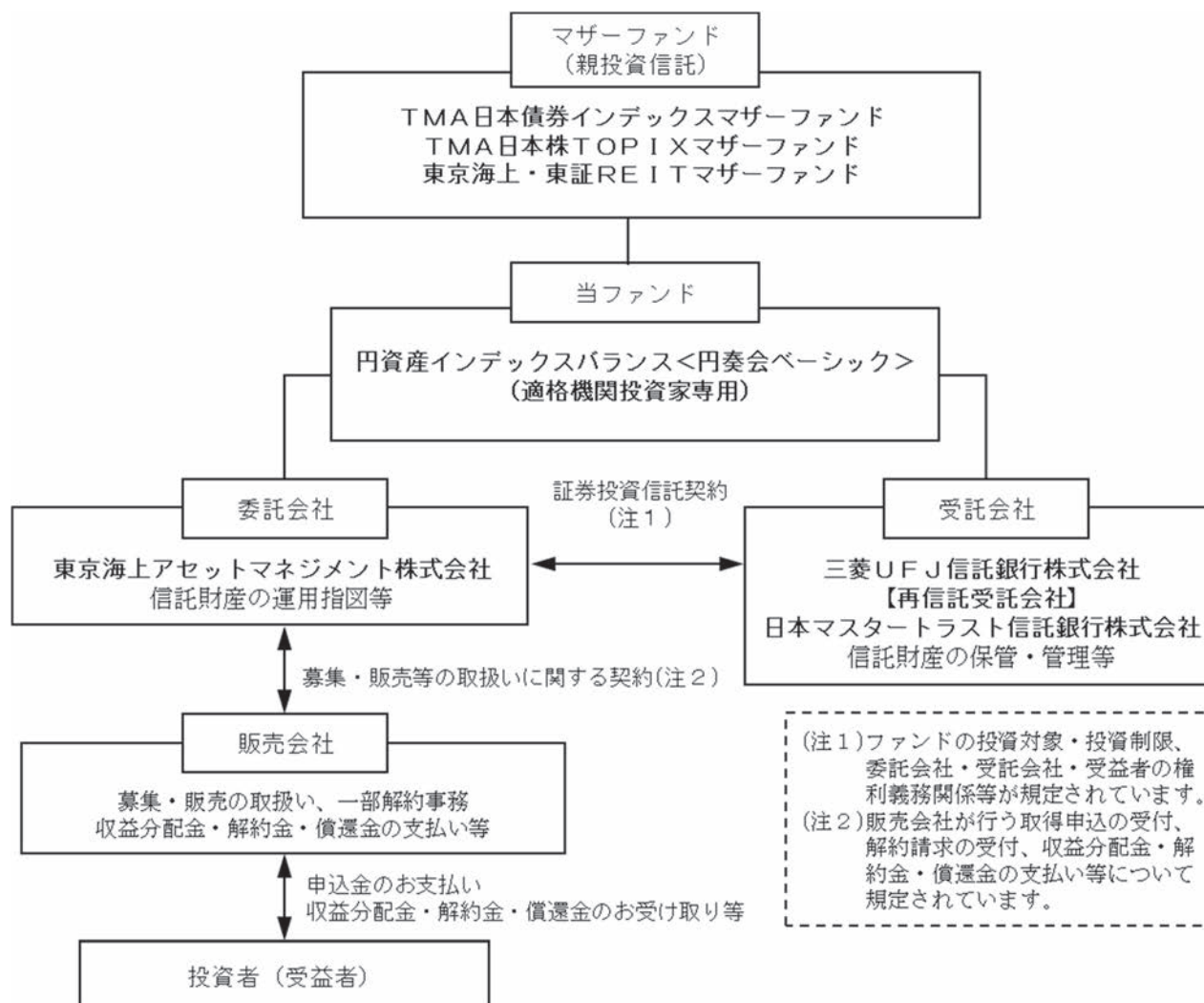
当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券

TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券

東京海上・東証REITマザーファンド受益証券

- ①マザーファンド受益証券を通じて、国内の債券や株式、不動産投資信託（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に分散投資します。
- ②各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンドに投資し、その投資比率は以下の資産配分比率を基本とします。

資産	マザーファンド	指数	基本 資産配分
債券	TMA日本債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI (総合)	70%
株式	TMA日本株TOPIX マザーファンド	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	15%
REIT	東京海上・東証REIT マザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)	15%

- ③上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

TMA日本債券インデックスマザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

- ①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

<投資方針>

TOPIX（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

TOPIXに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

- ①TOPIXに採用されている銘柄を中心に、TOPIX（配当込み）との連動性を考慮し組入を行います。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

- ③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。
- ④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。
- ⑤大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

東京海上・東証REITマザーファンド

<投資方針>

東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

主として東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に投資します。

- ①東証REIT指数（配当込み）に採用されているREITを主要投資対象とし、当該指数に連動する投資成果の達成を目標とします。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、東証REIT指数先物取引等を行うことがあります。
- ③原則として、REITへの組入比率を高位に維持します。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA—BPI（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

※「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてTOPIX（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

※「東京海上・東証REITマザーファンド」の運用にあたっては、完全法を用いて東証REIT指数（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

各指数について

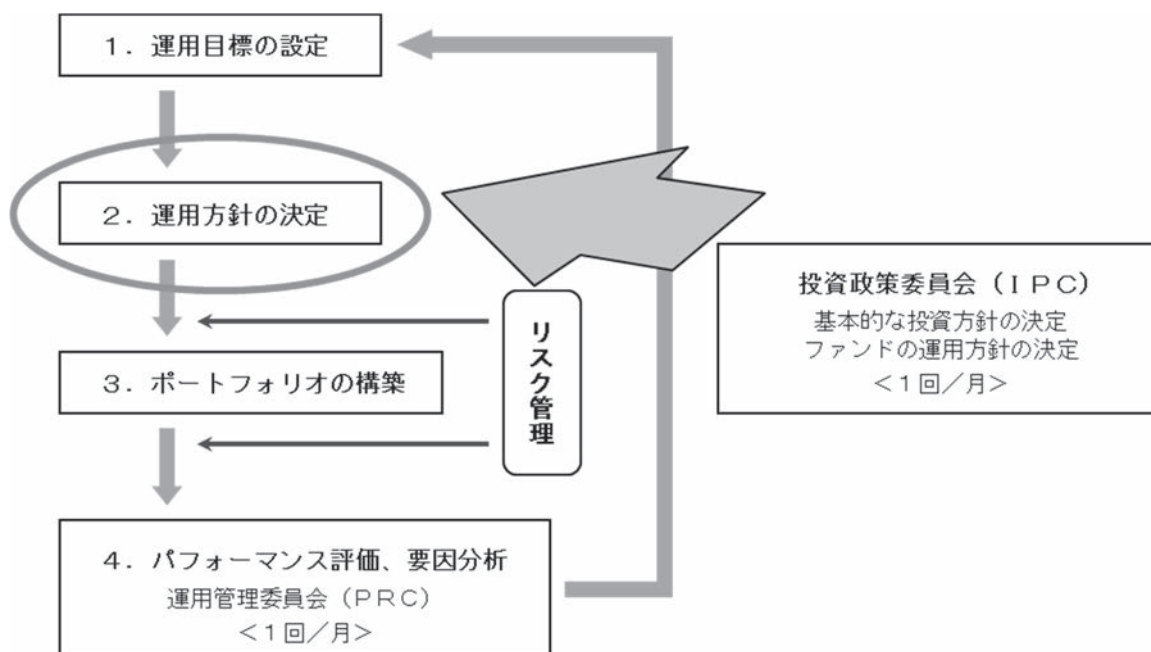
※NOMURA—BPI（総合）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRCといたします。）が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な標です。NOMURA—BPIは、NFRCの知的財産です。NFRCは、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

※配当込みTOPIX（以下「TOPIX（配当込み）」といたします。）は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIX（配当込み）の指数値およびTOPIX（配当込み）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIX（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（配当込み）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX（配当込み）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※配当込み東証REIT指数（以下「東証REIT指数（配当込み）」といたします。）は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、東証市場に上場するREIT全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。東証REIT指数（配当込み）の指数値および東証REIT指数（配当込み）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数（配当込み）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。（上記の体制や人員等については、2025年9月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

TMA日本債券インデックスマザーファンド

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条（先物取引等の運用指図）、約款第19条（スワップ取引の運用指図）および約款第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）の運用指図に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 約款第16条（先物取引等の運用指図）、第17条（スワップ取引の運用指図）および第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率

は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東京海上・東証REITマザーファンド

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一発行体の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が35%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- (5) 約款第14条の2（先物取引等の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (6) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

<p>価格変動リスク</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>金利変動リスク</p>	<p>公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。</p>
<p>信用リスク</p>	<p>一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>発行企業・REITの信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>法制度等の変更リスク</p>	<p>REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。</p>

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「東京海上・東証REITマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1)株券または新株引受権証券
 - (2)国債証券
 - (3)地方債証券
 - (4)特別の法律により法人の発行する債券
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引

- 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17)預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23)外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1)預金
 - (2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3)コール・ローン
 - (4)手形割引市場において売買される手形
 - (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (2)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純

資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- (4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総

- 額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (8) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）
- ## 2. 投資する株式等の範囲
- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ## 3. 信用取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ## 4. 先物取引等
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ## 5. スワップ取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ## 6. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ## 7. 有価証券の貸付
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ## 8. 有価証券の空売
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ## 9. 有価証券の借入
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことが

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

- きるものとしします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしします。
- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
11. 外国為替予約取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。
12. 資金の借入
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2025年9月30日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,255,477,340	92.26
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		272,870,162	7.73
合計（純資産総額）		3,528,347,502	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA日本株TOPIXマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	84,177,108,290	94.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		5,049,791,774	5.65
合計（純資産総額）		89,226,900,064	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	4,931,370,000	5.52

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	29,672,288,510	90.12
地方債証券	日本	1,421,621,384	4.31
特殊債券	日本	97,526,000	0.29
社債券	日本	1,653,698,608	5.02
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		77,352,863	0.23
合計（純資産総額）		32,922,487,365	100.00

東京海上・東証REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	12,238,640,400	98.07
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		239,583,721	1.92
合計（純資産総額）		12,478,224,121	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	231,412,500	1.85

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2025年9月30日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,138,140,390	1.1510	2,460,999,589	1.1507	2,460,358,146	69.73
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	132,865,524	3.0038	399,101,461	3.0313	402,755,262	11.41
3	東京海上・東証REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	240,139,502	1.6098	386,576,571	1.6339	392,363,932	11.12

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	92.26
合計	92.26

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株TOPIXマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	1,008,700	2,833.93	2,858,585,191	2,849.50	2,874,290,650	3.22
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	1,197,300	2,211.34	2,647,637,382	2,394.00	2,866,336,200	3.21
3	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	654,400	2,991.47	1,957,620,848	4,259.00	2,787,089,600	3.12
4	日立製作所	日本	電気機器	株式	487,500	3,750.11	1,828,178,625	3,930.00	1,915,875,000	2.14
5	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	94,200	7,925.56	746,587,752	18,685.00	1,760,127,000	1.97
6	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	382,900	4,105.30	1,571,919,370	4,176.00	1,598,990,400	1.79
7	任天堂	日本	その他製品	株式	119,700	10,876.56	1,301,924,232	12,805.00	1,532,758,500	1.71
8	三菱商事	日本	卸売業	株式	370,600	2,779.52	1,030,090,112	3,531.00	1,308,588,600	1.46
9	三菱重工業	日本	機械	株式	335,800	2,861.19	960,787,602	3,879.00	1,302,568,200	1.45
10	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	249,700	4,441.97	1,109,159,909	4,988.00	1,245,503,600	1.39
11	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	144,300	8,165.03	1,178,213,829	7,963.00	1,149,060,900	1.28
12	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	134,800	7,228.78	974,439,544	8,426.00	1,135,824,800	1.27
13	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	178,500	5,960.75	1,063,994,423	6,269.00	1,119,016,500	1.25
14	三井物産	日本	卸売業	株式	288,700	2,983.33	861,287,371	3,680.00	1,062,416,000	1.19
15	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	40,200	22,300.76	896,490,872	26,360.00	1,059,672,000	1.18
16	キーエンス	日本	電気機器	株式	19,000	61,100.07	1,160,901,495	55,180.00	1,048,420,000	1.17

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

17	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	60,000	8,031.36	481,881,600	14,650.00	879,000,000	0.98
18	NTT	日本	情報・通信業	株式	5,635,200	148.86	838,905,851	154.70	871,765,440	0.97
19	信越化学工業	日本	化学	株式	168,600	4,454.33	751,000,038	4,853.00	818,215,800	0.91
20	HOYA	日本	精密機器	株式	36,500	17,543.17	640,325,705	20,475.00	747,337,500	0.83
21	三菱電機	日本	電気機器	株式	194,700	2,868.24	558,446,328	3,803.00	740,444,100	0.82
22	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	167,400	4,542.12	760,351,808	4,315.00	722,331,000	0.80
23	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	448,900	1,498.06	672,479,134	1,531.00	687,265,900	0.77
24	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	3,037,800	215.91	655,917,949	217.70	661,329,060	0.74
25	日本電気	日本	電気機器	株式	135,900	3,128.45	425,156,355	4,739.00	644,030,100	0.72
26	KDDI	日本	情報・通信業	株式	266,900	2,428.37	648,134,304	2,360.50	630,017,450	0.70
27	富士通	日本	電気機器	株式	176,300	3,022.13	532,801,519	3,484.00	614,229,200	0.68
28	ファーストリテイリング	日本	小売業	株式	13,500	45,592.85	615,503,517	45,040.00	608,040,000	0.68
29	丸紅	日本	卸売業	株式	164,300	2,536.25	416,705,875	3,698.00	607,581,400	0.68
30	第一三共	日本	医薬品	株式	175,200	3,694.21	647,225,592	3,315.00	580,788,000	0.65

TMA日本債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第372回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.800	2033/09/20	466,000,000	97.84	455,947,950	94.81	441,833,240	1.34
2	第379回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.500	2035/06/20	400,000,000	99.16	396,648,000	98.78	395,140,000	1.20
3	第361回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2030/12/20	408,000,000	95.75	390,675,200	94.18	384,254,400	1.16
4	第378回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.400	2035/03/20	380,000,000	99.73	379,009,850	98.11	372,829,400	1.13
5	第373回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.600	2033/12/20	400,000,000	96.12	384,496,600	92.97	371,888,000	1.12
6	第377回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.200	2034/12/20	375,000,000	98.50	369,405,460	96.59	362,220,000	1.10
7	第348回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	367,000,000	98.70	362,236,860	98.39	361,105,980	1.09
8	第359回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2030/06/20	368,000,000	96.85	356,431,400	94.87	349,143,680	1.06
9	第374回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.800	2034/03/20	367,000,000	95.52	350,563,600	94.17	345,622,250	1.04
10	第369回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.500	2032/12/20	361,000,000	96.89	349,796,460	93.63	338,033,180	1.02
11	第368回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.200	2032/09/20	366,000,000	95.01	347,765,630	91.99	336,716,340	1.02
12	第365回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2031/12/20	347,000,000	94.79	328,936,800	92.61	321,374,050	0.97
13	第371回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.400	2033/06/20	348,000,000	95.65	332,882,720	92.19	320,852,520	0.97
14	第154回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	325,000,000	98.77	321,003,300	98.39	319,780,500	0.97
15	第156回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.200	2027/12/20	319,000,000	98.90	315,515,080	98.38	313,832,200	0.95
16	第363回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2031/06/20	330,000,000	95.80	316,158,100	93.41	308,266,200	0.93
17	第158回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	311,000,000	98.47	306,271,300	97.89	304,447,230	0.92

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

18	第367回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/06/20	315,000,000	95.66	301,348,250	92.43	291,160,800	0.88
19	第360回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2030/09/20	306,000,000	96.32	294,759,000	94.55	289,329,120	0.87
20	第375回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.100	2034/06/20	299,000,000	100.22	299,680,100	96.24	287,781,520	0.87
21	第355回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	298,000,000	97.67	291,056,600	96.30	286,994,860	0.87
22	第362回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/03/20	300,000,000	95.18	285,566,250	93.80	281,412,000	0.85
23	第357回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2029/12/20	293,000,000	97.33	285,176,900	95.58	280,055,260	0.85
24	第150回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2026/12/20	282,000,000	99.00	279,180,000	99.00	279,191,280	0.84
25	第370回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.500	2033/03/20	296,000,000	96.00	284,174,000	93.28	276,126,560	0.83
26	第179回利付国債 (5年)	日本	国債証券	1.000	2030/06/20	270,000,000	99.48	268,619,400	98.99	267,289,200	0.81
27	第366回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.200	2032/03/20	277,000,000	96.03	266,015,400	92.83	257,139,100	0.78
28	第347回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2027/06/20	260,000,000	98.99	257,374,000	98.62	256,435,400	0.77
29	第364回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2031/09/20	269,000,000	93.82	252,397,500	93.01	250,215,730	0.76
30	第350回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	252,000,000	98.56	248,391,360	97.89	246,690,360	0.74

東京海上・東証REITマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	6,496	130,778.71	849,538,530	139,500.00	906,192,000	7.26
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	5,624	115,819.36	651,368,087	124,500.00	700,188,000	5.61
3	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	5,686	99,072.48	563,326,139	113,700.00	646,498,200	5.18
4	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	3,489	150,561.19	525,308,021	160,400.00	559,635,600	4.48
5	KDX不動産投資法人	日本	投資証券	3,193	157,029.36	501,394,763	168,500.00	538,020,500	4.31
6	GLP投資法人	日本	投資証券	3,603	128,550.43	463,167,214	136,500.00	491,809,500	3.94
7	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	5,637	79,885.00	450,311,790	86,400.00	487,036,800	3.90
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	4,363	90,106.82	393,136,067	100,200.00	437,172,600	3.50
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	2,421	158,129.86	382,832,411	179,400.00	434,327,400	3.48
10	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	3,447	121,686.16	419,452,219	126,000.00	434,322,000	3.48
11	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	6,044	66,113.46	399,589,786	67,400.00	407,365,600	3.26
12	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	2,255	151,467.50	341,559,226	166,100.00	374,555,500	3.00
13	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	4,029	76,402.97	307,827,575	89,200.00	359,386,800	2.88
14	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	2,961	91,668.32	271,429,920	103,100.00	305,279,100	2.44
15	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	2,005	121,085.69	242,776,827	135,800.00	272,279,000	2.18
16	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	3,271	79,068.03	258,631,539	79,600.00	260,371,600	2.08
17	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	2,418	103,274.42	249,717,552	106,300.00	257,033,400	2.05
18	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	1,890	119,120.77	225,138,273	132,000.00	249,480,000	1.99
19	アクティブア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	1,691	119,990.76	202,904,387	134,600.00	227,608,600	1.82
20	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	2,171	92,253.36	200,282,066	97,800.00	212,323,800	1.70

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

21	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	1,431	142,343.52	203,693,579	143,500.00	205,348,500	1.64
22	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	1,267	131,986.05	167,226,326	143,000.00	181,181,000	1.45
23	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	555	287,466.94	159,544,154	325,000.00	180,375,000	1.44
24	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	1,617	95,174.58	153,897,303	107,400.00	173,665,800	1.39
25	イオンリート投資法人	日本	投資証券	1,330	127,997.13	170,236,185	129,700.00	172,501,000	1.38
26	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	1,924	82,853.44	159,410,023	89,300.00	171,813,200	1.37
27	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	968	149,724.31	144,933,134	169,500.00	164,076,000	1.31
28	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	447	313,847.05	140,289,632	365,000.00	163,155,000	1.30
29	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	2,111	67,117.65	141,685,375	75,800.00	160,013,800	1.28
30	N T T 都市開発リート投資法人	日本	投資証券	1,103	128,784.23	142,049,014	136,000.00	150,008,000	1.20

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.30
		建設業	2.22
		食料品	2.72
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.46
		医薬品	3.37
		石油・石炭製品	0.45
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	0.59
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.23
		金属製品	0.45
		機械	5.69
		電気機器	16.60
		輸送用機器	6.46
		精密機器	1.84
		その他製品	2.83
		電気・ガス業	1.23
		陸運業	2.28
		海運業	0.51
		空運業	0.30
倉庫・運輸関連業	0.14		
情報・通信業	7.56		
卸売業	6.85		
小売業	4.25		
銀行業	9.07		
証券、商品先物取引業	0.90		
保険業	3.08		
その他金融業	1.09		
不動産業	1.84		
サービス業	3.91		
合計			94.34

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	90.12
地方債証券	4.31
特殊債券	0.29
社債券	5.02
合計	99.76

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	98.07
合計	98.07

②投資不動産物件

TMA日本株TOPIXマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	157	4,925,036,300.00	4,931,370,000	5.52

(注) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	121	229,128,000.00	231,412,500	1.85

(注) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2025年9月30日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年 9月 7日)	193	193	1.0248	1.0248
第2計算期間末	(2022年 9月 7日)	3,064	3,064	0.9883	0.9883
第3計算期間末	(2023年 9月 7日)	6,290	6,290	0.9805	0.9805
第4計算期間末	(2024年 9月 9日)	5,398	5,398	0.9523	0.9523
第5計算期間末	(2025年 9月 8日)	3,691	3,691	0.9273	0.9273
2024年 9月末日		5,359	—	0.9548	—
10月末日		5,198	—	0.9510	—
11月末日		5,096	—	0.9455	—
12月末日		4,993	—	0.9486	—
2025年 1月末日		4,826	—	0.9471	—
2月末日		4,622	—	0.9390	—
3月末日		4,407	—	0.9321	—
4月末日		4,317	—	0.9254	—
5月末日		3,918	—	0.9187	—
6月末日		3,844	—	0.9232	—
7月末日		3,713	—	0.9226	—
8月末日		3,708	—	0.9267	—
9月末日		3,528	—	0.9294	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年 9月 7日	2.5
第2計算期間	2021年 9月 8日～2022年 9月 7日	△3.6
第3計算期間	2022年 9月 8日～2023年 9月 7日	△0.8
第4計算期間	2023年 9月 8日～2024年 9月 9日	△2.9
第5計算期間	2024年 9月10日～2025年 9月 8日	△2.6

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	第4期	第5期
	[2024年 9月 9日現在]	[2025年 9月 8日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,064,907,376	287,170,646
親投資信託受益証券	4,336,541,248	3,405,010,808
未収入金	11,862,902	7,277,466
未収利息	6,334	3,692
流動資産合計	5,413,317,860	3,699,462,612
資産合計	5,413,317,860	3,699,462,612
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,799,999	200,000
未払受託者報酬	634,973	443,846
未払委託者報酬	9,524,465	6,657,636
その他未払費用	251,472	221,747
流動負債合計	15,210,909	7,523,229
負債合計	15,210,909	7,523,229
純資産の部		
元本等		
元本	5,668,754,438	3,981,527,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△270,647,487	△289,587,638
（分配準備積立金）	50,352,574	58,843,069
元本等合計	5,398,106,951	3,691,939,383
純資産合計	5,398,106,951	3,691,939,383
負債純資産合計	5,413,317,860	3,699,462,612

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第4期	第5期
	自 2023年 9月 8日 至 2024年 9月 9日	自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	468,127	2,316,742
有価証券売買等損益	△152,912,842	△118,071,797
営業収益合計	△152,444,715	△115,755,055
営業費用		
支払利息	103,442	—
受託者報酬	1,290,956	994,189
委託者報酬	19,364,129	14,912,601
その他費用	497,536	466,445
営業費用合計	21,256,063	16,373,235
営業利益又は営業損失（△）	△173,700,778	△132,128,290
経常利益又は経常損失（△）	△173,700,778	△132,128,290
当期純利益又は当期純損失（△）	△173,700,778	△132,128,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△34,293,708	△47,965,145
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△125,058,541	△270,647,487
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,824,979	130,856,538
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,824,979	130,856,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,006,855	65,633,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,006,855	65,633,544
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△270,647,487	△289,587,638

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年9月7日及び2025年9月7日が休日のため、前計算期間末日を2024年9月9日とし、当計算期間末日を2025年9月8日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

財産3分法（適格機関投資家専用）

（以下「ファンド」という場合があります。）

2 目的および基本的性格

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

商品分類		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

財産3分法（適格機関投資家専用）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
年4回	北米			
年6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(株式、債券、不動産投信)))	その他 ()	アフリカ	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

3 特色

●●● ファンドの特色 ●●●

1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産（不動産、債券および株式）に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。

2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。
- ※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

「財産3分法」とは？

財産を「不動産・現金（預金）・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。



資産分散により、**安定した資産の成長**をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

基本組入比率

先進国海外債券

先進国海外債券への投資にあたっては、原則として、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。



海外資産 50%

海外債券
インデックス
(ヘッジなし)
マザーファンド
15%

日本リート
インデックスJ-REIT
マザーファンド
25%

J-REIT(国内不動産投信)

わが国の不動産投信への投資にあたっては、原則として、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。



国内資産 50%

財産3分法
(適格機関
投資家専用)

35%
高利回りソブリン債券
インデックスファンド

25%
日本株式
インデックス225
マザーファンド



高金利海外債券

高金利海外債券への投資にあたっては、原則として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

日本株式

わが国の株式への投資にあたっては、原則として、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざします。

- 上記は、2025年7月末現在の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。
- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

先進国海外債券

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

高金利海外債券

ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)

「Bloomberg」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

J-REIT(国内不動産投信)

東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、東京証券取引所に上場するJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場するJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)に帰属します。また、JPXは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本株式

日経平均トータルリターン・インデックス

日経平均トータルリターン・インデックスは、日経平均株価(225種・東証)を構成する銘柄の値動きだけでなく、配当も含めた場合のパフォーマンスを示す指数です。なお、日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」という。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、本件投資信託について、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

不動産投信(J-REIT)とは...



不動産投信とは、投資家などから集めた資金で不動産などを保有し、そこから生じる賃料収入や売却益などを投資家に分配する商品です。安定した利回りや、相対的に高い分配収入が期待できるとされています。通常、金融商品取引所で株式と同様に売買されます。

●●● 資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

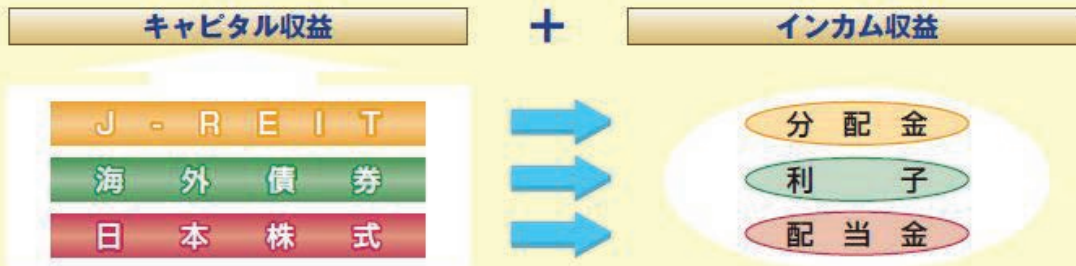
<各資産の値動きの特徴>

	不動産等	債券	株式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向  価格は上がる傾向	金利は上がる傾向  価格は下がる傾向	企業業績は改善する傾向  価格は上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向  価格は下がる傾向	金利は下がる傾向  価格は上がる傾向	企業業績は悪化する傾向  価格は下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

●●● 分配金について

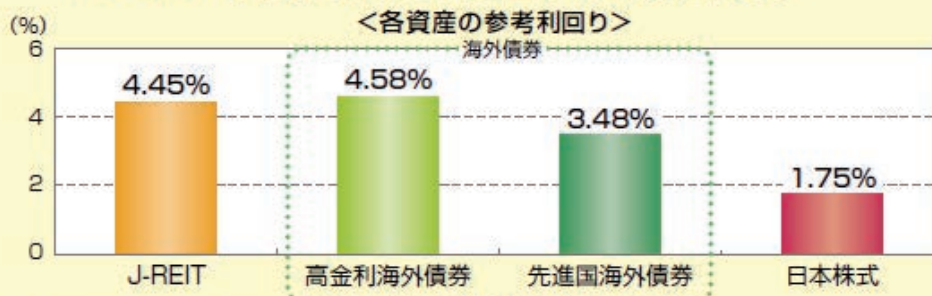
J-REITや海外債券、日本株式から得られるインカム収益（分配金、利子、配当金）を中心に、キャピタル収益（資産の成長分、為替差益）なども考慮して、分配する方針です。



●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

（ご参考）それぞれの資産から、インカム収益*が期待されます。

※J-REITや債券、株式の分配金や利子、配当など



J - R E I T: 東証REIT指数(実績分配金利回り)

高金利海外債券: ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

先進国海外債券: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

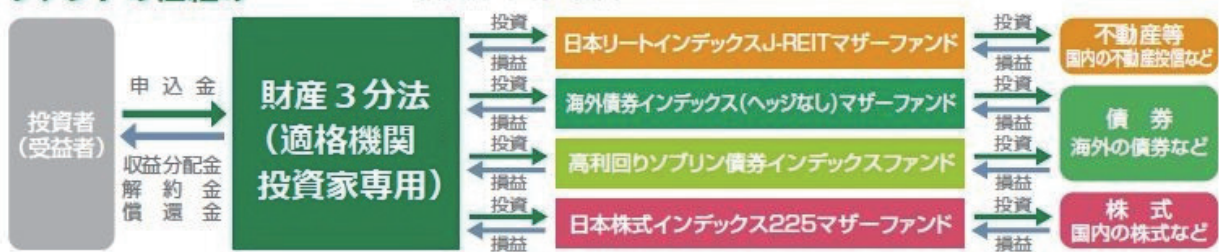
日 本 株 式: 日経平均株価(実績配当利回り)

※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。

上記グラフの参考利回りは、2025年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



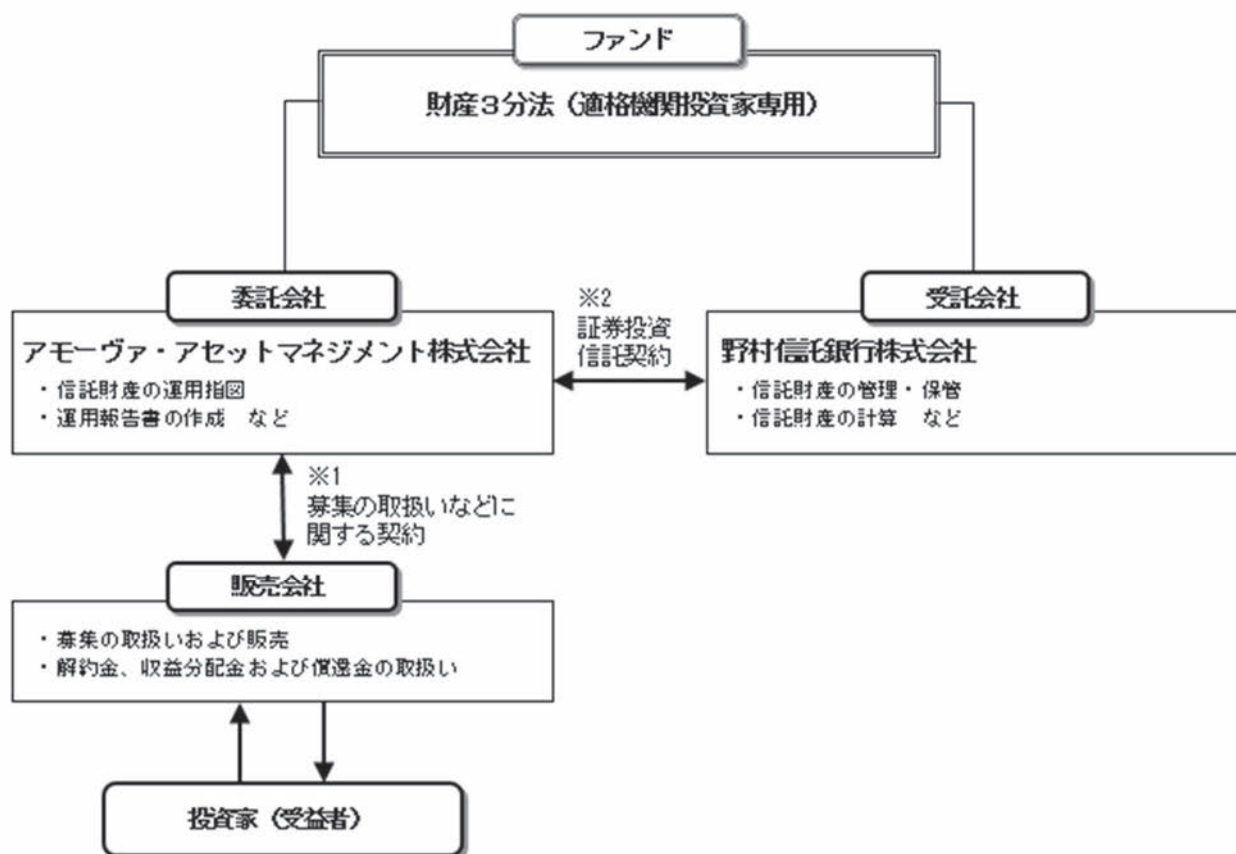
*上記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

* 2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。

- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行ないます。
 「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する …… 25%±20%
 信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」
- 「債券」 …… 50%±40%
- 「株式」 …… 25%±20%
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案して決定します。
- ・なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動した投資成果をめざします。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- * 東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。
 東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として世界各国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- * FTSE 世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を

保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・主として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)*の構成国のソブリン債券に投資を行ない、当該指数に連動する投資成果をめざします。
- ・原則として、高利回りの7カ国(少なくとも2カ国は先進国)のソブリン債券へ投資します。
- *「Bloomberg」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

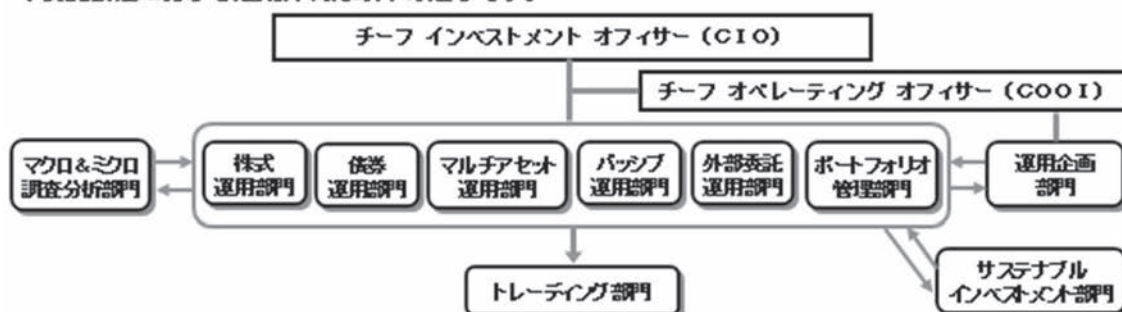
日本株式インデックス225マザーファンド

- ・主としてわが国の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックス*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- *「日経平均株価」及び「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」という。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属する。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負わない。また、本件投資信託について、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

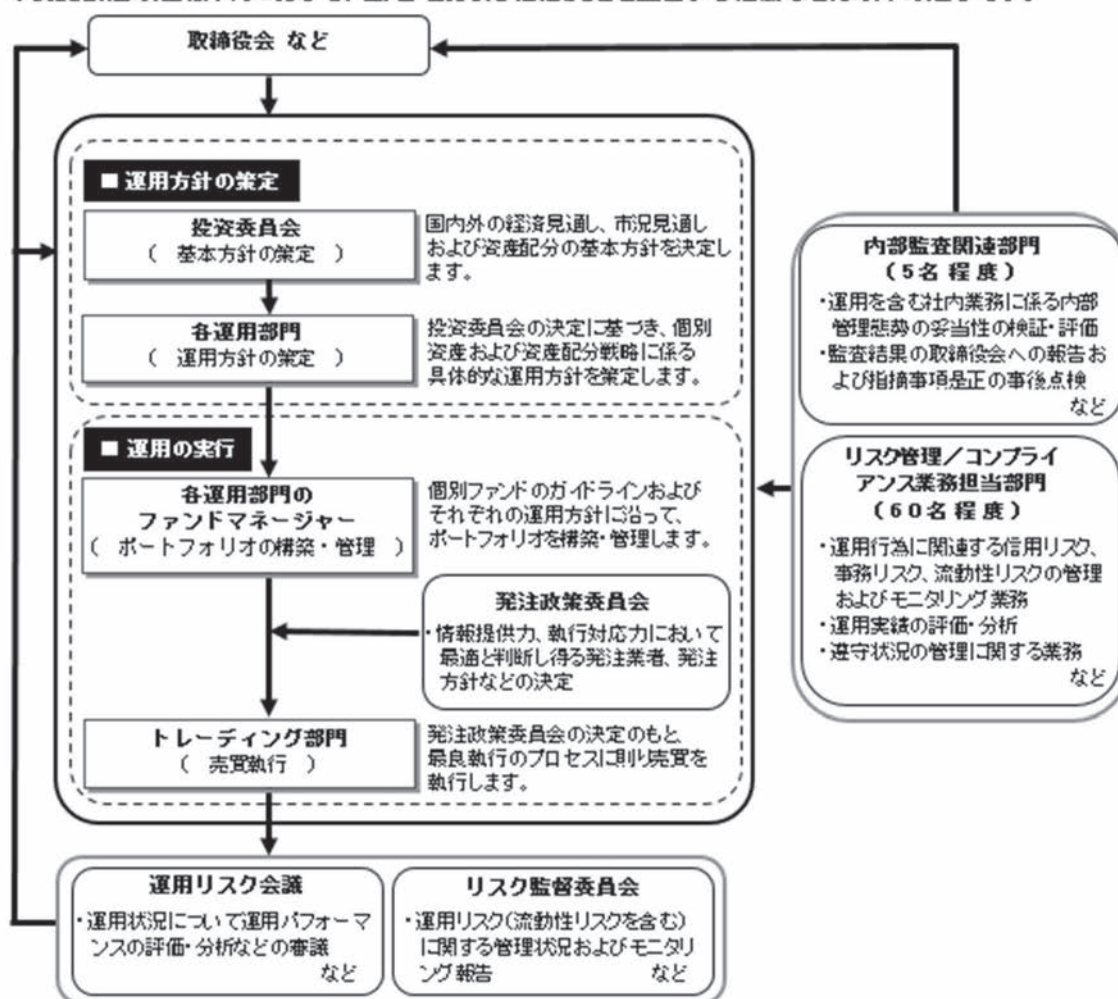
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

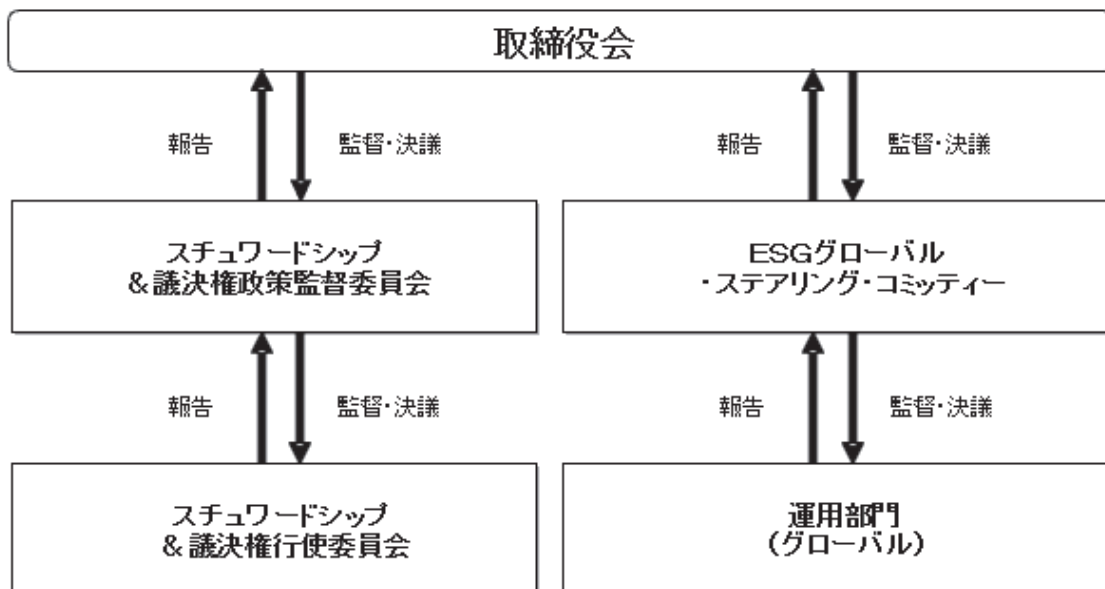


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
 (スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本株式インデックス225マザーファンド

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴わない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場

が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

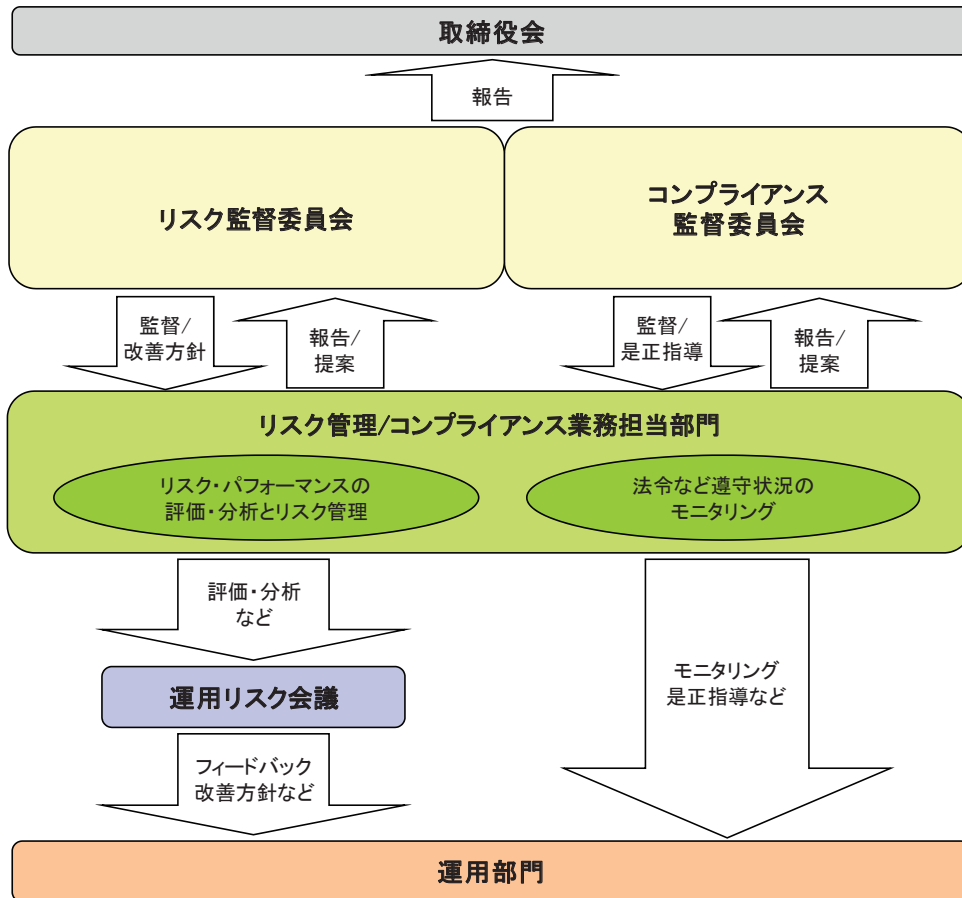
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 財産3分法(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
 - 1) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
 - 1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ③ 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

2 財産3分法(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- 1) 投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	2,809,853,630	33.66
親投資信託受益証券	日本	5,458,328,351	65.39
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	78,637,364	0.94
合計(純資産総額)		8,346,819,345	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	高利回りソブリン債券インデックスファンド	10,085,619,634	0.27	2,763,721,492	0.27	2,809,853,630	33.66
日本	親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	366,181,665	4.4257	1,620,610,195	5.8922	2,157,615,606	25.85
日本	親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	691,254,551	2.6759	1,849,728,054	2.9740	2,055,791,034	24.63
日本	親投資信託受益証券	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	382,030,169	3.0475	1,164,236,941	3.2587	1,244,921,711	14.91

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	33.66
親投資信託受益証券	65.39
合計	99.06

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年7月11日)	2,844	2,844	0.9597	0.9597
第2計算期間末 (2023年7月10日)	4,906	4,906	1.0247	1.0247
第3計算期間末 (2024年7月10日)	7,346	7,346	1.1733	1.1733
第4計算期間末 (2025年7月10日)	7,888	7,888	1.1793	1.1793
2024年10月末日	7,285	—	1.1425	—
11月末日	7,144	—	1.1223	—
12月末日	7,299	—	1.1465	—
2025年1月末日	7,335	—	1.1466	—
2月末日	7,139	—	1.1212	—
3月末日	7,155	—	1.1146	—
4月末日	7,108	—	1.1106	—
5月末日	7,314	—	1.1391	—
6月末日	7,835	—	1.1790	—
7月末日	7,944	—	1.2082	—
8月末日	8,041	—	1.2309	—
9月末日	8,129	—	1.2593	—
10月末日	8,346	—	1.3407	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	0.0000
第2期	2022年7月12日～2023年7月10日	0.0000
第3期	2023年7月11日～2024年7月10日	0.0000
第4期	2024年7月11日～2025年7月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	△4.03
第2期	2022年7月12日～2023年7月10日	6.77
第3期	2023年7月11日～2024年7月10日	14.50
第4期	2024年7月11日～2025年7月10日	0.51

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年7月10日現在	第4期 2025年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,463,363	98,242,705
投資信託受益証券	2,488,843,851	2,690,912,482
親投資信託受益証券	4,781,624,872	5,119,815,038
未収入金	23,026,363	-
未収利息	221	1,307
流動資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532
資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,436,527	-
未払受託者報酬	1,096,705	1,194,198
未払委託者報酬	16,085,838	17,515,795
その他未払費用	1,220,742	1,369,634
流動負債合計	45,839,812	20,079,627
負債合計	45,839,812	20,079,627
純資産の部		
元本等		
元本	6,260,914,712	6,689,333,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,085,204,146	1,199,558,874
(分配準備積立金)	1,190,259,896	1,402,984,159
元本等合計	7,346,118,858	7,888,891,905
純資産合計	7,346,118,858	7,888,891,905
負債純資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月10日	第4期 自 2024年7月11日 至 2025年7月10日
営業収益		
受取配当金	246,572,852	309,264,962
受取利息	28,768	370,153
有価証券売買等損益	659,274,813	△207,564,911
営業収益合計	905,876,433	102,070,204
営業費用		
支払利息	14,224	-
受託者報酬	2,028,713	2,391,368
委託者報酬	29,756,131	35,075,174
その他費用	1,282,820	1,449,390
営業費用合計	33,081,888	38,915,932
営業利益又は営業損失(△)	872,794,545	63,154,272
経常利益又は経常損失(△)	872,794,545	63,154,272
当期純利益又は当期純損失(△)	872,794,545	63,154,272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	84,728,984	△40,765,681
期首剰余金又は期首欠損金(△)	118,439,664	1,085,204,146
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,405,517	198,963,798
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	222,405,517	198,963,798
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,706,596	188,529,023
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,706,596	188,529,023
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,085,204,146	1,199,558,874

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）

（以下「ファンド」という場合があります。）

2 目的および基本的性格

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信（REIT）および債券などを実質的な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

商品分類		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
資産複合 (その他資産(投資 信託証券(株式、不 動産投信、その他 資産(株価指数先 物取引、国債先物 取引))) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型(その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信、その他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投信およびその他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)に投資を行いません。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

3 特色

1

実質的に、世界の株式、REITおよび債券などに分散投資を行ない、収益の獲得をめざします。

■主要投資信託証券(グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け))を通じて、主として、世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券)に投資を行ないます。

2

世界の株式やREITに加えて、株価指数先物取引や国債先物取引などを活用することで、信託財産の純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。

■主要投資信託証券は、各資産に投資を行なうマザーファンドの受益証券のほか、株価指数先物および国債先物の取引に係る権利などに投資を行ないます。

■世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。

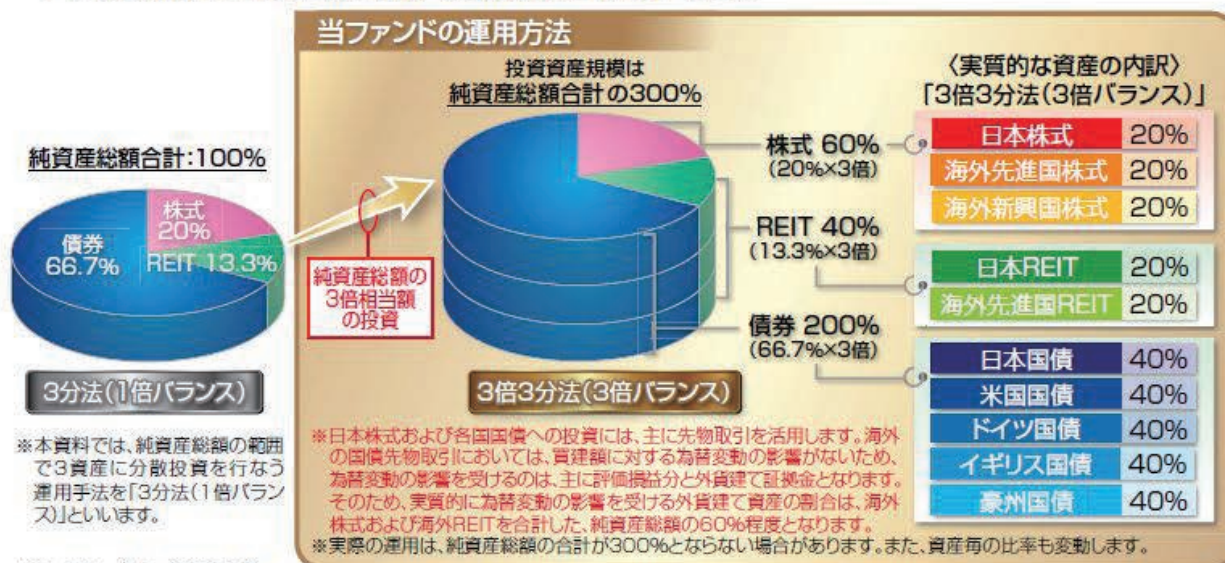
世界の株式、REIT、債券の3つの資産に対し、
純資産総額の3倍相当額の投資を行なう運用手法を「3倍3分法」としています。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

投資対象資産と実質的な資産の内訳について

- 当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各国国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。投資対象資産は世界の株式、REIT、債券の3資産とし、幅広く分散投資を行ないます。



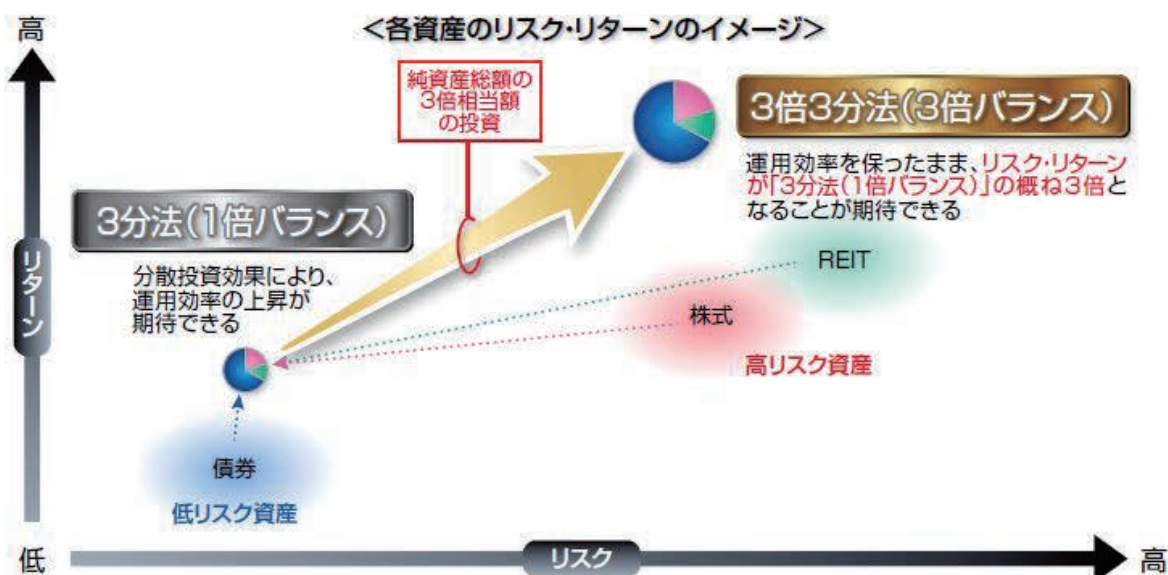
※上記はイメージ図です。

※上記の「3分法(1倍バランス)」の資産配分比率は、「3倍3分法(3倍バランス)」の実質的な資産配分比率の1/3(端数は四捨五入)として計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時現在のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、今後変更される可能性があります。

「3倍3分法(3倍バランス)」のリスク・リターンのイメージ

- 一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が上昇し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、実質的に先物取引などを活用して純資産総額の3倍相当額の投資を行なうことにより、運用効率を保ったまま、より高いリスク・リターンが期待できます。



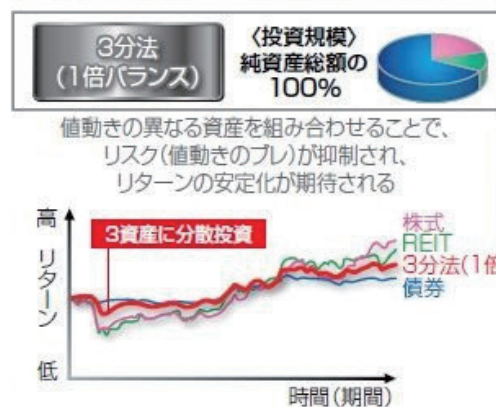
※上記は「3倍3分法(3倍バランス)」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

※実際の累積のパフォーマンスが3倍になる訳ではありません。

当ファンドの値動きのイメージ

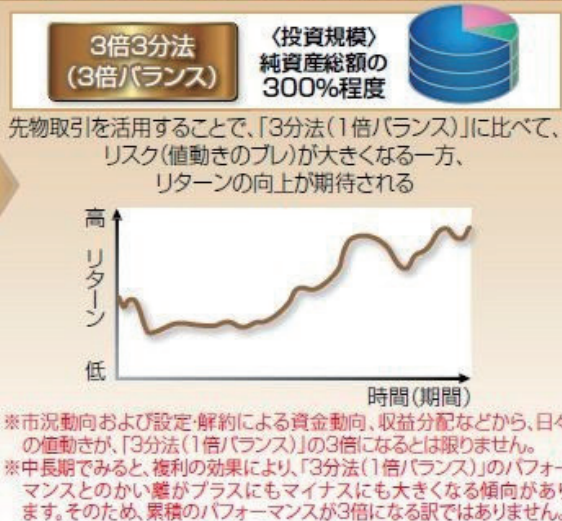
■当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各国国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。そのため、「3分法（1倍バランス）」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

「3分法（1倍バランス）」の値動きのイメージ



純資産総額の
3倍
 相当額の
 投資

「3倍3分法（3倍バランス）」に期待される運用成果

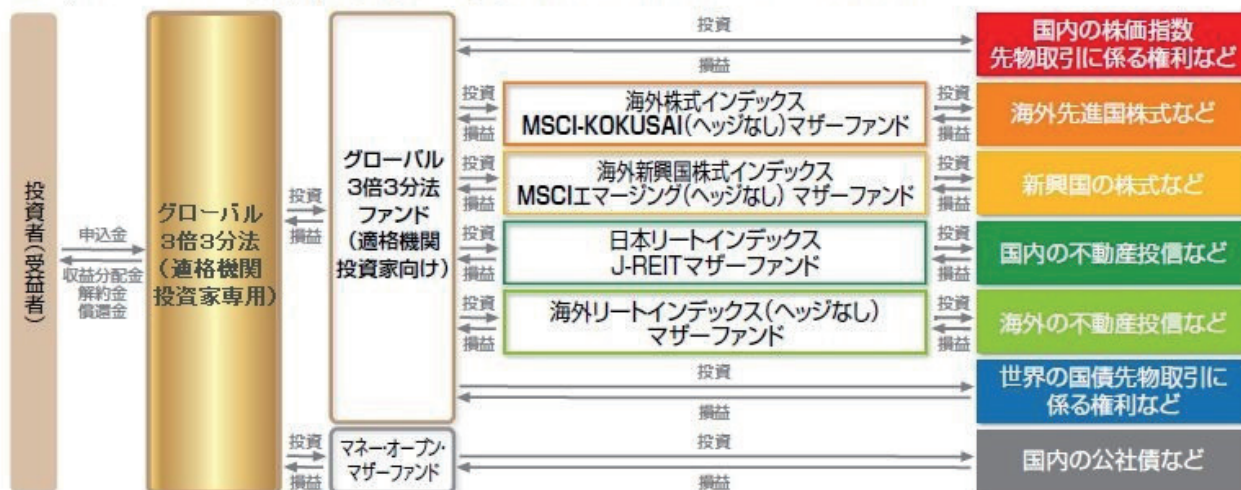


※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

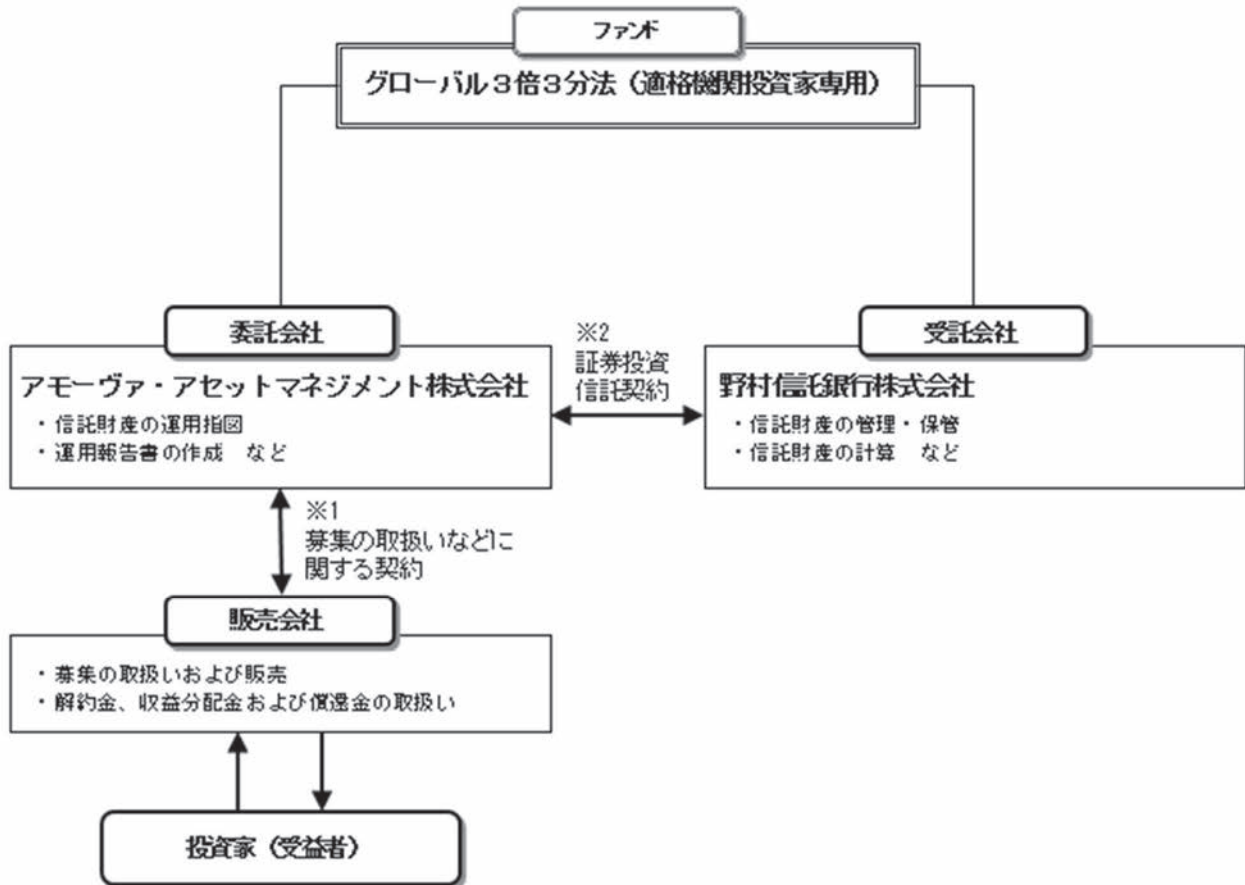
（主な投資制限）

- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（分配方針）

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

* 2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券等を実質的な投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

- ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)

- ・主として、海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド、海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド、海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンドおよび日本リートインデックスJ-REITマザーファンドの受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引に係る権利および国債先物取引に係る権利に投資を行なうことで、実質的に日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券に投資し、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・各投資対象資産の組入比率は、原則として、市況環境および投資対象資産のリスク水準等を勘案して決定します。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ご参考)海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として日本を除く世界各国の株式(DR(預託証券)およびカンントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス*(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- * MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc.が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。
同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として、新興国の株式(DR(預託証券)およびカンントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス*(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- * MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表している、世界の新興国の株式市場の合

成パフォーマンスを表す指数です。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

・主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* S&P先進国REIT指数(除く日本)は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エルシー(S&P社)が発表している、日本を除く世界の主要国の不動産投信市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

同指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はS&P社に帰属します。また、S&P社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* 東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

マネー・オープン・マザーファンド

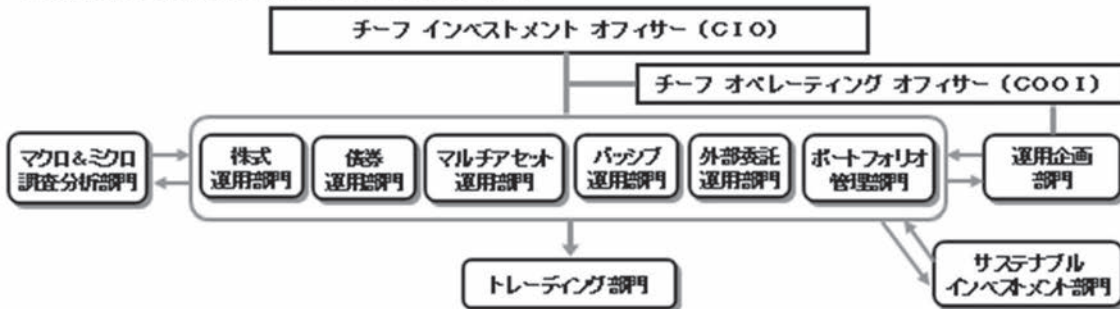
・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

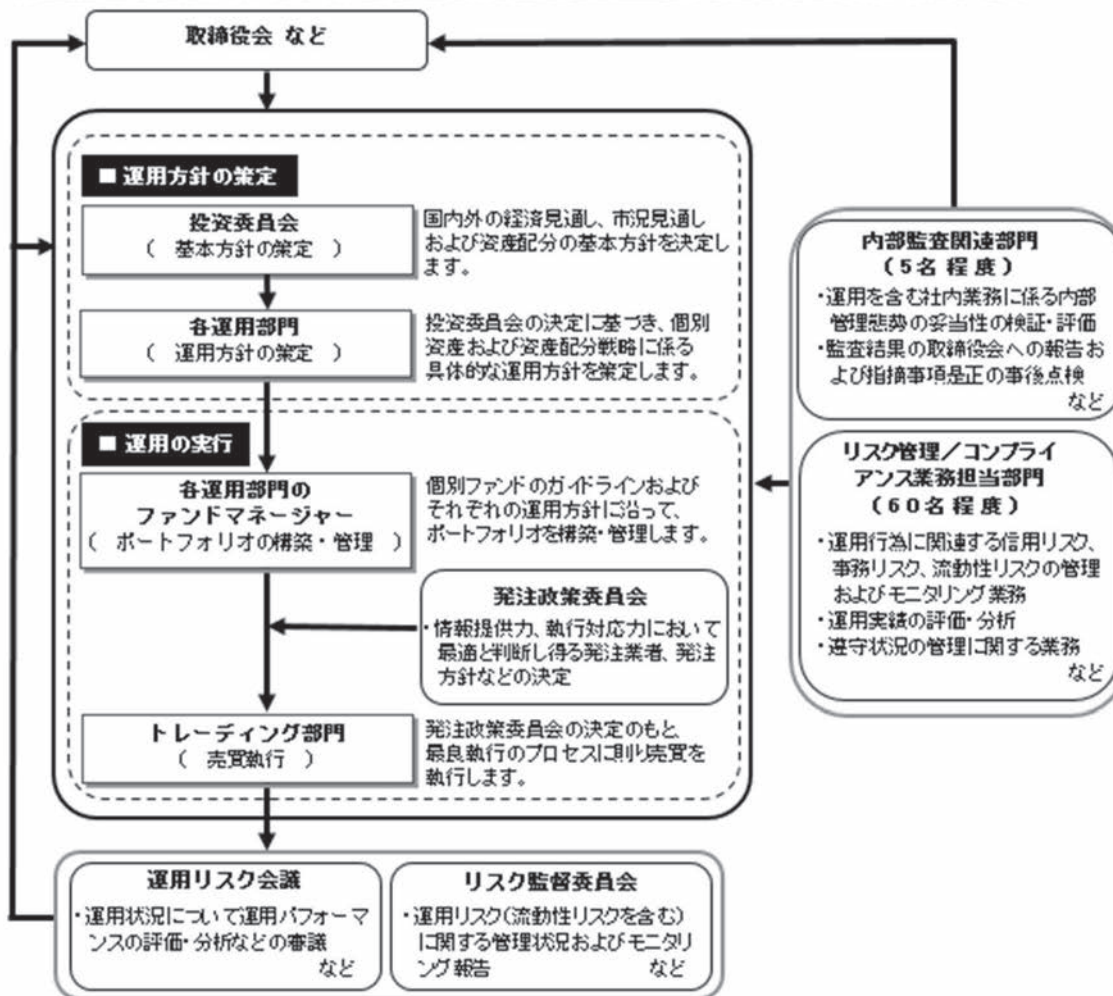
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

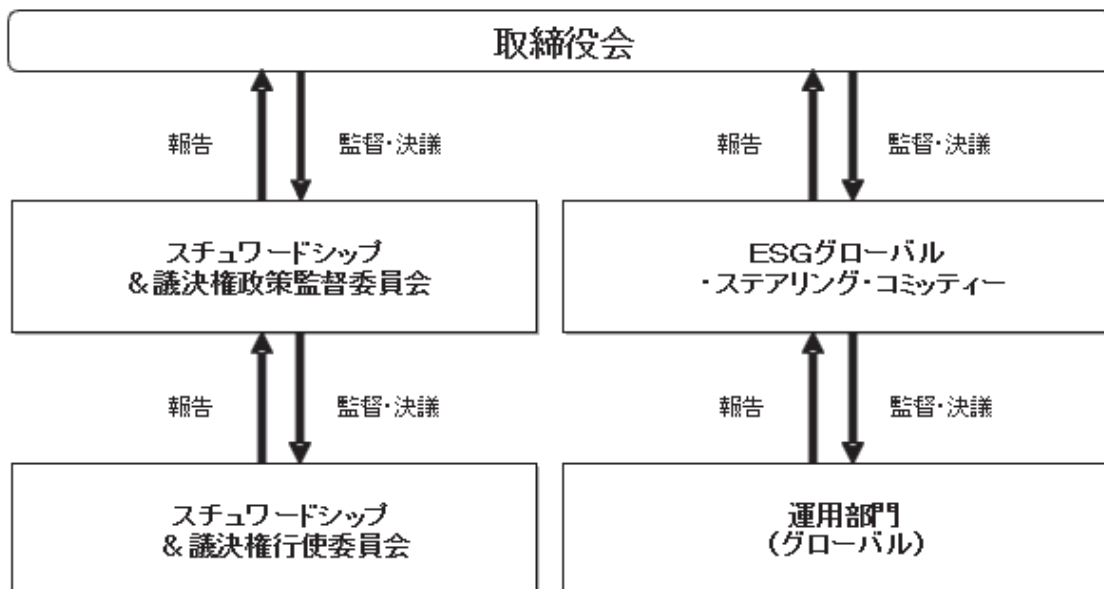


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
 (スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考) 海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし) マザーファンド

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考) 海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし) マザーファンド

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考) 海外リートインデックス(ヘッジなし) マザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（ご参考）日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

マネー・オープン・マザーファンド

- ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与えます。
- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け

相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一時的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

⑦ レバレッジリスク

株価指数先物取引および国債先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行いません。したがって、株式や債券の影響を大きく受けません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

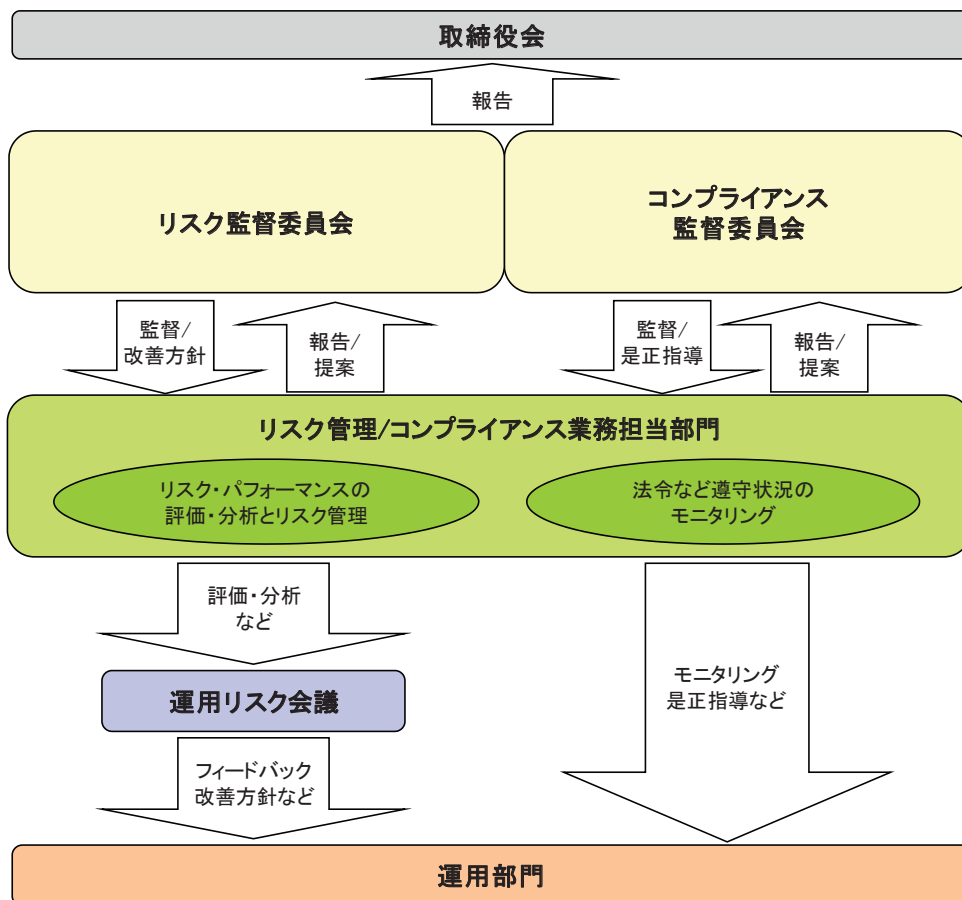
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
 - 1) の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

2 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は2025年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,340,154,808	99.03
親投資信託受益証券	日本	5,293,532	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	47,063,458	0.87
合計(純資産総額)		5,392,511,798	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)	3,019,083,451	1.6476	4,974,241,893	1.7688	5,340,154,808	99.03
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,192,792	1.0189	5,290,935	1.0194	5,293,532	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.03
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.13

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年9月21日)	4,935	4,935	0.8251	0.8251
第2計算期間末 (2023年9月21日)	6,479	6,479	0.8332	0.8332
第3計算期間末 (2024年9月24日)	6,544	6,544	0.9957	0.9957
第4計算期間末 (2025年9月22日)	5,639	5,639	1.0671	1.0671
2024年10月末日	6,417	—	0.9774	—
11月末日	6,298	—	0.9712	—
12月末日	6,089	—	0.9550	—
2025年1月末日	5,961	—	0.9547	—
2月末日	5,871	—	0.9408	—
3月末日	5,622	—	0.9103	—
4月末日	5,554	—	0.9176	—
5月末日	5,630	—	0.9437	—
6月末日	5,841	—	0.9902	—
7月末日	5,962	—	1.0203	—
8月末日	5,880	—	1.0374	—
9月末日	5,638	—	1.0679	—
10月末日	5,392	—	1.1452	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	0.0000
第2期	2022年9月22日～2023年9月21日	0.0000
第3期	2023年9月22日～2024年9月24日	0.0000
第4期	2024年9月25日～2025年9月22日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	△17.49
第2期	2022年9月22日～2023年9月21日	0.98
第3期	2023年9月22日～2024年9月24日	19.50
第4期	2024年9月25日～2025年9月22日	7.17

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年9月24日現在	第4期 2025年9月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,703,905	112,583,538
投資信託受益証券	6,478,125,060	5,609,824,772
親投資信託受益証券	6,511,804	5,290,935
未収入金	-	79,455,846
未収利息	466	1,497
流動資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588
資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,222,803	157,434,139
未払受託者報酬	730,796	638,275
未払委託者報酬	9,866,536	8,617,590
その他未払費用	957,538	955,454
流動負債合計	12,777,673	167,645,458
負債合計	12,777,673	167,645,458
純資産の部		
元本等		
元本	6,572,497,119	5,285,009,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,933,557	354,501,534
(分配準備積立金)	541,638,238	778,149,103
元本等合計	6,544,563,562	5,639,511,130
純資産合計	6,544,563,562	5,639,511,130
負債純資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年9月22日 至 2024年9月24日	第4期 自 2024年9月25日 至 2025年9月22日
営業収益		
受取利息	55,487	260,929
有価証券売買等損益	1,204,400,860	391,815,107
営業収益合計	1,204,456,347	392,076,036
営業費用		
支払利息	2,713	-
受託者報酬	1,419,372	1,295,770
委託者報酬	19,163,146	17,494,633
その他費用	1,026,346	1,021,157
営業費用合計	21,611,577	19,811,560
営業利益又は営業損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
経常利益又は経常損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
当期純利益又は当期純損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	188,355,817	△21,295,297
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,297,132,337	△27,933,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	411,860,131	13,038,377
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	411,860,131	13,038,377
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	137,150,304	24,163,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	137,150,304	24,163,059
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,933,557	354,501,534

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月22日から翌年9月21日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2024年9月25日から2025年9月22日までとなっております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

日経平均トータルリターン・インデックス（以下「日経225（配当込み）」）といたいます。）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	国内	株式	インデックス型

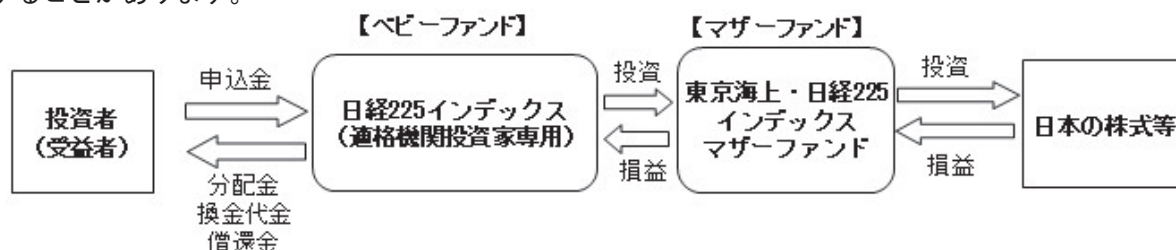
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

3 特色

- 主に日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。

「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

- 日経225（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

日経 225（配当込み）をベンチマークとします。

日経平均株価（日経 225）に採用されている銘柄を主要投資対象とし、当該指数算出方法を考慮した等株数投資を行います。

流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

＜マザーファンドが対象とする指数について＞

「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下、「日経平均株価」といいます。）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

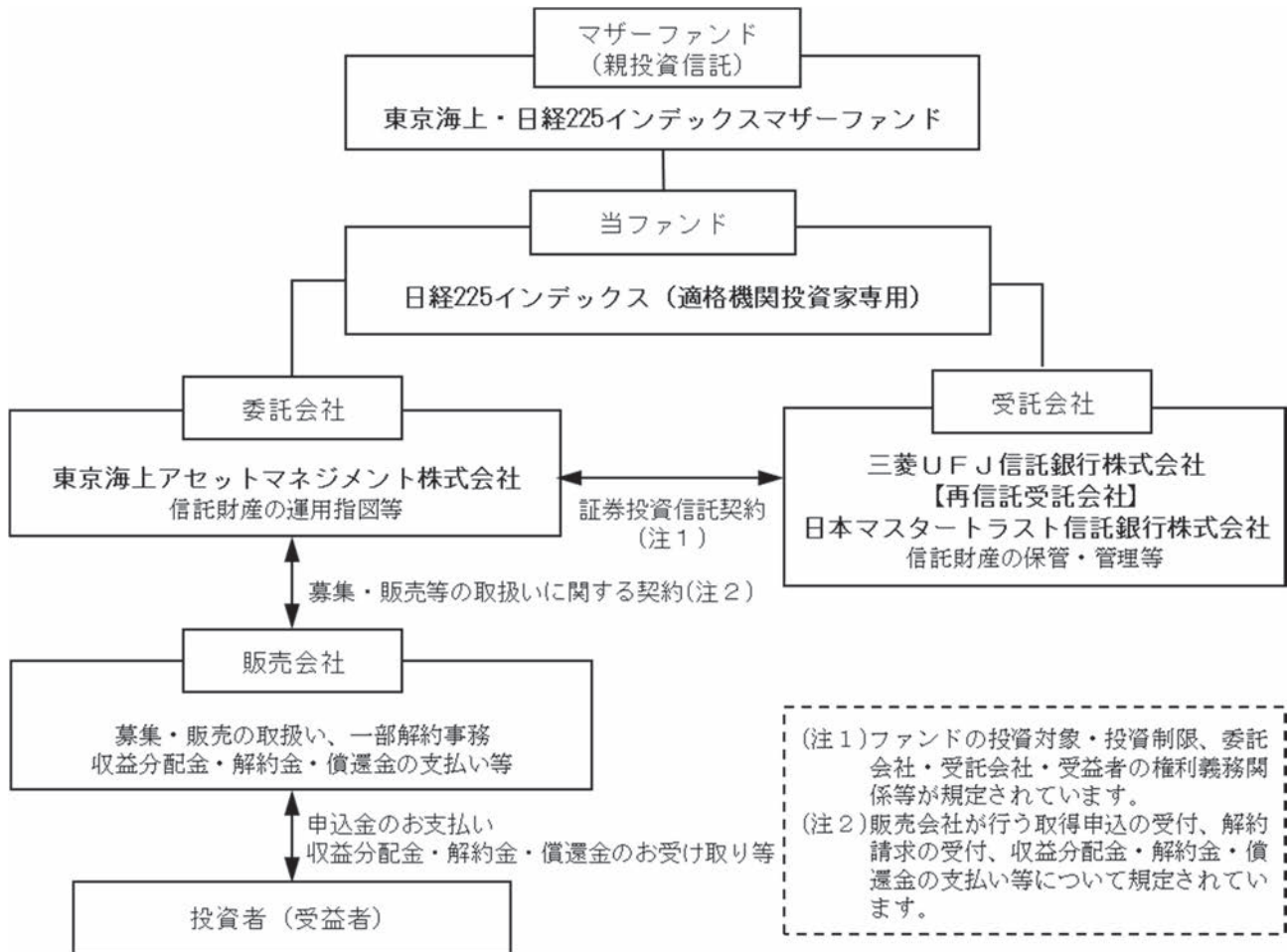
当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

当ファンドは、日経225（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

●投資対象

主として「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- ①マザーファンド受益証券を通じて、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

<投資方針>

日経225（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

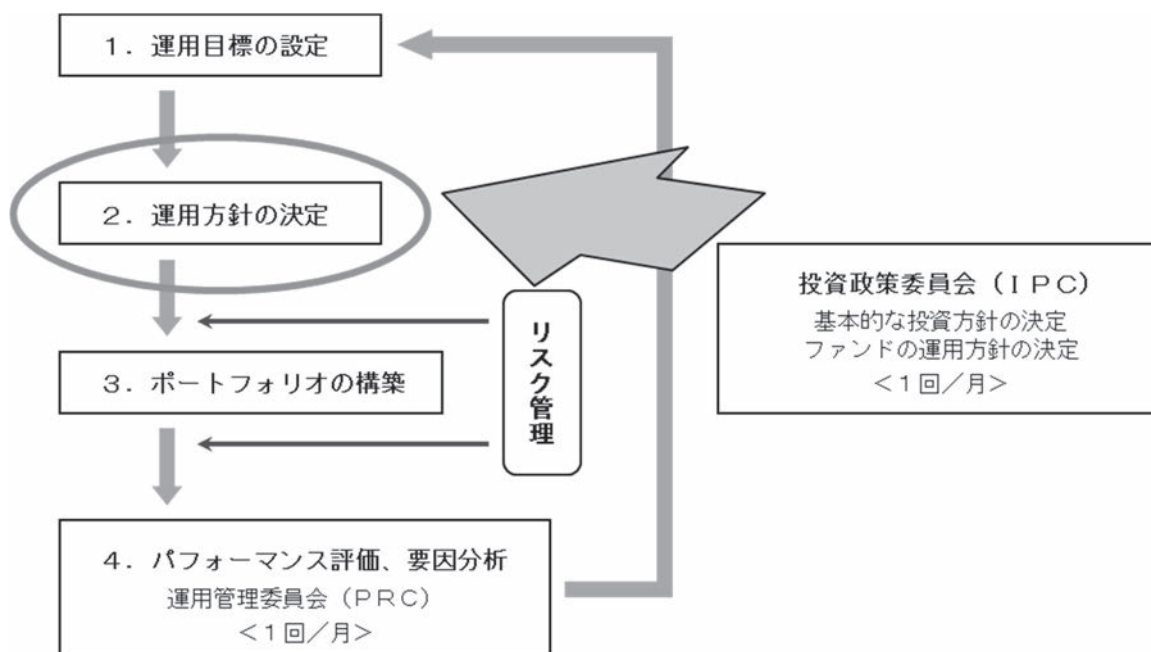
主として日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に投資します。

- ①日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を主要投資対象とし、当該指数算出方法を考慮した等株数投資を行います。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。
- ③原則として、株式への組入比率を高位に維持します。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、完全法を用いて日経225（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年9月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
日経225（配当込み）との乖離リスク	当ファンドの投資成果は日経225（配当込み）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトが日経平均株価（日経225）におけるウェイトと異なること ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (2) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (4) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファ
- ンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額と

- の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）
- ## 2. 投資する株式等の範囲
- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
- ## 3. 信用取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ## 4. 先物取引等
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。)
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ## 5. スワップ取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ## 6. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ## 7. 有価証券の貸付
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- ## 8. 有価証券の空売
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ## 9. 有価証券の借入
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

11. 外国為替予約取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2025年9月30日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,213,401,622	100.04
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△524,933	△0.04
合計（純資産総額）		1,212,876,689	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	37,365,413,680	97.89
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		802,642,763	2.10
合計（純資産総額）		38,168,056,443	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	764,830,000	2.00

(注) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2025年9月30日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	東京海上・日経225インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	384,364,922	2.8829	1,108,085,634	3.1569	1,213,401,622	100.04

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	アドバンテスト	日本	電気機器	株式	224,000	10,080.00	2,257,920,000	14,650.00	3,281,600,000	8.59
2	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	168,000	12,395.00	2,082,360,000	18,685.00	3,139,080,000	8.22
3	ファーストリテイリング	日本	小売業	株式	67,200	45,190.00	3,036,768,000	45,040.00	3,026,688,000	7.92
4	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	84,000	21,550.00	1,810,200,000	26,360.00	2,214,240,000	5.80
5	T D K	日本	電気機器	株式	420,000	1,809.00	759,780,000	2,148.50	902,370,000	2.36
6	K D D I	日本	情報・通信業	株式	336,000	2,500.00	840,000,000	2,360.50	793,128,000	2.07
7	信越化学工業	日本	化学	株式	140,000	4,379.00	613,060,000	4,853.00	679,420,000	1.78
8	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	84,000	8,334.00	700,056,000	7,963.00	668,892,000	1.75
9	コナミグループ	日本	情報・通信業	株式	28,000	23,500.00	658,000,000	21,350.00	597,800,000	1.56
10	ファナック	日本	電気機器	株式	140,000	4,361.00	610,540,000	4,262.00	596,680,000	1.56
11	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	140,000	2,943.35	412,070,120	4,259.00	596,260,000	1.56
12	テルモ	日本	精密機器	株式	224,000	2,561.00	573,664,000	2,443.00	547,232,000	1.43
13	中外製薬	日本	医薬品	株式	84,000	7,413.00	622,692,000	6,448.00	541,632,000	1.41
14	日東電工	日本	化学	株式	140,000	3,208.00	449,120,000	3,517.00	492,380,000	1.29
15	ダイキン工業	日本	機械	株式	28,000	19,080.00	534,240,000	17,080.00	478,240,000	1.25
16	京セラ	日本	電気機器	株式	224,000	1,873.00	419,552,000	1,989.50	445,648,000	1.16
17	バンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	株式	84,000	5,107.00	428,988,000	4,925.00	413,700,000	1.08
18	フジクラ	日本	非鉄金属	株式	28,000	10,930.00	306,040,000	14,455.00	404,740,000	1.06
19	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	140,000	2,721.00	380,940,000	2,849.50	398,930,000	1.04
20	任天堂	日本	その他製品	株式	28,000	13,480.00	377,440,000	12,805.00	358,540,000	0.93
21	豊田通商	日本	卸売業	株式	84,000	3,793.00	318,612,000	4,102.00	344,568,000	0.90
22	富士フイルムホールディングス	日本	化学	株式	84,000	3,243.00	272,412,000	3,681.00	309,204,000	0.81
23	セコム	日本	サービス業	株式	56,000	5,737.00	321,272,000	5,425.00	303,800,000	0.79
24	三菱商事	日本	卸売業	株式	84,000	3,095.00	259,980,000	3,531.00	296,604,000	0.77
25	H O Y A	日本	精密機器	株式	14,000	18,680.00	261,520,000	20,475.00	286,650,000	0.75
26	第一三共	日本	医薬品	株式	84,000	3,658.00	307,272,000	3,315.00	278,460,000	0.72
27	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	42,000	6,157.00	258,594,000	6,269.00	263,298,000	0.68
28	ディスコ	日本	機械	株式	5,600	40,830.00	228,648,000	46,510.00	260,456,000	0.68
29	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	168,000	1,571.50	264,012,000	1,531.00	257,208,000	0.67
30	ペイカレント	日本	サービス業	株式	28,000	8,648.43	242,156,180	8,700.00	243,600,000	0.63

b. 投資有価証券の種類

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.07
		建設業	1.69
		食料品	2.66
		繊維製品	0.08
		パルプ・紙	0.05
		化学	5.48
		医薬品	4.85
		石油・石炭製品	0.21
		ゴム製品	0.70
		ガラス・土石製品	0.60
		鉄鋼	0.04
		非鉄金属	1.79
		金属製品	0.01
		機械	4.42
		電気機器	27.52
		輸送用機器	3.66
		精密機器	2.86
		その他製品	2.56
		電気・ガス業	0.17
		陸運業	0.90
		海運業	0.34
		空運業	0.23
		情報・通信業	13.97
		卸売業	3.45
		小売業	10.66
		銀行業	0.80
証券、商品先物取引業	0.16		
保険業	1.20		
その他金融業	0.81		
不動産業	1.28		
サービス業	4.43		
合計			97.89

②投資不動産物件

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの東京海上・日経225インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	17	756,103,900.00	764,830,000	2.00

(注) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2025年9月30日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2022年 8月 8日)	3	3	1.0168	1.0168
第2計算期間末	(2023年 8月 7日)	507	507	1.1838	1.1838
第3計算期間末	(2024年 8月 6日)	964	964	1.2919	1.2919
第4計算期間末	(2025年 8月 6日)	1,539	1,539	1.5451	1.5451
	2024年 9月末日	1,403	—	1.4227	—
	10月末日	1,474	—	1.4658	—
	11月末日	1,472	—	1.4330	—
	12月末日	1,550	—	1.4976	—
	2025年 1月末日	1,538	—	1.4853	—
	2月末日	1,498	—	1.3952	—
	3月末日	1,560	—	1.3483	—
	4月末日	1,615	—	1.3640	—
	5月末日	1,676	—	1.4369	—
	6月末日	1,810	—	1.5338	—
	7月末日	1,553	—	1.5559	—
	8月末日	1,106	—	1.6186	—
	9月末日	1,212	—	1.7133	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2022年 3月24日～2022年 8月 8日	1.7
第2計算期間	2022年 8月 9日～2023年 8月 7日	16.4
第3計算期間	2023年 8月 8日～2024年 8月 6日	9.1
第4計算期間	2024年 8月 7日～2025年 8月 6日	19.6

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	第3期	第4期
	[2024年 8月 6日現在]	[2025年 8月 6日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	964,591,756	1,539,107,565
未収入金	7,786,590	2,289,578
流動資産合計	972,378,346	1,541,397,143
資産合計	972,378,346	1,541,397,143
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,345,163	—
未払受託者報酬	110,891	176,134
未払委託者報酬	1,275,178	2,025,465
その他未払費用	55,358	87,979
流動負債合計	7,786,590	2,289,578
負債合計	7,786,590	2,289,578
純資産の部		
元本等		
元本	746,654,076	996,125,055
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	217,937,680	542,982,510
（分配準備積立金）	13,061,797	149,335,134
元本等合計	964,591,756	1,539,107,565
純資産合計	964,591,756	1,539,107,565
負債純資産合計	972,378,346	1,541,397,143

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第3期	第4期
	自 2023年 8月 8日 至 2024年 8月 6日	自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	97,153,528	264,981,552
営業収益合計	97,153,528	264,981,552
営業費用		
受託者報酬	207,966	334,096
委託者報酬	2,391,450	3,841,954
その他費用	103,802	166,868
営業費用合計	2,703,218	4,342,918
営業利益又は営業損失（△）	94,450,310	260,638,634
経常利益又は経常損失（△）	94,450,310	260,638,634
当期純利益又は当期純損失（△）	94,450,310	260,638,634
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	148,413,192	83,239,102
期首剰余金又は期首欠損金（△）	78,835,585	217,937,680
剰余金増加額又は欠損金減少額	453,920,988	389,910,913
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	453,920,988	389,910,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	260,856,011	242,265,615
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	260,856,011	242,265,615
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	217,937,680	542,982,510

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期
	自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	株式	インデックス型

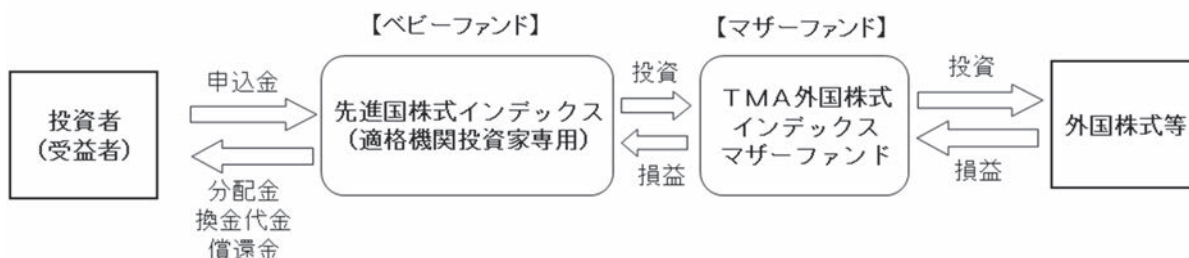
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

3 特色

●主に外国の株式に投資します。

主に外国の株式を主要投資対象として運用する「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

●MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）※に連動する投資成果をめざします。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

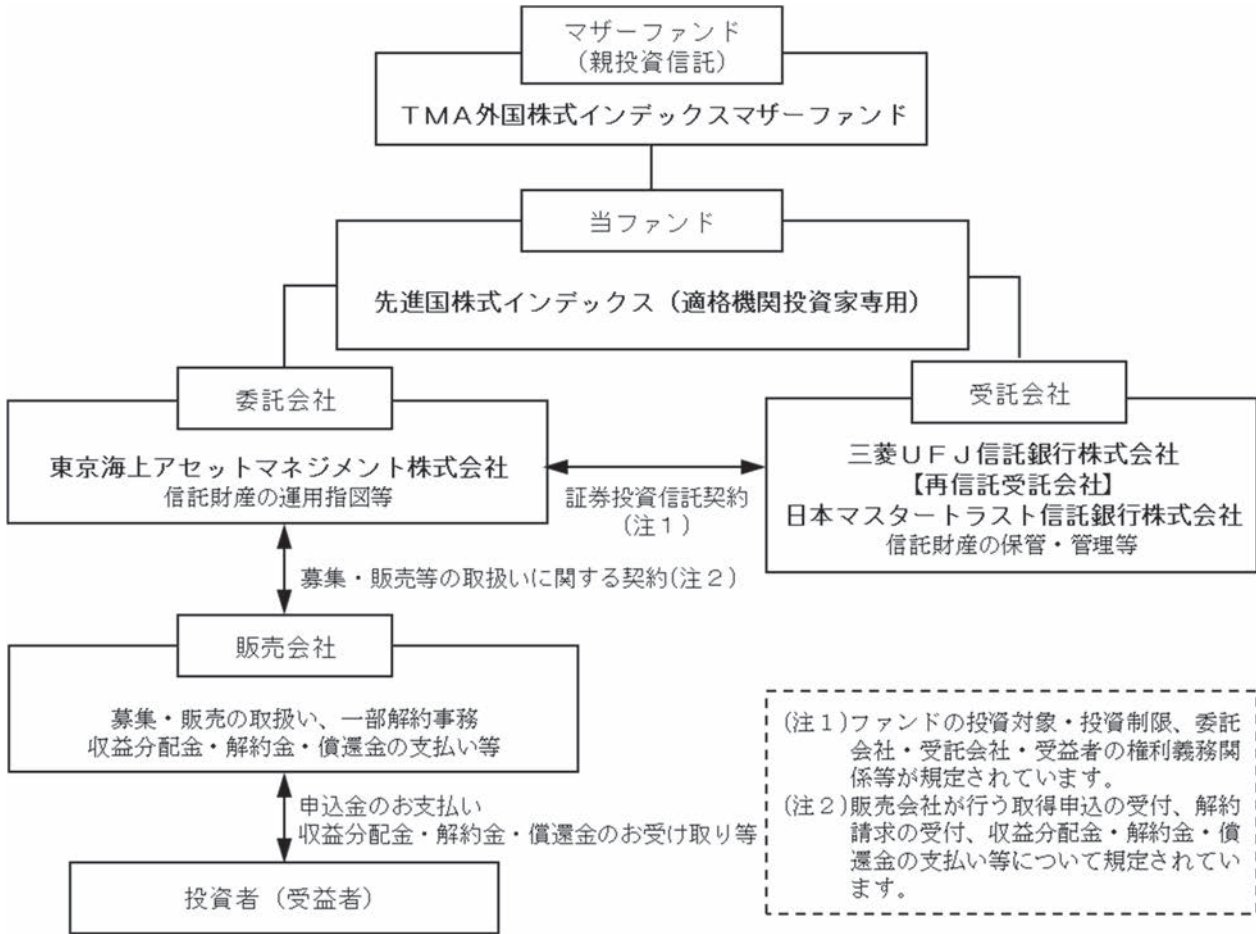
※MSCI社が公表する指数（米ドルベース）の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）で円換算したものを使用します。なお、指数（米ドルベース）は税引前配当込みです。

<マザーファンドが対象とする指数について>

MSCIコクサイ指数とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成をめざします。

●投資対象

主として「TMA外国株式インデックスマザーファンド」受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

- ①マザーファンド受益証券を通じて、外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

<投資方針>

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

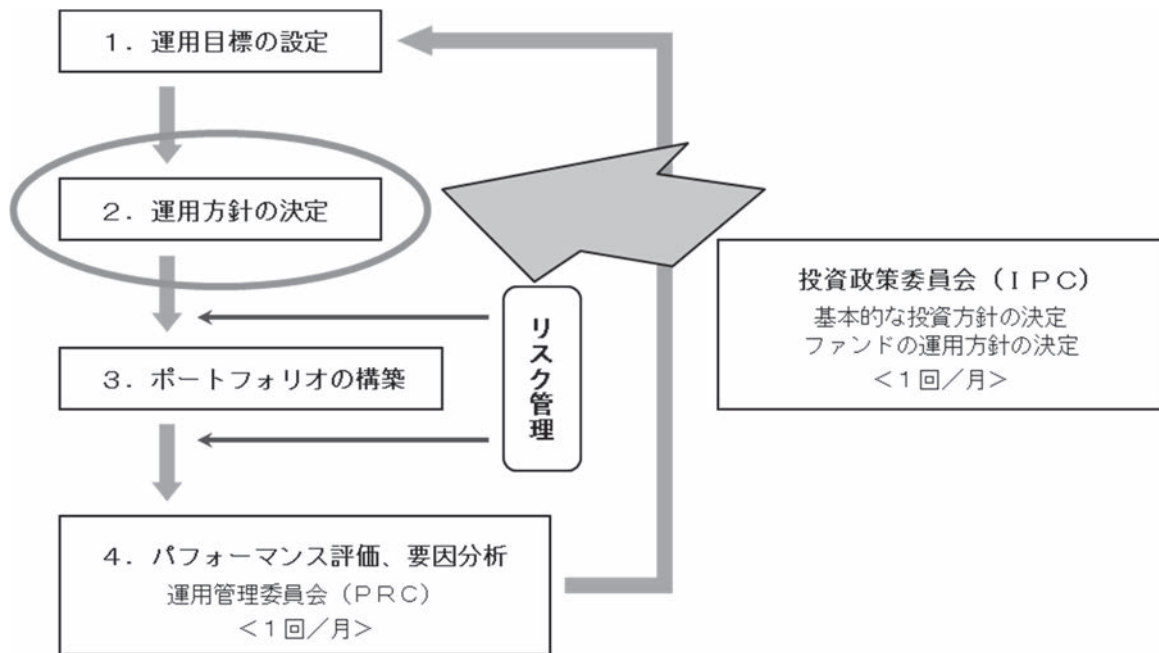
外国の株式を主要投資対象とします。

- ①主として外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
- ②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。
- ③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

※運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年9月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク	当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限りま。
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
 - (17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (4) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組み入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (5) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3

- 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）
2. 投資する株式等の範囲
- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
3. 信用取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 先物取引等
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
5. スワップ取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
7. 有価証券の貸付
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
8. 有価証券の空売
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
9. 有価証券の借入
- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2025年9月30日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	22,608,096,986	100.10
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△24,744,858	△0.10
合計（純資産総額）		22,583,352,128	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況 TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	274,420,382,076	72.40
	カナダ	13,080,664,554	3.45
	ドイツ	9,512,757,837	2.50
	イタリア	2,579,044,430	0.68
	フランス	9,426,679,765	2.48
	オーストラリア	6,082,628,041	1.60
	イギリス	13,945,876,113	3.67
	スイス	9,762,190,811	2.57
	バミューダ	396,066,135	0.10
	香港	1,535,516,939	0.40
	シンガポール	1,323,192,312	0.34
	ニュージーランド	290,553,083	0.07
	オランダ	6,294,281,946	1.66
	スペイン	3,435,526,083	0.90
	ベルギー	769,077,112	0.20
	スウェーデン	2,870,299,477	0.75
	ノルウェー	651,488,912	0.17
	オーストリア	250,624,836	0.06
	ルクセンブルク	744,353,581	0.19
	フィンランド	1,060,573,257	0.27
	デンマーク	1,940,576,637	0.51
	アイルランド	6,554,485,960	1.72
	イスラエル	622,817,979	0.16
	ポルトガル	201,686,889	0.05
	ケイマン	249,928,695	0.06
	リベリア	444,442,626	0.11
	パナマ	166,989,673	0.04
キュラソー	233,126,858	0.06	
ジャージー	508,861,192	0.13	
小計	369,354,693,809	97.44	
投資証券	アメリカ	5,334,157,242	1.40
	フランス	209,605,878	0.05
	オーストラリア	380,377,706	0.10
	イギリス	89,428,420	0.02
	香港	74,404,681	0.01
	シンガポール	86,116,648	0.02

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

	小計	6,174,090,575	1.62
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,503,867,648	0.92
合計（純資産総額）		379,032,652,032	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,347,356,458	1.41
	買建	ドイツ	955,170,909	0.25
	買建	イギリス	467,697,382	0.12

(注) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2025年9月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	TMA外国株式インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,930,939,767	6.9200	20,282,198,527	7.7136	22,608,096,986	100.10

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	813,281	21,680.47	17,632,315,719	27,073.82	22,018,629,909	5.80
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	497,230	33,726.66	16,769,909,393	37,879.53	18,834,842,878	4.96
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	234,992	63,243.64	14,861,750,383	76,613.64	18,003,594,370	4.74
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	318,387	31,070.22	9,892,354,548	33,076.66	10,531,181,603	2.77
5	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	72,522	89,052.33	6,458,253,779	110,677.39	8,026,545,822	2.11
6	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	149,209	28,255.34	4,215,951,789	48,817.75	7,284,047,958	1.92
7	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	193,964	26,569.82	5,153,590,220	36,334.16	7,047,519,786	1.85
8	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	96,865	47,776.99	4,627,918,938	65,985.10	6,391,647,176	1.68
9	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	163,598	26,712.13	4,370,051,940	36,380.31	5,951,747,067	1.57
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	92,290	35,742.04	3,298,633,290	46,999.92	4,337,623,281	1.14
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	金融サービス	株式	44,602	69,836.02	3,114,826,318	74,328.33	3,315,192,620	0.87
12	ELI LILLY AND COMPANY	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	26,913	123,158.21	3,314,557,044	108,162.80	2,910,985,673	0.76
13	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	株式	57,127	46,927.91	2,680,851,026	50,643.02	2,893,083,849	0.76
14	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	14,148	123,971.85	1,753,953,740	179,610.32	2,541,126,818	0.67
15	MASTERCARD INC - A	アメリカ	金融サービス	株式	28,377	79,297.48	2,250,224,751	84,584.68	2,400,259,555	0.63
16	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	141,132	17,884.24	2,524,039,179	17,005.07	2,399,960,047	0.63
17	ORACLE CORPORATION	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	56,864	27,920.65	1,587,680,283	42,097.30	2,393,821,367	0.63
18	WALMART INC	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	145,801	12,878.62	1,877,715,685	15,346.55	2,237,542,394	0.59
19	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	78,589	23,213.46	1,824,322,884	27,039.58	2,125,013,992	0.56
20	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	76,369	10,599.52	809,475,373	26,628.67	2,033,605,418	0.53
21	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	生活必需品流通・小売り	株式	14,670	141,557.14	2,076,643,263	136,503.60	2,002,507,894	0.52
22	HOME DEPOT INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	株式	32,891	59,996.48	1,973,344,335	60,564.38	1,992,023,154	0.52
23	ABBVIE INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	59,091	29,561.30	1,746,807,110	33,224.06	1,963,242,976	0.51

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

24	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	株式	13,059	109,307.33	1,427,444,470	144,024.98	1,880,822,279	0.49
25	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	234,890	6,720.97	1,578,690,808	7,804.28	1,833,149,584	0.48
26	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	76,344	24,906.17	1,901,436,900	22,857.54	1,745,036,522	0.46
27	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	資本財	株式	35,925	28,164.85	1,011,822,251	43,715.63	1,570,484,165	0.41
28	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	30,362	87,968.42	2,670,897,403	51,390.39	1,560,315,276	0.41
29	CHEVRON CORP	アメリカ	エネルギー	株式	63,587	22,847.62	1,452,811,934	23,240.16	1,477,772,562	0.38
30	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	株式	34,747	39,476.33	1,371,684,193	39,351.70	1,367,353,815	0.36

b. 投資有価証券の種類

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.56
		素材	3.16
		資本財	7.52
		商業・専門サービス	1.37
		運輸	1.30
		自動車・自動車部品	2.16
		耐久消費財・アパレル	0.98
		消費者サービス	1.87
		メディア・娯楽	7.48
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.99
		生活必需品流通・小売り	1.66
		食品・飲料・タバコ	2.55
		家庭用品・パーソナル用品	1.14
		ヘルスケア機器・サービス	3.22
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.80
		銀行	6.52
		金融サービス	7.11
		保険	2.96
		ソフトウェア・サービス	10.44
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.72
電気通信サービス	1.15		
公益事業	2.67		
半導体・半導体製造装置	10.77		
不動産管理・開発	0.23		
投資証券		—	1.62
合計			99.07

②投資不動産物件

TMA外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	107	米ドル	35,803,967.50	35,917,225.00	5,347,356,458	1.41
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	99	ユーロ	5,405,330.00	5,474,700.00	955,170,909	0.25
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	25	英ポンド	2,329,210.00	2,340,125.00	467,697,382	0.12

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2025年9月30日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年11月10日)	721	721	1.1582	1.1582
第2計算期間末	(2022年11月10日)	8,944	8,944	1.1921	1.1921
第3計算期間末	(2023年11月10日)	12,333	12,333	1.4347	1.4347
第4計算期間末	(2024年11月11日)	19,303	19,303	1.9458	1.9458
2024年9月末日		17,500	—	1.7749	—
10月末日		18,825	—	1.9085	—
11月末日		18,390	—	1.9175	—
12月末日		19,776	—	1.9935	—
2025年1月末日		19,773	—	1.9968	—
2月末日		19,445	—	1.8911	—
3月末日		19,329	—	1.8222	—
4月末日		19,037	—	1.7443	—
5月末日		20,713	—	1.8692	—
6月末日		22,059	—	1.9579	—
7月末日		22,521	—	2.0666	—
8月末日		22,711	—	2.0822	—
9月末日		22,583	—	2.1578	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2021年5月13日～2021年11月10日	15.8
第2計算期間	2021年11月11日～2022年11月10日	2.9
第3計算期間	2022年11月11日～2023年11月10日	20.4
第4計算期間	2023年11月11日～2024年11月11日	35.6
第5中間計算期間	2024年11月12日～2025年5月11日	△6.8

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	第3期	第4期
	[2023年11月10日現在]	[2024年11月11日現在]
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,333,823,504	19,303,180,696
未収入金	66,231,317	74,573,174
流動資産合計	12,400,054,821	19,377,753,870
資産合計	12,400,054,821	19,377,753,870
負債の部		
流動負債		
未払解約金	50,430,026	50,368,896
未払受託者報酬	1,196,354	1,842,632
未払委託者報酬	14,356,169	22,111,526
その他未払費用	248,768	250,120
流動負債合計	66,231,317	74,573,174
負債合計	66,231,317	74,573,174
純資産の部		
元本等		
元本	8,596,583,351	9,920,647,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,737,240,153	9,382,532,744
（分配準備積立金）	1,648,410,069	4,528,718,791
元本等合計	12,333,823,504	19,303,180,696
純資産合計	12,333,823,504	19,303,180,696
負債純資産合計	12,400,054,821	19,377,753,870

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第3期	第4期
	自 2022年11月11日 至 2023年11月10日	自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	2,163,368,729	4,616,821,763
営業収益合計	2,163,368,729	4,616,821,763
営業費用		
受託者報酬	2,369,018	3,266,063
委託者報酬	28,428,128	39,192,639
その他費用	493,480	496,184
営業費用合計	31,290,626	42,954,886
営業利益又は営業損失（△）	2,132,078,103	4,573,866,877
経常利益又は経常損失（△）	2,132,078,103	4,573,866,877
当期純利益又は当期純損失（△）	2,132,078,103	4,573,866,877
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	636,490,805	961,992,902
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,441,195,012	3,737,240,153
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,760,302,444	4,342,862,610
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,760,302,444	4,342,862,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	959,844,601	2,309,443,994
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	959,844,601	2,309,443,994
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,737,240,153	9,382,532,744

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期
	自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年11月10日が休日のため、当計算期間末日を2024年11月11日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

グローバル・ストラテジック・コア株式戦略ファンド（適格機関投資家専用）
（以下「ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

この信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

※商品分類の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.ima.or.jp/）をご参照ください。

3 特色

- 主として、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（以下「AB」ということがあります。）が運用するルクセンブルク籍外国投資法人である「アライアンス・バーンスタイン SICAV I」が発行する米ドル建外国投資証券「ロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスS1投資証券*（米ドル建）」（以下「外国投資証券」または「投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、先進国および新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）へ投資します。
- 運用においては、ファンダメンタル分析と独自のリスク・リターンモデルによる定量分析（クオンツ分析）に基づき、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。企業のクオリティ、安定性、バリュエーションを重視し、低いボラティリティを追求しながら、値上がり利益を得ることで長期的な信託財産の成長を目指します。
- 外国投資証券への投資割合は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

*2025年12月1日付で、「クラスS1株式」から「クラスS1投資証券」に表記が変更されました。

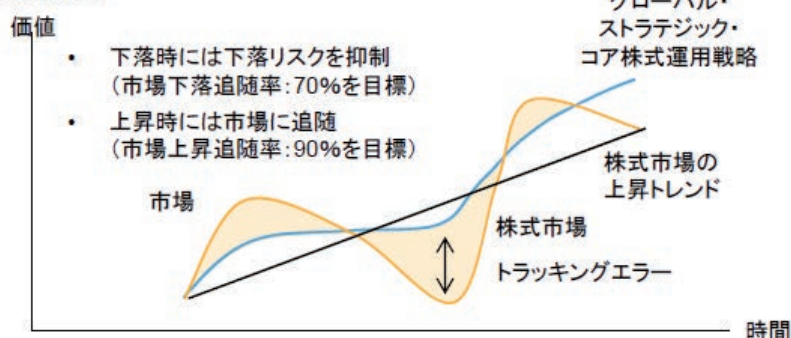
<グローバル・ストラテジック・コア株式運用戦略の概要>

コンセプト

1)クオリティ、2)安定性、3)バリュエーション

3つの基準による個別銘柄の選別投資により、資産価値減少リスクの抑制を重視しつつ、中長期的に市場を上回るリターンを目指します

資産価値

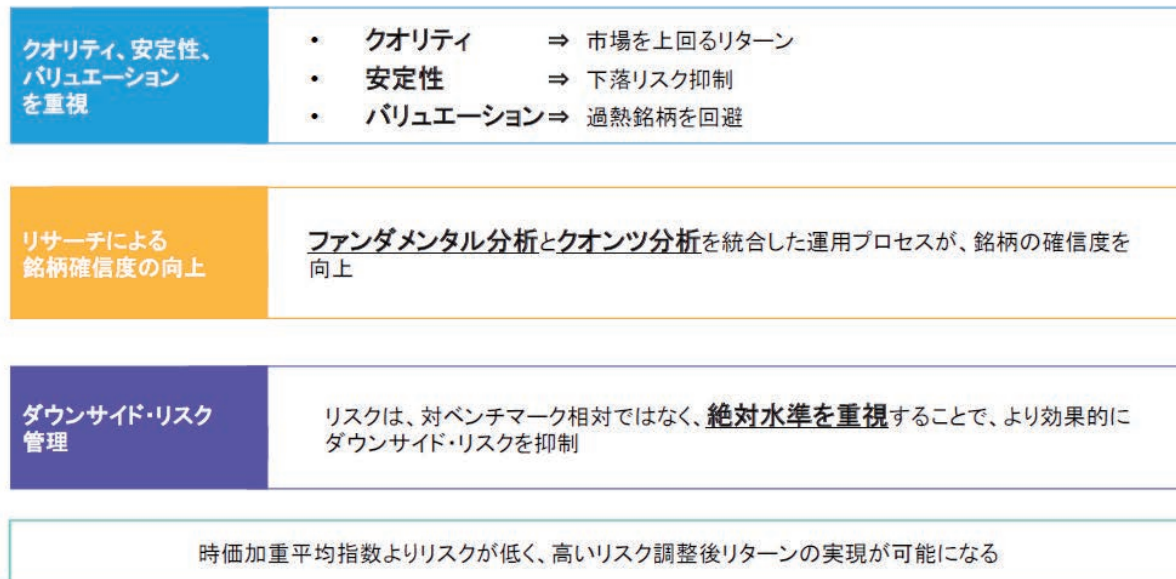


(凡例)

- 市場
- グローバル・ストラテジック・コア株式運用戦略
- 株式市場の上昇トレンド

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

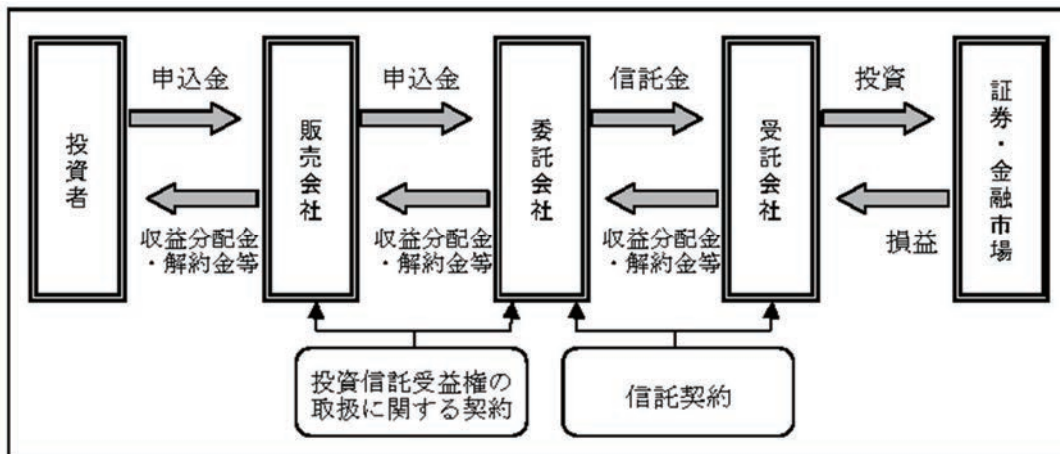
グローバル・ストラテジック・コア株式運用戦略の強み：
独自アプローチによるリターン向上とリスク抑制



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

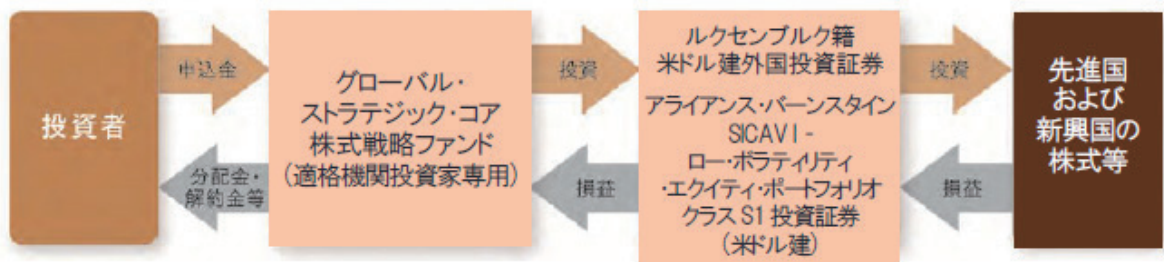
4 仕組み

①ファンドの仕組み



ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

- ・ルクセンブルク籍外国投資法人である「アライアンス・バーンスタイン SICAV I」が発行する米ドル建外国投資証券「ロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスS1 投資証券（米ドル建）」



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

(1) 投資方針

<基本方針>

この信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

<投資態度>

- ① 主として、外国投資証券への投資を通じて、先進国および新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）へ投資します。
- ② 運用においては、ファンダメンタル分析と独自のリスク・リターンモデルによる定量分析（クオンツ分析）に基づき、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。企業のクオリティ、安定性、バリュエーションを重視し、低いボラティリティを追求しながら、値上がり益を得ることで長期的な信託財産の成長を目指します。
- ③ 外国投資証券への投資割合は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ M S C I ワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。
- ⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

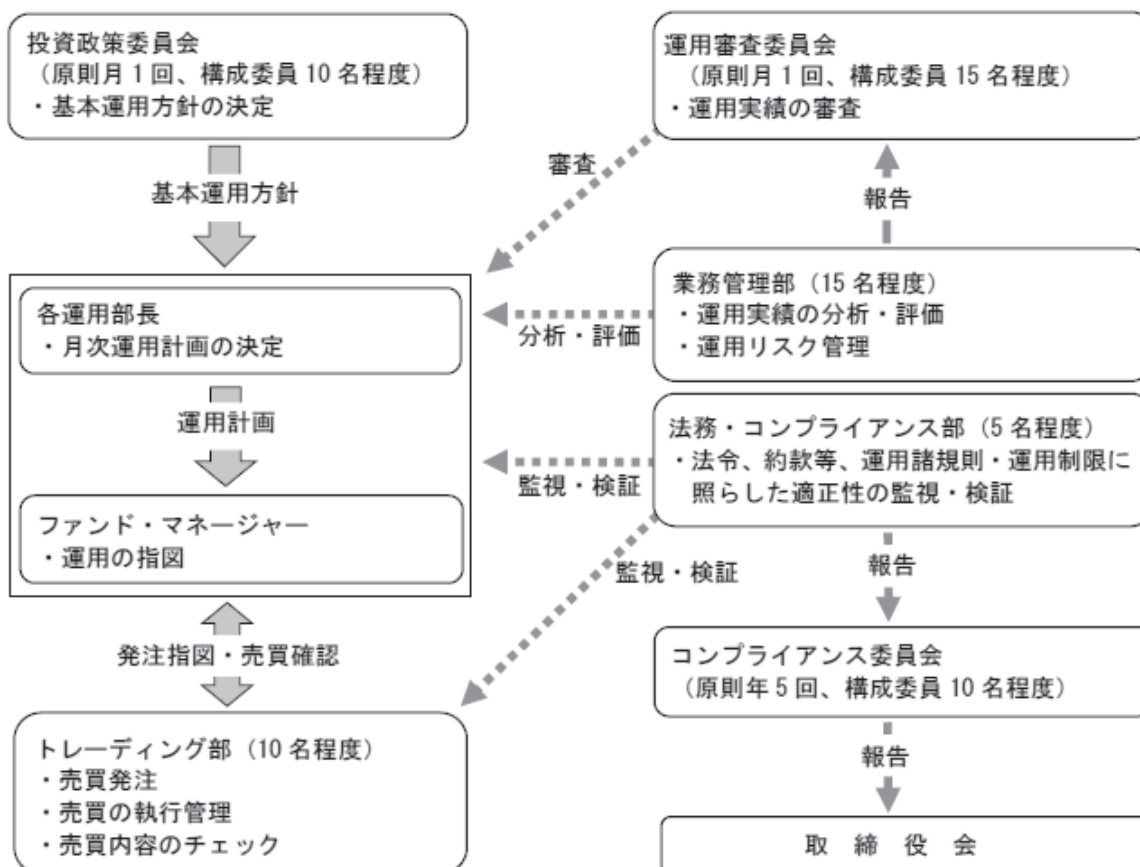
(2) 投資対象

主として、外国投資証券を投資対象とします。

投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を受託会社から定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

① 価格変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。株式の価格変動等の影響により、損失を被ることがあります。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価等は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や市場の混乱等が生じた場合、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産の評価額は、通貨の価格変動を反映して変動します。一般的に円高になれば外貨建資産の評価額は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合、投資した資産の価格変動等の影響により、損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ③分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ④大量の解約・換金申込を受付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（3）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門が定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。

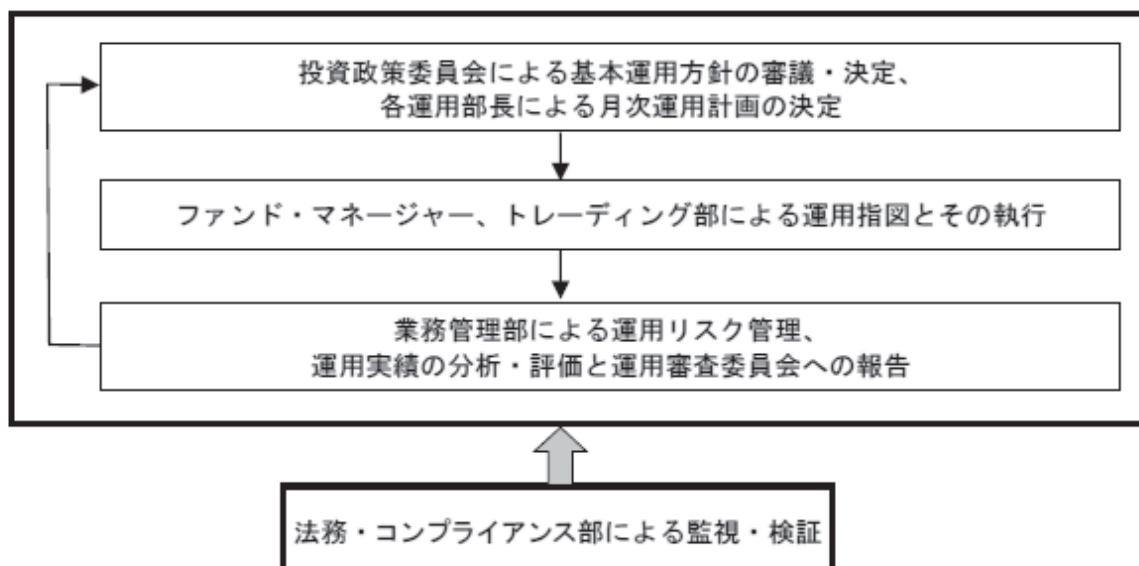
また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。

なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にはリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

具体的な委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

ファンドの信託約款に基づく投資対象

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭債権
 - (3) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として外国投資法人ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - b. コマーシャル・ペーパー
 - c. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - d. 外国の者に対する権利で a. から c. の有価証券の性質を有するもの
- なお、a. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。
- ③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑤ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考）投資する外国投資証券の概要

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV I - ロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ クラスS1 投資証券*（米ドル建）
分類/表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資証券/米ドル建
設定日	2012年12月11日（クラスS1 投資証券* 設定日）
運用の基本方針	ファンドの成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	主として、先進国および新興国の株式を投資対象とします。
投資態度	① 主として、先進国および新興国の株式へ投資を行い、ファンドの成長を図ることを目的として運用を行います。 ② 運用においては、ファンダメンタル分析と独自のリスク・リターンモデルによる定量分析（クオantz分析）に基づき、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。企業のクオリティ、安定性、バリュエーションを重視し、低いボラティリティを追求しながら、値上がり益を得ることで長期的なファンドの成長を目指します。 ③ 預託証券や転換証券、上場投資信託証券に投資を行う場合があります。 ④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
ベンチマーク	MSCIワールド・インデックス（米ドルベース）
参考指数	ありません。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
分配方針	原則として分配は行いません。
管理報酬	日々の平均純資産総額の年率0.50%（管理会社は、投資顧問会社に対する投資顧問報酬を管理報酬から支払います。）
管理会社報酬等	・管理会社報酬：日々の平均純資産総額の年率0.01%または50,000米ドルのいずれか低い金額 ・保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬：これらの報酬はそれぞれ、ルクセンブルクの通常の慣行に従い、ファンドの資産から支払われます。 ・その他：ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。 ※投資者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額は、「クラスS1 投資証券*」が帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率0.65%を上限とし、その上限率を超える報酬および費用*は管理会社が自発的に負担します。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に通知します。 *ルクセンブルク年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれません。
換金時手数料	ありません。
決算日	毎年5月31日
購入・換金 申込不可日	・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ルクセンブルクの銀行の休業日
管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルク・エス・エイ・アール・エル
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
管理事務代行会社、 保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルク）エス・シー・エイ
監査法人	アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
ルクセンブルク におけるリーガル アドバイザー	エルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニム

概要は2025年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

*2025年12月1日付で、「クラスS1 株式」から「クラスS1 投資証券」に表記が変更されました。

4. 運用状況

1 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	5	95.96
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	0	4.04
合計（純資産総額）	—	5	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(2025年10月31日現在)

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	US ドル	投資 証券	Low Volatility Equity Portfolio CL S1	509.630	60.08 4,718,677	60.58 4,757,587	95.96

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
2 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年10月31日現在)

種類	投資比率（％）
投資証券	95.96
合計	95.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

①純資産の推移

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2025年9月末日	3	—	0.9961	—
2025年10月末日	5	—	1.0390	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

	収益率 (%)
第1期 計算期間中 (2025年9月26日 ~ 2025年10月31日)	3.90

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2025年10月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

II 財務ハイライト情報

ファンドの監査はEY新日本有限責任監査法人が行います。

ファンドに関する財務諸表は、第1期計算期間終了後に作成される予定です。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、米国の株式市場を代表する指数の動きに連動した投資成果をめざします。

商品分類			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経 225
	年2回	日本			
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()	TOPIX
		アジア			
	年12回 (毎月)	オセアニア			
	日々	中南米			
不動産投信	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (NASDAQ100 指数(税引後配当込み、円換算ベース))
		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

3 特色



1 米国の金融商品取引所に上場している株式などを主要投資対象とします。

- ◆主に「インデックス マザーファンド NASDAQ100」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。
※マザーファンドにおいて、NASDAQ100指数への連動をめざすETF(上場投資信託)などへ投資を行なう場合があります。また、株価指数先物取引などを活用することがあります。
- ◆原則として、為替ヘッジは行ないません。



2 「NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース*)」の動きに連動する投資成果をめざします。 *公表指数をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが円換算します。

- ◆NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される株価指数です。
※連動をめざす対象指数(ベンチマーク)については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

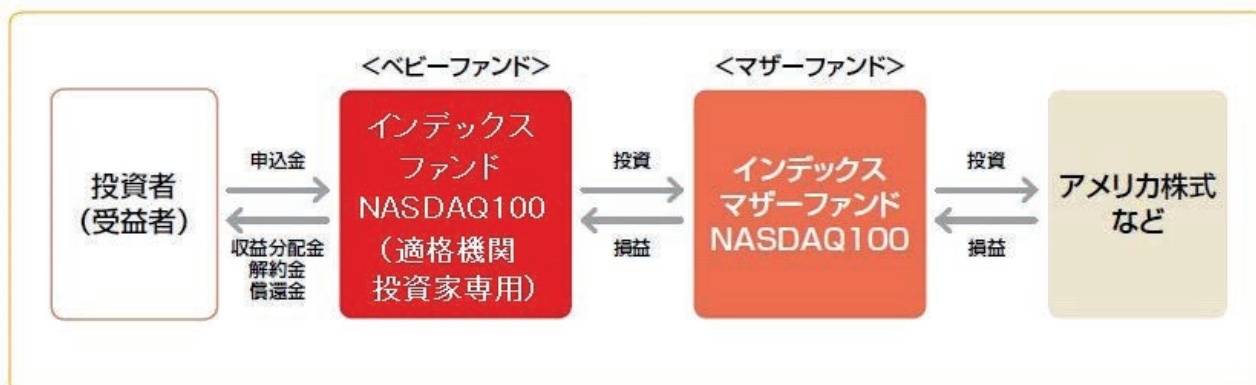
NASDAQ 100指数 とは

- 米国のナスダック市場(全米証券業協会(NASD)が運営する、世界最大級の新興企業向け株式市場)に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される、調整済時価総額加重型の株価指数です。
- 世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を多く含みます。
- NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

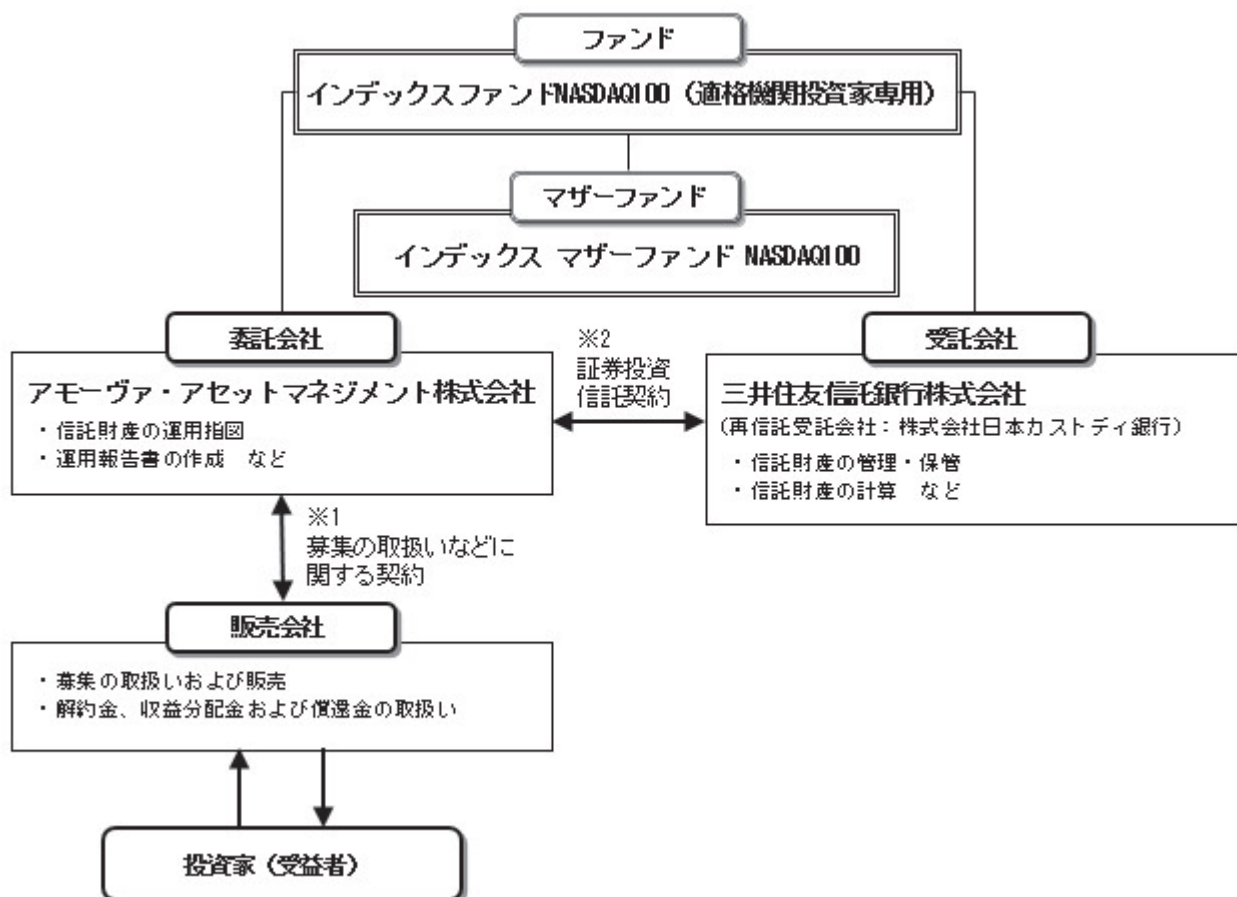
■分配方針

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社(以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「ナスダック」と総称します。)によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。ナスダックは、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。ナスダックは、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 IndexSMの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。ナスダックとアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社との関係は、NasdaqSMおよびNASDAQ-100 IndexSMの登録商標ならびにナスダックの一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 IndexSMの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 IndexSMの決定、構築および計算に関し、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。ナスダックは、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしません。ナスダックは、NASDAQ-100 IndexSMとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。ナスダックは、NASDAQ-100 IndexSMまたはそれに含まれるデータの利用により、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。ナスダックは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNASDAQ-100 IndexSMまたはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、ナスダックは、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

* 2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、インデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券に投資を行ない、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

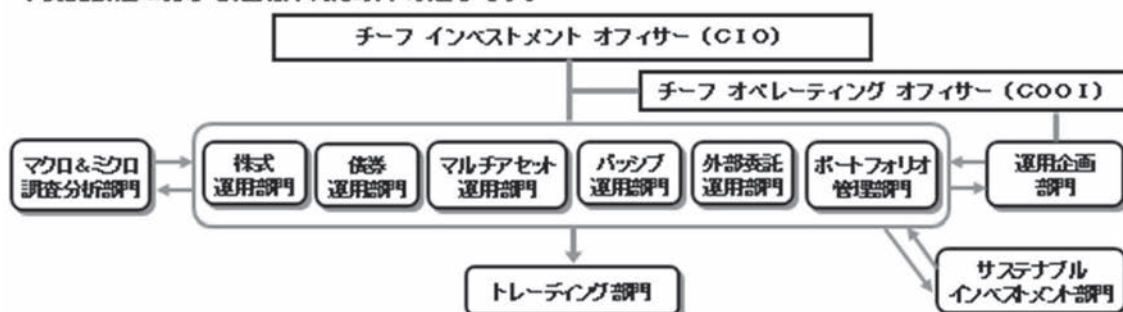
インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- ・運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

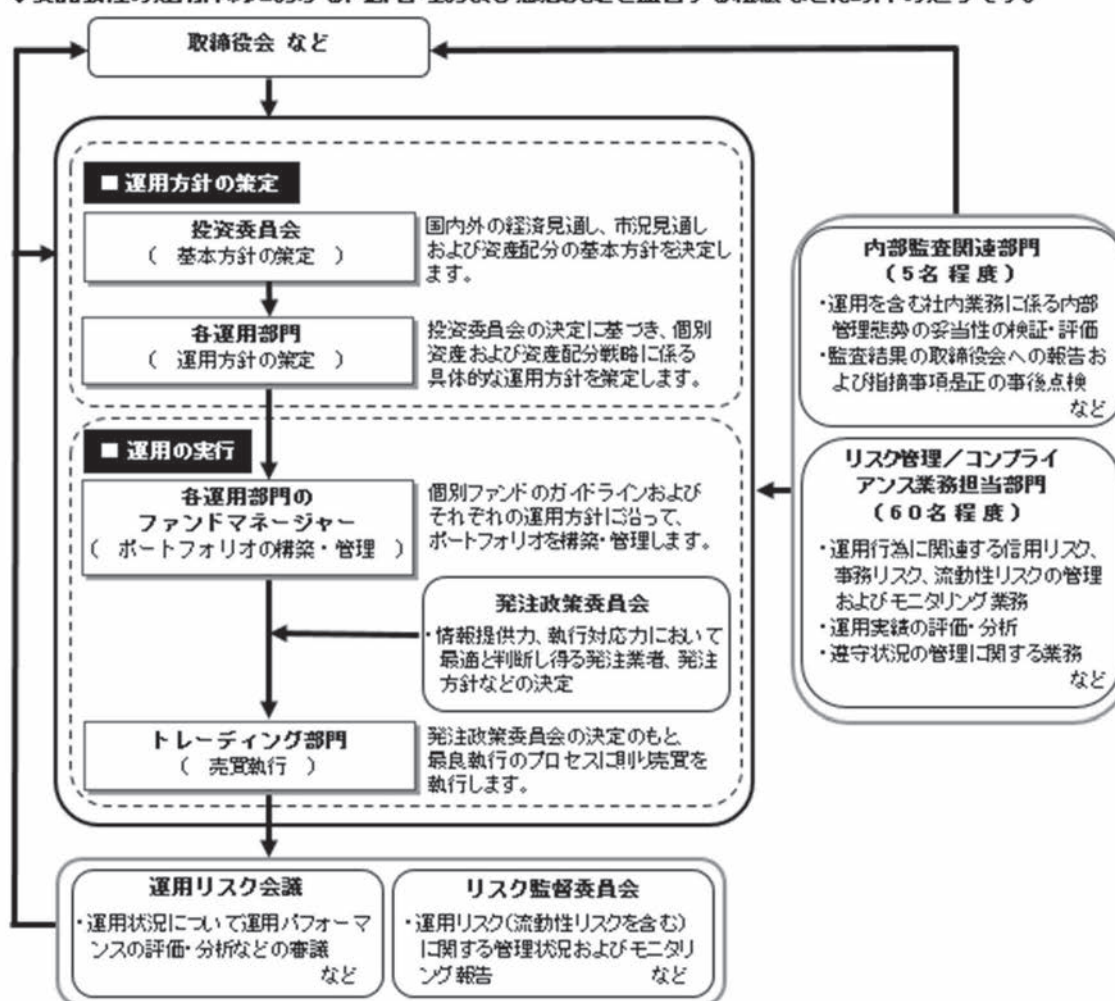
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

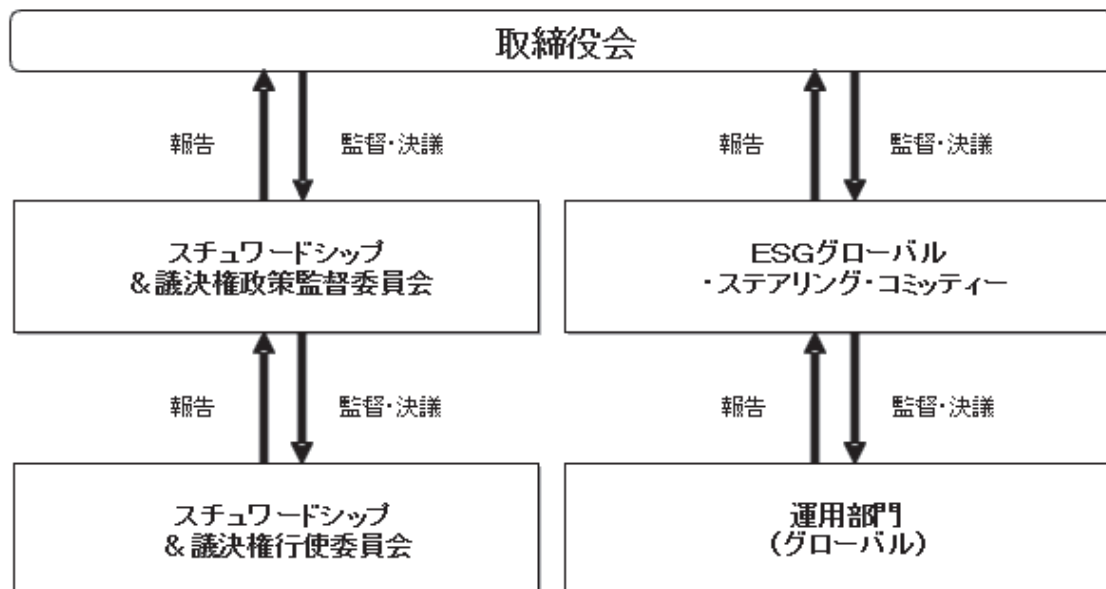


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
 (スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<NASDAQ100 指数(税引後配当込み、円換算ベース)と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を NASDAQ100 指数(税引後配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・NASDAQ100 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、NASDAQ100 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金にかかる税について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと NASDAQ100 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

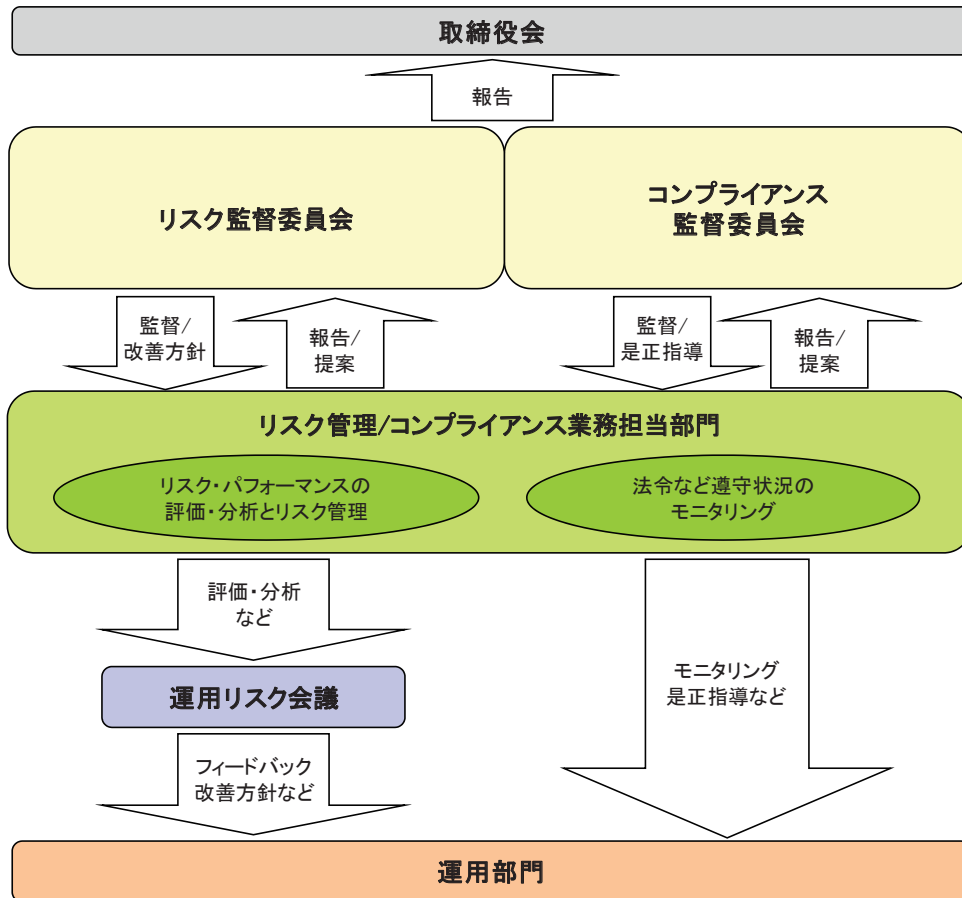
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2025 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主としてインデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
 - 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
 - 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 15) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

2 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取

- 金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入れおよび借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2025 年 10 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	40,414,550,756	99.99
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	4,022,643	0.01
合計(純資産総額)		40,418,573,399	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	428,341,271,162	93.02
	カナダ	6,484,996,495	1.41
	オランダ	3,297,757,244	0.72
	アイルランド	4,643,997,834	1.01
	イギリス	2,573,827,308	0.56
	ケイマン	2,553,814,916	0.55
	小計		447,895,664,959
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	12,603,786,251	2.74
合計(純資産総額)		460,499,451,210	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	13,401,466,764	2.91

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	1,209,521,340	0.26
	売建	—	1,263,092,740	△0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド NASDAQ100	10,873,187,537	3.1731	34,501,711,374	3.7169	40,414,550,756	99.99

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

インデックス マザーファンド NASDAQ100

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造 装置	1,476,552	24,576.45	36,288,419,204	31,265.34	46,164,913,597	10.02
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジ ー・ハード ウェアおよ び機器	901,753	32,679.79	29,469,107,423	41,822.73	37,713,781,263	8.19
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	451,665	76,838.74	34,705,371,806	81,019.61	36,593,724,861	7.95
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造 装置	472,685	42,882.19	20,269,769,756	58,014.02	27,422,360,353	5.95
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	648,037	34,460.61	22,331,754,323	34,342.72	22,255,357,129	4.83
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯 楽	353,461	27,847.06	9,842,851,513	43,376.06	15,331,748,371	3.33
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自 動車部品	221,467	46,334.16	10,261,488,309	67,819.40	15,019,761,274	3.26
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯 楽	329,946	27,951.09	9,222,353,332	43,440.78	14,333,114,897	3.11
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	メディア・娯 楽	131,794	110,823.99	14,605,937,753	102,703.02	13,535,642,740	2.94
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯 楽	63,524	197,918.80	12,572,594,463	167,814.90	10,660,273,708	2.31
アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェ ア・サービ ス	339,988	21,760.35	7,398,259,621	29,980.15	10,192,892,938	2.21
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半 導体製造 装置	242,605	21,311.87	5,170,367,327	39,270.84	9,527,303,109	2.07
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・小 売り	66,297	152,379.26	10,102,288,128	141,799.73	9,400,897,230	2.04
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジ ー・ハード ウェアおよ び機器	591,995	10,617.56	6,285,546,951	11,235.43	6,651,318,975	1.44
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半 導体製造 装置	167,302	18,927.66	3,166,636,585	34,519.94	5,775,255,169	1.25
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	168,243	36,591.85	6,156,323,548	32,461.16	5,461,363,783	1.19
カナダ	株式	SHOPIFY INC - CLASS A	ソフトウェ ア・サービ ス	182,445	18,340.70	3,346,169,442	26,753.30	4,881,006,001	1.06
アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半 導体製造 装置	189,202	15,394.63	2,912,696,314	24,811.64	4,694,412,101	1.02
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲	204,669	20,818.51	4,260,904,321	22,737.45	4,653,652,177	1.01

インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)

			料・タバコ						
アメリカ	株式	LINDE PLC	素材	70,099	72,329.02	5,070,192,158	66,249.13	4,643,997,834	1.01
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	161,304	24,413.05	3,937,923,907	27,315.76	4,406,142,319	0.96
アメリカ	株式	APPOLOVINC CORP-CLASS A	ソフトウェア・サービス	45,990	55,285.60	2,542,585,012	95,637.54	4,398,370,557	0.96
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	53,590	81,627.24	4,374,403,827	81,676.08	4,377,021,234	0.95
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	119,093	29,459.86	3,508,464,088	35,835.95	4,267,811,389	0.93
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	41,701	119,604.26	4,987,617,471	101,117.33	4,216,694,112	0.92
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	654,334	3,482.76	2,278,892,492	6,188.65	4,049,448,035	0.88
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	4,845	892,087.38	4,322,163,379	782,860.36	3,792,958,449	0.82
アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体製造装置	19,727	141,638.87	2,794,110,030	187,140.58	3,691,722,241	0.80
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	80,482	45,104.70	3,630,116,656	44,997.19	3,621,464,650	0.79
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	185,493	17,257.41	3,201,130,326	18,251.60	3,385,544,781	0.74

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	0.45
		素材	1.05
		資本財	1.42
		商業・専門サービス	1.82
		運輸	0.48
		自動車・自動車部品	3.26
		耐久消費財・アパレル	0.10
		消費者サービス	2.44
		メディア・娯楽	13.22
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.55
		生活必需品流通・小売り	2.04
		食品・飲料・タバコ	2.25
		ヘルスケア機器・サービス	1.51
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.75
金融サービス	0.32		

インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)

	ソフトウェア・サービス	18.37
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.74
	電気通信サービス	1.19
	公益事業	1.40
	半導体・半導体製造装置	26.77
	不動産管理・開発	0.15
合 計		97.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	MNQ100E 2512	買建	168	米ドル	85,345,850	13,151,795,485	86,966,040	13,401,466,764	2.91

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	7,855,000.00	1,200,053,015	1,209,521,340	0.26
	米ドル	売建	8,200,000.00	1,252,222,000	1,263,092,740	△0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年7月8日)	5,615	5,615	1.1027	1.1027
第2計算期間末 (2023年7月10日)	9,600	9,600	1.4377	1.4377
第3計算期間末 (2024年7月8日)	23,889	23,889	2.2031	2.2031
第4計算期間末 (2025年7月8日)	50,820	50,820	2.2313	2.2313
2024年10月末日	37,049	—	2.1058	—
11月末日	37,474	—	2.1029	—
12月末日	36,659	—	2.2844	—
2025年1月末日	41,293	—	2.2337	—
2月末日	42,549	—	2.0692	—
3月末日	42,241	—	1.9402	—
4月末日	42,464	—	1.8751	—
5月末日	47,391	—	2.0688	—
6月末日	50,418	—	2.1970	—
7月末日	52,110	—	2.3474	—
8月末日	48,832	—	2.3446	—
9月末日	43,317	—	2.4673	—
10月末日	40,418	—	2.6697	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2021年5月26日～2022年7月8日	0.0000
第2期	2022年7月9日～2023年7月10日	0.0000
第3期	2023年7月11日～2024年7月8日	0.0000
第4期	2024年7月9日～2025年7月8日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2021年5月26日～2022年7月8日	10.27
第2期	2022年7月9日～2023年7月10日	30.38
第3期	2023年7月11日～2024年7月8日	53.24
第4期	2024年7月9日～2025年7月8日	1.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年7月8日現在	第4期 2025年7月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,784,240	162,992,501
親投資信託受益証券	23,887,989,328	50,815,260,787
未収入金	-	3,176,727
未収利息	120	2,176
流動資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191
資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	49,537,054
未払受託者報酬	3,228,399	7,155,106
未払委託者報酬	37,665,343	83,476,926
その他未払費用	9,506,864	20,936,293
流動負債合計	50,400,606	161,105,379
負債合計	50,400,606	161,105,379
純資産の部		
元本等		
元本	10,843,536,896	22,776,569,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	13,045,836,186	28,043,757,739
元本等合計	23,889,373,082	50,820,326,812
純資産合計	23,889,373,082	50,820,326,812
負債純資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月8日	第4期 自 2024年7月9日 至 2025年7月8日
営業収益		
受取利息	11,633	530,755
有価証券売買等損益	8,261,746,288	3,211,788,640
営業収益合計	8,261,757,921	3,212,319,395
営業費用		
支払利息	2,567	-
受託者報酬	5,658,900	12,824,543
委託者報酬	66,021,864	149,621,099
その他費用	9,668,843	21,314,201
営業費用合計	81,352,174	183,759,843
営業利益又は営業損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
経常利益又は経常損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
当期純利益又は当期純損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,714,961,238	493,548,125
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,923,101,805	13,045,836,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,131,951,027	23,914,080,566
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,131,951,027	23,914,080,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,474,661,155	11,451,170,440
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,474,661,155	11,451,170,440
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	13,045,836,186	28,043,757,739

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

米国株式・研究開発リバランスファンド（適格機関投資家専用）
（以下「ファンド」ということがあります。）

2 目的および基本的性格

この信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

※商品分類の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

3 特色

- 米国株式・研究開発リバランスマザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券への投資を通じて、S&P500指数の構成銘柄のうち、大多数の企業が研究開発(以下「R&D」ということがあります。)への支出額を公表している産業グループに属する銘柄を主要投資対象とし、U.S. Innovation Index(以下「当指数」ということがあります。)の動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築します。

U.S. Innovation Index

- ・ S&P500指数の構成銘柄のうち、大多数の企業がR&Dへの支出額を公表している9つの産業グループ(素材、資本財、食品・飲料・タバコ、家庭用品・パーソナル用品、ヘルスケア機器・サービス、医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス、ソフトウェア・サービス、テクノロジー・ハードウェアおよび機器、半導体・半導体製造装置)に属する銘柄で構成されています。ただし、産業グループは、当指数の戦略を勘案して将来的に追加・削除される可能性があります。
 - ・ 同じ産業グループにおいて企業価値に対するR&Dへの支出額の割合が大きく、相対的に割安で潜在成長力が高いと判断される銘柄のウェイトを高めとし、四半期毎にリバランスを行います。
- マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

S&P500指数の構成銘柄の中から、「将来の成長を重視」する企業に投資

S&P500指数とは

S&P500指数は、米国の金融商品取引所に上場している企業のうち、時価総額や流動性、業種のバランスなどを勘案して選ばれた500社の株式で構成される、浮動株調整時価総額加重平均型の株価指数です。
 米国株式市場の時価総額の約80%をカバーしており、市場動向を表す指標として広く認識されています。
 S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出ならびに定期的な構成銘柄の見直しや入れ替えを行っています。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスおよびBloombergの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

時価総額や流動性、業種のバランスなどを勘案して選ばれた500社



*約3兆2,872億円(2025年6月末現在、1米ドル=144.81円にて円換算)

企業の利益配分の一例(イメージ)



上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。

S&P500はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスがT&Dアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's*およびS&P*は、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。米国株式・研究開発リバランスファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドのポイント **1** 割安なステージにある将来のグロース銘柄に投資

- 企業が支出する「研究開発費」に着目し、S&P500指数の構成銘柄の中から成長期待のある銘柄に投資します。
- 「企業価値」に対する「研究開発費」の割合をシグナルとしているため、同じ金額の研究開発費への支出であっても企業価値の小さい企業の方により高いウェイトをかける傾向があります。
- 四半期毎に各銘柄のシグナルに応じてリバランスを行います。



*主に「株式時価総額+有利子負債-現預金等」で算出

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドのポイント ② 各産業グループ内で銘柄を相対比較し投資比率を決定

- 当指数は世界産業分類基準(GICS)の25産業グループのうち、研究開発を重視する9つの産業グループ*に限定して投資します。例えば、医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンスやテクノロジー・ハードウェアおよび機器などの産業グループは、業界における競争力を維持するため、研究開発を重視しています。一方、エネルギー、銀行、公益事業などの産業グループに属する企業は研究開発費が公表されないケースが多く、これらの産業グループの株式は除外します。
 - 当指数は各企業のシグナルに基づき投資比率を決定しますが、産業グループによりシグナルの水準には差があります。同じ産業グループ内で各企業のシグナルを比較し標準化することにより、特定の産業グループにウェイトが集中することを防ぎます。
- * 投資対象とする産業グループは将来的に追加・削除される可能性があります。

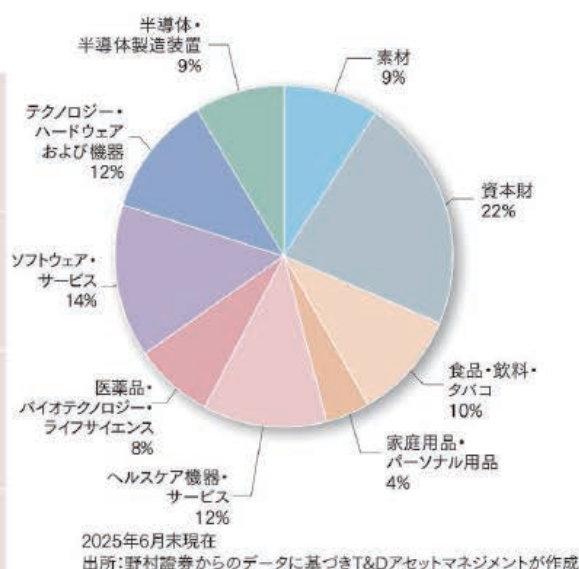
当指数の投資ユニバース

S&P500指数の25産業グループから
9つの産業グループに限定

素材	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	商業・専門サービス	一般消費財・サービス流通・小売り	電気通信サービス
資本財	ソフトウェア・サービス	運輸	生活必需品流通・小売り	メディア・娯楽
食品・飲料・タバコ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	自動車・自動車部品	銀行	公益事業
家庭用品・パーソナル用品	半導体・半導体製造装置	耐久消費財・アパレル	金融サービス	エクイティ不動産投資信託(REIT)
ヘルスケア機器・サービス	エネルギー	消費者サービス	保険	不動産管理・開発

2025年6月末現在

当指数の産業グループ別投資比率



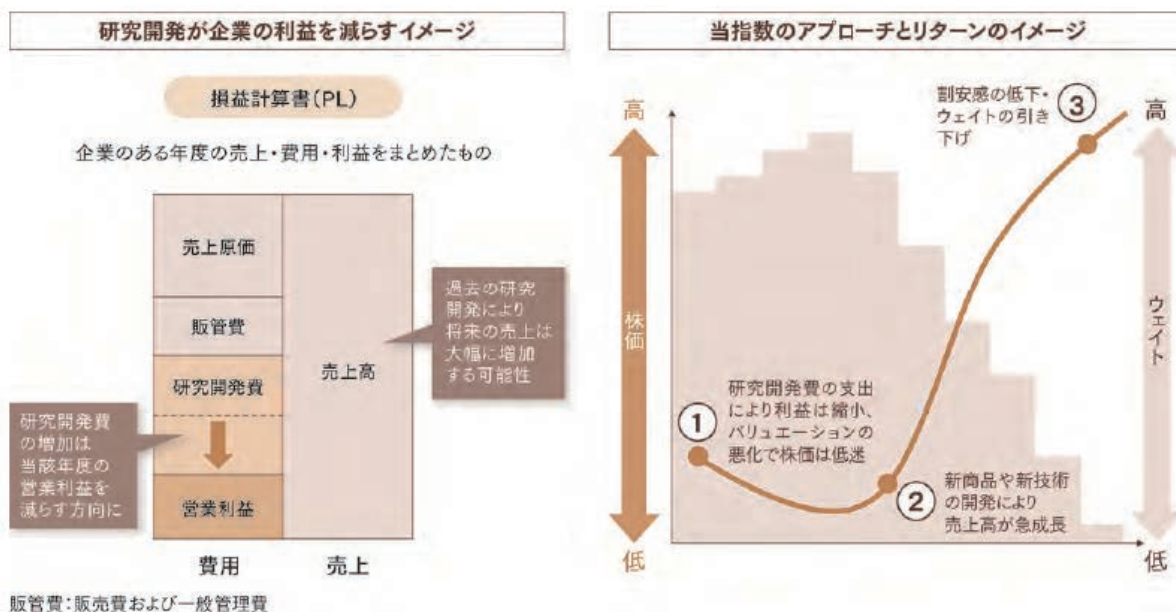
上記はイメージであり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同二社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

研究開発費に着目する背景

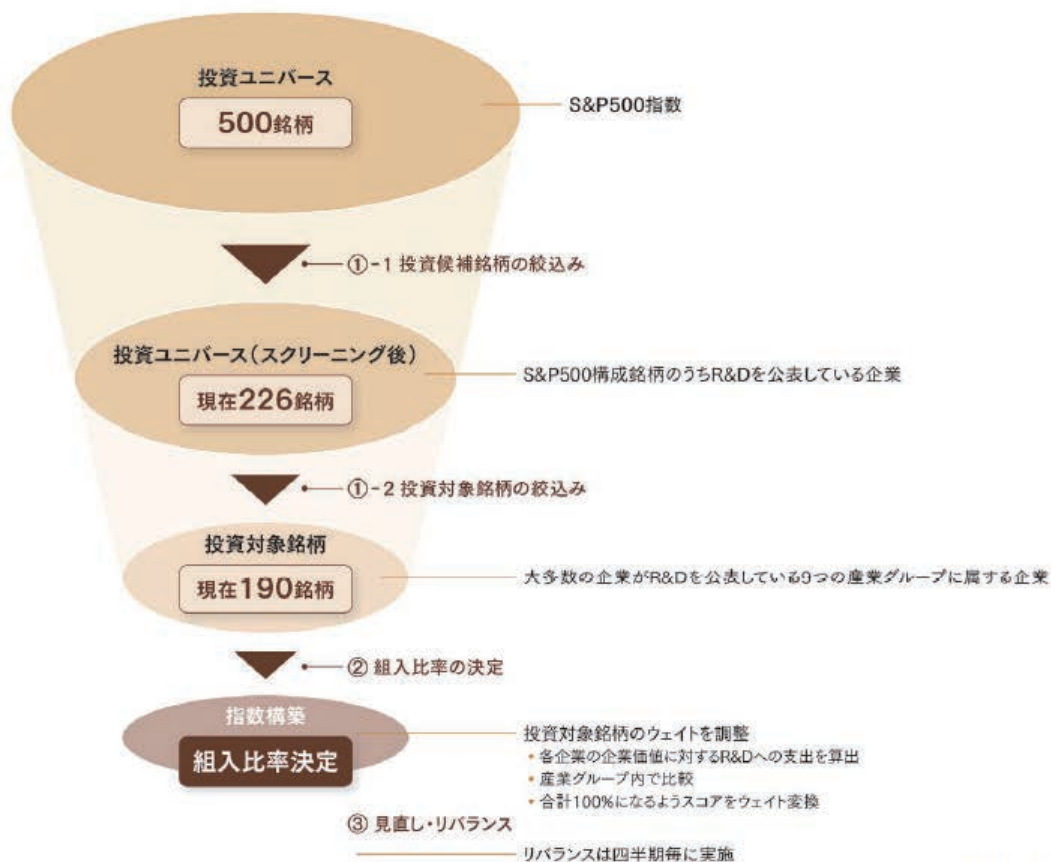
- 研究開発費は、新商品や新技術の開発につながれば、将来の売上げや利益の拡大により持続的な企業の成長をもたらす可能性があります。
- 一方で、米国会計上の一般的な原則では「費用」として計上されるため、当該年度での「利益」を減らす要因となり、株価収益率(PER)や自己資本利益率(ROE)などの代表的な株価指標は悪化します。そのため、研究開発費が相対的に高い企業の株価は市場で過小評価される可能性があります。
- 当指数は研究開発費により足許の株価が割安に放置された銘柄に投資し、割安感が低下するとともにウェイトの引き下げを行うため、相場の下落リスクを抑える傾向があります。



上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

U.S. Innovation Index の構築プロセス



2025年6月末現在

U.S. Innovation Index（以下「本指数」）は野村証券株式会社の財産です。野村証券株式会社は、本指数の算出と維持のため、S&P Dow Jones Indices LLCの子会社であるS&P Opco, LLCと契約を交わしています。本指数は、S&P Global, Inc. やDow Jones Trademark Holdings LLCを含むS&P Dow Jones Indices LLCやその関連会社、第三者ライセンス、（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によりスポンサーされるものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本指数の計算におけるいかなる過誤または遺漏についても責任を負いません。「Calculated by S&P Dow Jones Indices」および関連する定型マークは、S&P Dow Jones Indicesのサービスマークであり、野村証券株式会社によって使用が許諾されています。S&P ®はS&P Global, Inc.またはその関連会社の登録商標であり、Dow Jones ®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。

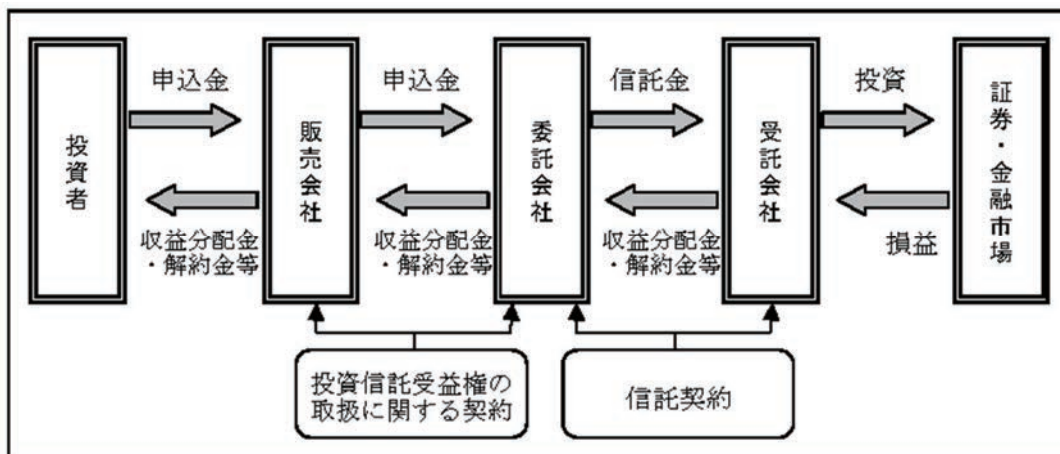
本指数に基づく米国株式・研究開発リバランスファンドは、S&P Dow Jones Indicesによってスポンサー、保証、販売、または販売促進されるものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式・研究開発リバランスファンドの所有者または公衆に対して、証券一般もしくは米国株式研究開発リバランスファンドへの投資勧誘、本指数が市場パフォーマンスを追跡することを、明示的・暗黙的に問わず、表明または保証するものではありません。S&P Dow Jones Indicesと野村証券株式会社の本指数における関係は、原資産となるS&P500指数、S&P Dow Jones Indicesの特定の商標、サービスマーク、商号の使用許諾、および本指数に関する計算サービスの提供に限られます。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式・研究開発リバランスファンドの価格と発行量、発行と販売の時期、本ファンドを換金・精算する際に使用される数式の決定と算出においては、関与しておらず、責任を負うこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、米国株式研究開発リバランスファンドの管理、販売、売買に関して義務または責任を負いません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問業者ではありません。本指数における証券の組入れは、S&P Dow Jones Indicesにより証券の売買または保有を推奨するものではなく、また投資助言でもありません。

S&P Dow Jones Indicesは、本指数の妥当性、正確性、適時性、および/または完全性、知的財産、ソフトウェア、関連するデータ、または関連する口頭、書面、電子通信を含むコミュニケーションについて保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる誤り、欠陥、または遅延に対する損害賠償または責任を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、明示または黙示を問わず、商品性、特定の目的または使用への適合性、本指数、知的財産、ソフトウェア、またはそれらに関連するデータの使用によって野村証券株式会社、米国株式・研究開発リバランスファンドの所有者、またその他の個人または団体が取得する結果について、一切の保証を行いません。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、取引損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、偶発的、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

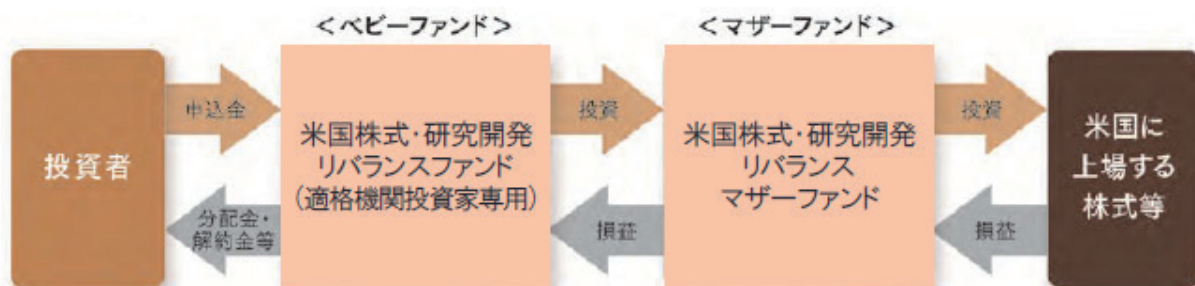
資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

4 仕組み

①ファンドの仕組み



ファンドは、主として「米国株式・研究開発リバランスマザーファンド」に投資するファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割 (委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

(1) 投資方針

<基本方針>

この信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

<投資態度>

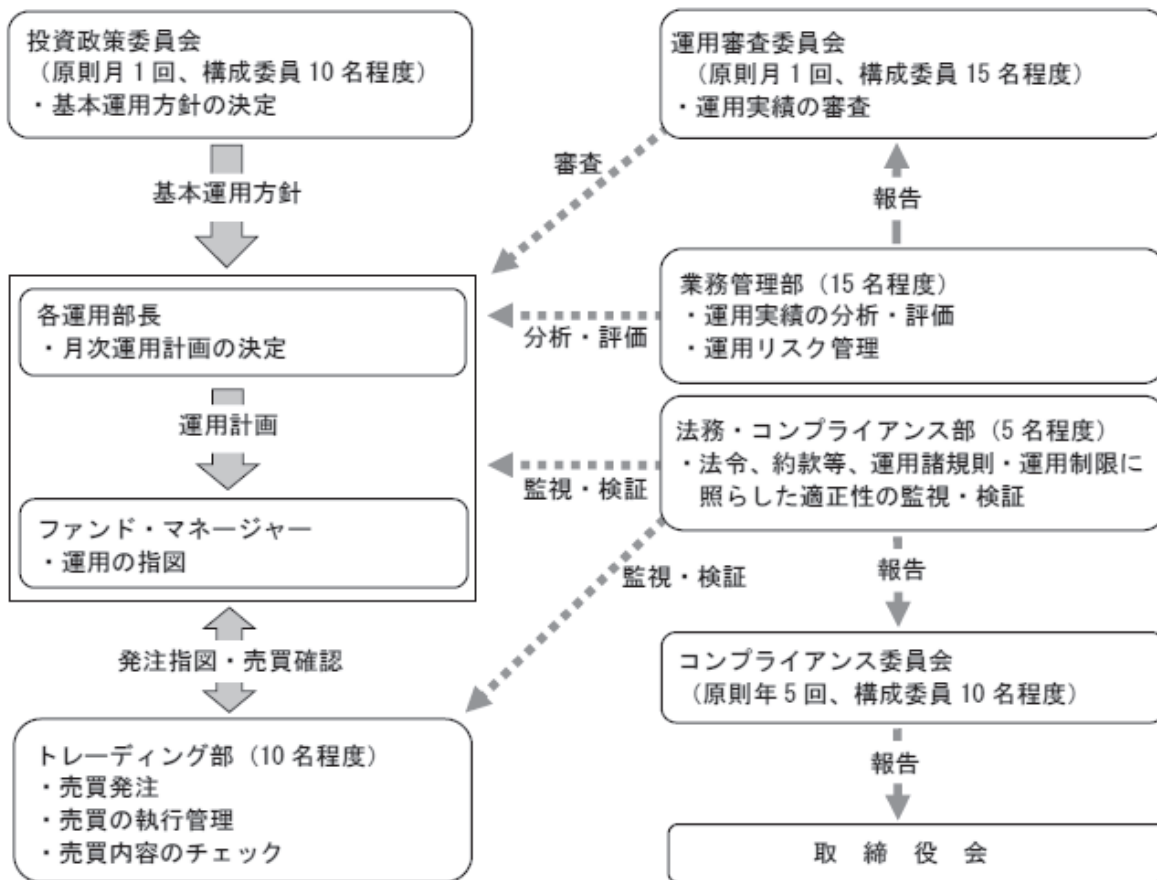
- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P500 指数の構成銘柄のうち、大多数の企業が研究開発への支出額を公表している産業グループに属する銘柄を主要投資対象とし、U.S. Innovation Index の動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築します。
- ② 当指数は、S&P500 指数の構成銘柄のうち、大多数の企業がR&Dへの支出額を公表している9つの産業グループ（素材、資本財、食品・飲料・タバコ、家庭用品・パーソナル用品、ヘルスケア機器・サービス、医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス、ソフトウェア・サービス、テクノロジー・ハードウェアおよび機器、半導体・半導体製造装置）に属する銘柄で構成されています。ただし、産業グループは、当指数の戦略を勘案して将来的に追加・削除される可能性があります。
- ③ 当指数は、同じ産業グループにおいて企業価値に対するR&Dへの支出額の割合が大きく、相対的に割安で潜在成長力が高いと判断される銘柄のウェイトを高めとし、四半期毎にリバランスを行います。
- ④ マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

米国株式・研究開発リバランスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を受託会社から定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款の範囲内で行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行者または金融商品の発行体に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

④流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や市場の混乱、取引規制等のために取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

- ①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ②ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ③分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ④大量の解約・換金申込を受付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ⑤マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（3）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門が定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。

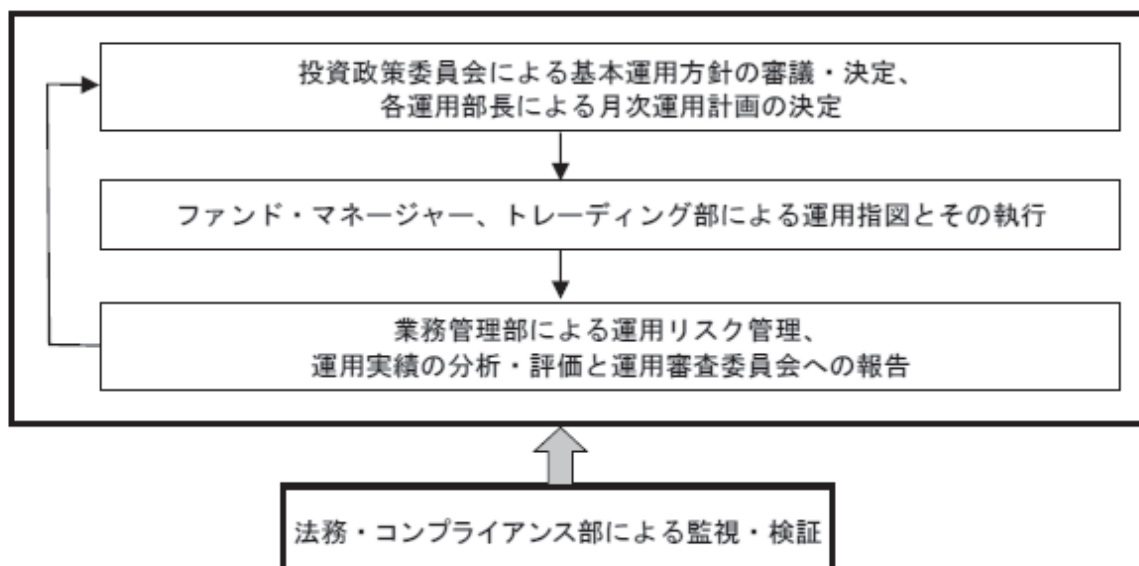
また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。

なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にはリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

具体的な委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

ファンドの信託約款に基づく投資対象

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- a. 株券または新株引受権証書
 - b. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - c. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - d. コマーシャル・ペーパー
 - e. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - f. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンド受益証券を除きます。）
 - g. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、マザーファンド受益証券を除きます。）
 - h. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - j. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - m. 外国の者に対する権利で l の有価証券の性質を有するもの
- なお、a の証券または証書ならびに h および j の証券または証書のうち a の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b および c の証券ならびに h および j の証券または証書のうち b または c の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、f および g の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で e の権利の性質を有するもの

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引および有価証券店頭オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の証券取引所によらないで行う金利にかかる先渡取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 - (1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし。
 - (2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし。
- b. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとし。
- ⑥ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

米国株式・研究開発リバランスマザーファンドの投資対象

- ①投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- a. 株券または新株引受権証書
 - b. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - c. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - d. コマーシャル・ペーパー
 - e. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - f. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - g. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - h. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - j. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - m. 外国の者に対する権利でlの有価証券の性質を有するもの
- なお、aの証券または証書ならびにhおよびjの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bおよびcの証券ならびにhおよびjの証券または証書のうちbまたはcの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、fおよびgの証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

米国株式・研究開発リバランスマザーファンドの投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の株式への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行います。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④投資信託証券（上場投資信託証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引および有価証券店頭オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
b. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の証券取引所によらないで行う金利にかかる先渡取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 - (1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
b. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
d. 第1項の貸付にかかる品貸料は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託財産にて収受します。
- ⑧外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑨投資信託証券におけるデリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクを減じる目的および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行うものとします。
- ⑩一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

4. 運用状況

1 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13	99.70
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	0.30
合計（純資産総額）	—	13	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）米国株式・研究開発リバランスマザーファンドの状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,574	96.08
	アイルランド	30	1.14
	オランダ	19	0.69
	スイス	1	0.05
	ジャージー	1	0.05
	小計	2,626	98.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	53	1.99
合計（純資産総額）	—	2,679	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄（全銘柄）

(2025年10月31日現在)

	国名	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米国株式・研究開発リバ ランスマザーファンド	11,808,381	1.0377 12,254,000	1.0700 12,634,967	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年10月31日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 米国株式・研究開発リバランスマザーファンドの状況

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄 (30銘柄)

(2025年10月31日現在)

	国/ 地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	US ドル	半導体・半導体 製造装置	INTEL CORP	17,679	22.54 61,406,486	40.16 109,409,249	4.08
2	アメリカ	株式	US ドル	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	MODERNA INC	22,963	34.62 122,506,273	28.14 99,576,156	3.72
3	アメリカ	株式	US ドル	資本財	TEXTRON INC	7,021	82.09 88,816,134	79.42 85,927,365	3.21
4	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機 器・サービス	ALIGN TECHNOLOGY INC	3,845	151.48 89,754,096	138.43 82,021,782	3.06
5	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	WORKDAY INC- CLASS A	2,086	235.18 75,599,222	232.87 74,856,666	2.79
6	アメリカ	株式	US ドル	食品・飲料・タ バコ	ARCHER- DANIELS- MIDLAND CO	6,994	52.67 56,766,430	60.69 65,410,189	2.44
7	アメリカ	株式	US ドル	資本財	CUMMINS INC	936	354.93 51,194,251	438.09 63,189,050	2.36

米国株式・研究開発リバランスファンド（適格機関投資家専用）

8	アメリカ	株式	US ドル	資本財	FORTIVE CORP	7,956	52.26 64,071,784	51.25 62,833,504	2.35
9	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	GODADDY INC - CLASS A	3,090	164.17 78,172,664	126.74 60,349,659	2.25
10	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	WESTERN DIGITAL CORP	2,770	50.41 21,517,861	138.13 58,961,757	2.20
11	アメリカ	株式	US ドル	素材	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	5,866	74.30 67,163,529	63.13 57,066,401	2.13
12	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	HP INC	13,406	28.00 57,844,208	27.51 56,831,935	2.12
13	アメリカ	株式	US ドル	食品・飲料・タ バコ	GENERAL MILLS INC	7,175	58.98 65,212,269	47.05 52,021,655	1.94
14	アメリカ	株式	US ドル	資本財	3M CO	1,893	137.23 40,031,541	166.45 48,555,345	1.81
15	アメリカ	株式	US ドル	半導体・半導体 製造装置	SKYWORKS SOLUTIONS INC	3,951	73.50 44,750,408	79.16 48,196,494	1.80
16	アメリカ	株式	US ドル	素材	CORTEVA INC	4,986	63.57 48,843,539	61.70 47,406,738	1.77
17	アメリカ	株式	US ドル	素材	DOW INC	12,911	31.87 63,408,077	23.80 47,352,125	1.77
18	アメリカ	株式	US ドル	食品・飲料・タ バコ	THE CAMPBELL'S COMPANY	9,779	37.23 56,103,521	30.29 45,645,330	1.70
19	アメリカ	株式	US ドル	資本財	STANLEY BLACK & DECKER INC	4,230	77.21 50,328,798	68.58 44,703,392	1.67
20	アメリカ	株式	US ドル	家庭用品・パー ソナル用品	KENVUE INC	20,022	18.67 57,604,235	14.24 43,935,956	1.64
21	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	11,401	19.27 33,855,349	24.41 42,885,784	1.60
22	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機 器・サービス	BAXTER INTERNATIONAL INC	14,166	28.26 61,691,031	19.16 41,825,908	1.56
23	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	AKAMAI TECHNOLOGIES	3,662	88.32 49,840,230	73.93 41,719,748	1.56

米国株式・研究開発リバランスファンド（適格機関投資家専用）

24	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機 器・サービス	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	3,483	79.39 42,611,018	75.00 40,254,772	1.50
25	アメリカ	株式	US ドル	資本財	GENERAC HOLDINGS INC	1,545	155.66 37,060,233	165.78 39,469,648	1.47
26	アメリカ	株式	US ドル	資本財	BOEING CO	1,255	170.14 32,904,310	200.08 38,694,571	1.44
27	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	NETAPP INC	2,164	111.82 37,288,883	115.57 38,539,405	1.44
28	アメリカ	株式	US ドル	家庭用品・パー ソナル用品	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,537	74.34 29,063,349	97.61 38,160,795	1.42
29	アメリカ	株式	US ドル	半導体・半導体 製造装置	QUALCOMM INC	1,359	159.27 33,354,626	177.26 37,122,125	1.39
30	アメリカ	株式	US ドル	ヘルスケア機 器・サービス	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	2,765	72.58 30,925,358	83.48 35,569,701	1.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2025年10月31日現在）

種類	業種	投資比率（%）
株式	資本財	21.32
株式	ソフトウェア・サービス	13.50
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.14
株式	ヘルスケア機器・サービス	10.78
株式	半導体・半導体製造装置	10.47
株式	食品・飲料・タバコ	9.81
株式	素材	8.55
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.68
株式	家庭用品・パーソナル用品	3.76
合計		98.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

①純資産の推移

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
2025年9月末日	3	—	1.0075	—
2025年10月末日	13	—	1.0562	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

	収益率 (%)
第1期 計算期間中 (2025年9月26日 ~ 2025年10月31日)	5.62

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については2025年10月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

II 財務ハイライト情報

ファンドの監査はEY新日本有限責任監査法人が行います。

ファンドに関する財務諸表は、第1期計算期間終了後に作成される予定です。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

インデックスファンド日本株女性活躍指数(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド
	対象インデックス	その他(MSCI日本株女性活躍指数(配当込み))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(アドレス <https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

3 特色

1. 基本方針

当ファンドは、投資成果を MSCI 日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本株女性活躍指数マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式(※)に投資し、投資成果を MSCI 日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

※ 効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

毎年4月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

(注)第1計算期間は、2023年4月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4. 運用プロセス

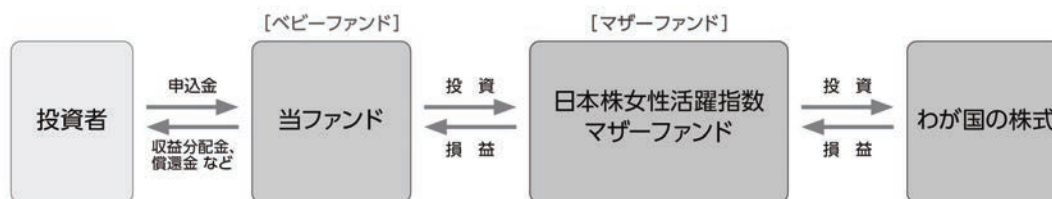


- ベンチマークである MSCI 日本株女性活躍指数(配当込み)への連動をめざしたポートフォリオを構築します。また、運用の効率化を図るため、日本の株価指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)、日本の株価指数との連動をめざす株価指数先物取引を利用することがあります。

投資信託(ファンド)の仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、「MSCI 日本株女性活躍指数(配当込み)」の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・株価指数先物取引およびETFと指数の動きの不一致(株価指数先物取引およびETFを利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

※2025年9月末現在、MSCI 日本株女性活躍指数(配当込み)の先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

「MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)」について

- ◆MSCI日本株女性活躍指数は、MSCI Inc.により選定された職場における高い性別多様性を推進する日本企業で構成される株価指数です。Women's Indexの略から「WIN」という愛称がついています。
- ◆J-REITを除く各業種から、女性活躍推進法により開示される性別多様性に関するデータと企業の開示情報に基づいてMSCI Inc.が算出する性別多様性スコアの高い上位半数の企業を選定します。なお、非常に深刻な不祥事や人権・労働者権利に関する不祥事が発生している企業は除外されます。
- ◆構成銘柄の比率は、性別多様性スコア、ROEの水準や収益の安定性から算出されるクオリティ・スコアおよび時価総額により決定します。
- ◆原則として、5月末と11月末の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

●指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスを追隨しているMSCI指数の能力に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

4 仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算
↓運用指図↑↓※2 損益↑↓信託金(※3)		
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)、株価指数先物取引、わが国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)	

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- ※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
- ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式(※)に投資し、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
※効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ◆ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

日本株女性活躍指数マザーファンド

イ. 主として、わが国の株式に投資し、投資成果をMSCI日本株女性活躍指数(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

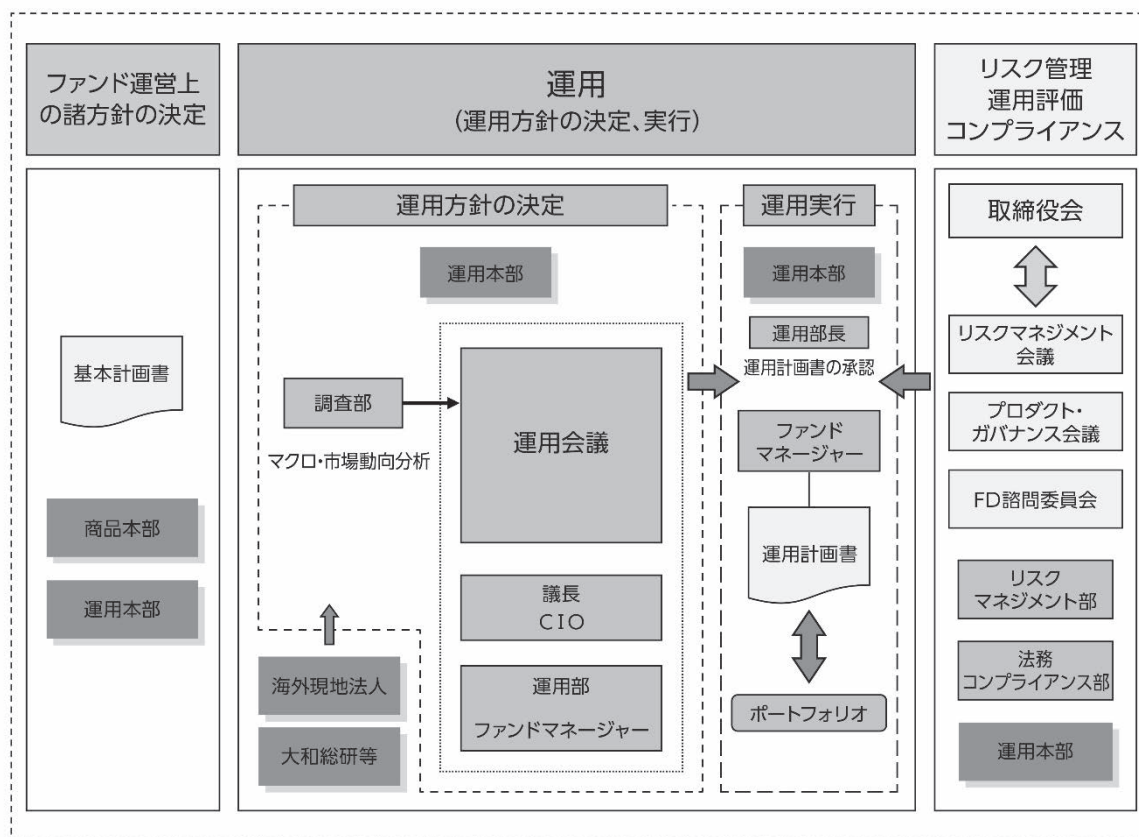
※効率性の観点から、わが国の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

2 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議および FD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 10~20 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※上記の運用体制は 2025 年 4 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

日本株女性活躍指数マザーファンド

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は、行ないません。

4 投資リスクについて

＜価額変動リスク＞

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

＜換金性等が制限される場合＞

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

＜その他の留意点＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

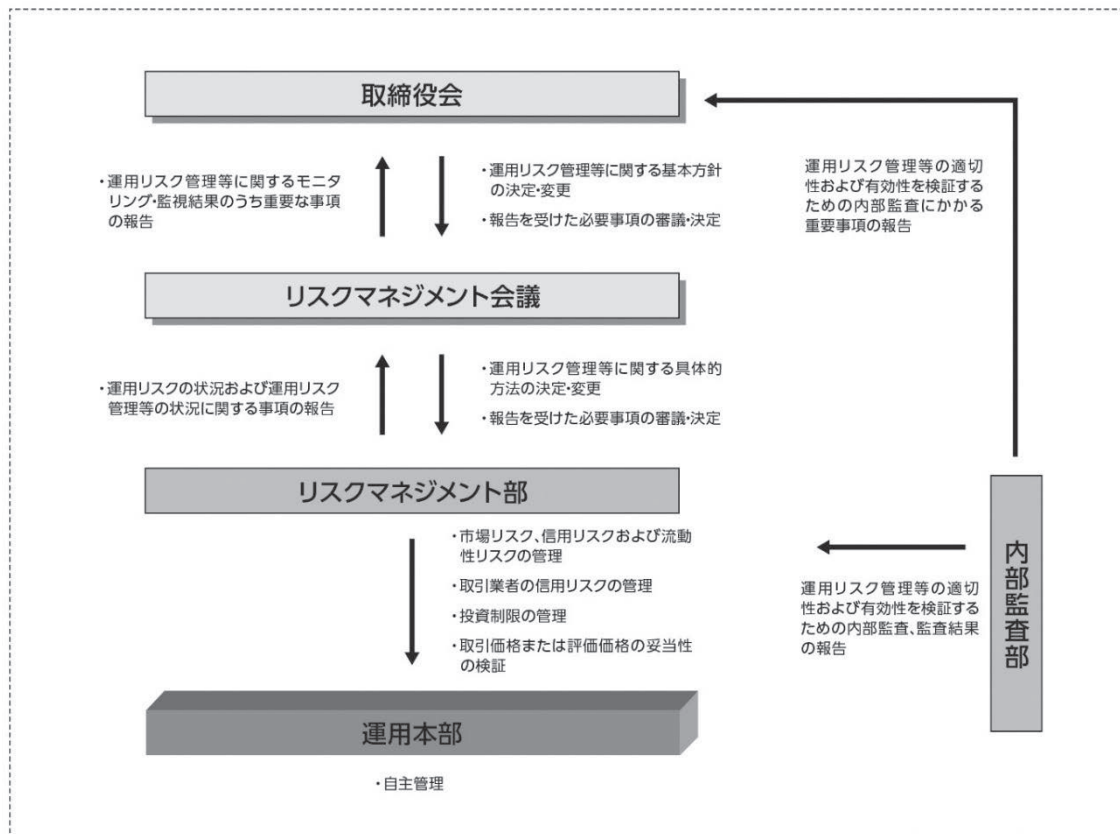
※ 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

<リスク管理体制>

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲2⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本株女性活躍指数マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引

法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜特色＞をご参照下さい。

2 投資制限

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との

合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株

引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 信用取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。

ロ. 前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 金利先渡取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 有価証券の貸付け(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑪ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。))を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。))の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

インデックスファンド日本株女性活躍指数(適格機関投資家専用)

1 投資状況(2025年4月10日現在)

■投資信託財産の構成

2025年4月10日現在

項目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
日本株女性活躍指数マザーファンド	千円 32,458	% 99.8
コール・ローン等、その他	60	0.2
投資信託財産総額	32,519	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

2 投資資産(2025年4月10日現在)

■組入資産明細表

親投資信託残高

種 類	期 首	当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
日本株女性活躍指数マザーファンド	千口 16,848	千口 23,699	千円 32,458

(注) 単位未満は切捨て。

3 運用実績(2025年4月10日現在)

決 算 期	基 準 価 額			MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)		株式組入率 比	株 式 先 物 比 率	投 資 信 託 資 産 組 入 証 券 比 率	純 資 産 額
	(分配落)	税 込 み 分 配 金	期 騰 落 中 率	(ベンチマーク)	期 騰 落 中 率				
1 期末(2023年4月10日)	円 9,839	円 0	% △ 1.6	9,883	% △ 1.2	% -	% -	% 98.9	百万円 11
2 期末(2024年4月10日)	14,216	0	44.5	14,372	45.4	-	-	99.2	24
3 期末(2025年4月10日)	13,558	0	△ 4.6	14,020	△ 2.5	-	-	99.5	32

(注1) 基準価額の騰落率は分配金込み。

(注2) MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)は、MSCI Inc. (「MSCI」)の承諾を得て、同指数の原データをもとに、当ファンド設定日の前営業日を10,000として大和アセットマネジメントが計算したものです。MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>)

(注3) 指数値は、指数提供会社により過去に遡って修正される場合があります。上記の指数は直近で知り得るデータを使用しております。

(注4) 組入比率は、マザーファンドの組入比率を当ファンドベースに換算したものを含みます。

(注5) 株式先物比率は買建比率-売建比率です。

【参考情報】マザーファンドの運用状況

日本株女性活躍指数マザーファンド

(1) 投資状況（2025年4月10日現在）

■投資信託財産の構成

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
投資信託受益証券	千円 32,295	% 99.2
コール・ローン等、その他	276	0.8
投資信託財産総額	32,571	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨て。

(2) 投資資産（2025年4月10日現在）

■組入資産明細表

国内投資信託受益証券

銘 柄	期 首	当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
iFreeETF MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)	千口 7.53	千口 10.83	千円 32,295
合 計	口数、金額 7.53	10.83	32,295
	銘柄数<比率> 1銘柄	1銘柄	<99.5%>

(注1) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(注2) 評価額の単位未満は切捨て。

II 財務ハイライト情報

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	32,519,003円
コール・ローン等	60,235
日本株女性活躍指数マザーファンド(評価額)	32,458,768
(B) 負債	54,184
未払信託報酬	53,385
その他未払費用	799
(C) 純資産総額(A - B)	32,464,819
元本	23,945,348
次期繰越損益金	8,519,471
(D) 受益権総口数	23,945,348口
1万口当り基準価額(C/D)	13,558円

* 期首における元本額は16,967,056円、当作成期間中における追加設定元本額は7,553,167円、同解約元本額は574,875円です。

* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,558円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年4月11日 至2025年4月10日

項 目	当 期
(A) 有価証券売買損益	△1,637,544円
売買益	26,086
売買損	△1,663,630
(B) 信託報酬等	△ 99,279
(C) 当期損益金(A + B)	△1,736,823
(D) 前期繰越損益金	5,986,458
(E) 追加信託差損益金	4,269,836
(配当等相当額)	(2,702,593)
(売買損益相当額)	(1,567,243)
(F) 合計(C + D + E)	8,519,471
次期繰越損益金(F)	8,519,471
追加信託差損益金	4,269,836
(配当等相当額)	(2,702,593)
(売買損益相当額)	(1,567,243)
分配準備積立金	5,986,458
繰越損益金	△1,736,823

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しております。

(注2) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

全世界株式ESGインデックス(適格機関投資家専用)

※以下において、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	なし
	対象インデックス	その他(MSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース))

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(アドレス <https://www.imaj.or.jp/>)をご参照下さい。

※ベンチマークは、他の記載において「MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)」と記載している場合があります。

3 特色

1. 基本方針

当ファンドは、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

全世界株式 ESG インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）（※）に投資し、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※ 効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎年4月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2023年4月10日（休業日の場合翌営業日）までとします。

[分配方針]

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4. 運用プロセス

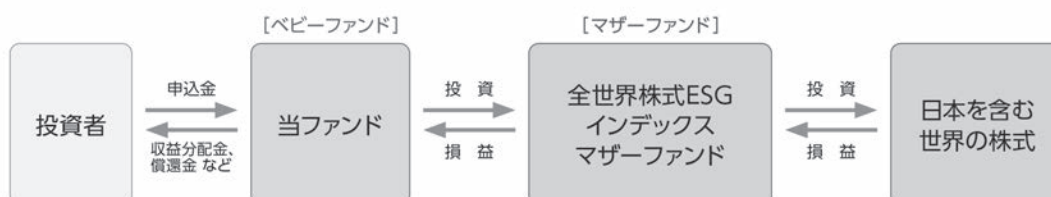


- ベンチマークであるMSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)への連動をめざしたポートフォリオを構築します。
また、運用の効率化を図るため、日本を含む世界の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)、日本を含む世界の株価指数との連動をめざす株価指数先物取引を利用することがあります。

投資信託(ファンド)の仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、MSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致(先物およびETFを利用した場合)
- ・株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

- MSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)について

・MSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)は、先進国と新興国からなるグローバルな株式インデックスであるMSCI ACWIを構成する地域別インデックスに含まれる企業に対して、ベストインクラスの選定プロセスを適用して構築されています。

・当インデックスは、ESG選定プロセスによってもたらされるシステムティックリスクを抑制するため、MSCI Global Investable Market Indexesと一致するセクターおよび地域のウェイトを目標としています。この方法は、MSCI ACWIを構成する地域別インデックスの各セクターおよび地域の時価総額の50%を占める、最も高いESG評価を受けた企業の証券を含めることを目標としています。

・当インデックスの既存の構成銘柄ではない企業は、MSCI ESGレーティングが「BB」以上、MSCI ESG Controversies Scoreが3以上であることが適格性の条件となります。

・当インデックスの既存構成銘柄は、MSCI ESGレーティングが「BB」以上、MSCI ESG Controversies Scoreが1以上であることが適格性の条件となります。

・アルコール、ギャンブル、タバコ、原子力、民間の銃器、化石燃料の採掘、火力発電、兵器に関与している企業は、当インデックスから除外されます。

・当インデックスの選定ユニバースは、MSCI Global Investable Market Indexesの構成銘柄となります。

・当インデックスは浮動株調整済み時価総額加重型です。

・当インデックスの年次見直しは5月に行われ、8月、11月、2月にリバランスが行われます。

●指数の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc.（「MSCI」）、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスを追隨しているMSCI指数の能力に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、その関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

4 仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算
↓運用指図↑↓※2 損益↑↓信託金(※3)		
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	日本を含む世界の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および店頭登録予定を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)、株価指数先物取引、日本を含む世界の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券) など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)	

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
 - ※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
 - ※3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
- ◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

- ◆ 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を含む世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)(※)に投資し、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
※ 効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ◆ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ◆ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※ 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

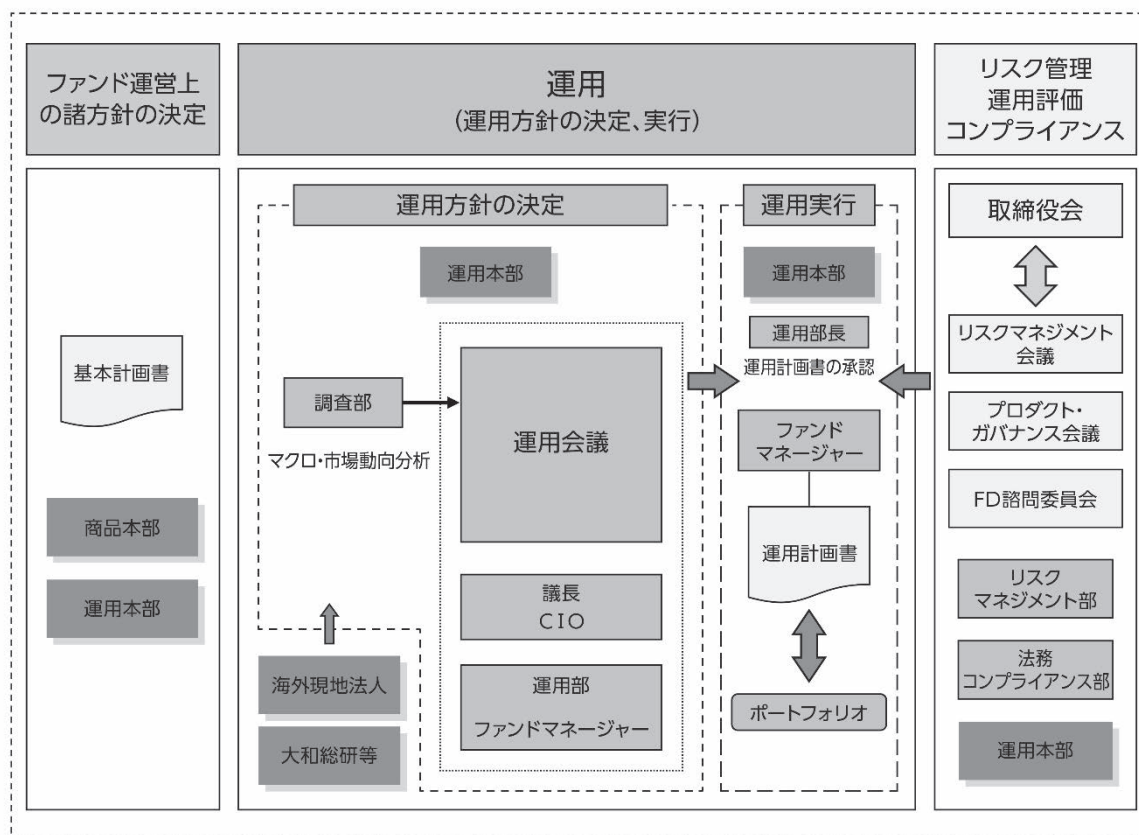
全世界株式 ESG インデックスマザーファンド

- イ. 主として、日本を含む世界の株式に投資し、投資成果をMSCI ACWI ESG Leaders指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
※効率性の観点から、日本を含む世界の株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- ロ. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

2 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議および FD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 10～20 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2025 年 4 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 主な投資制限

- 1) マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照下さい。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

全世界株式 ESG インデックスマザーファンド

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

4 投資リスクについて

< 価額変動リスク >

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

< 換金性等が制限される場合 >

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者があるご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

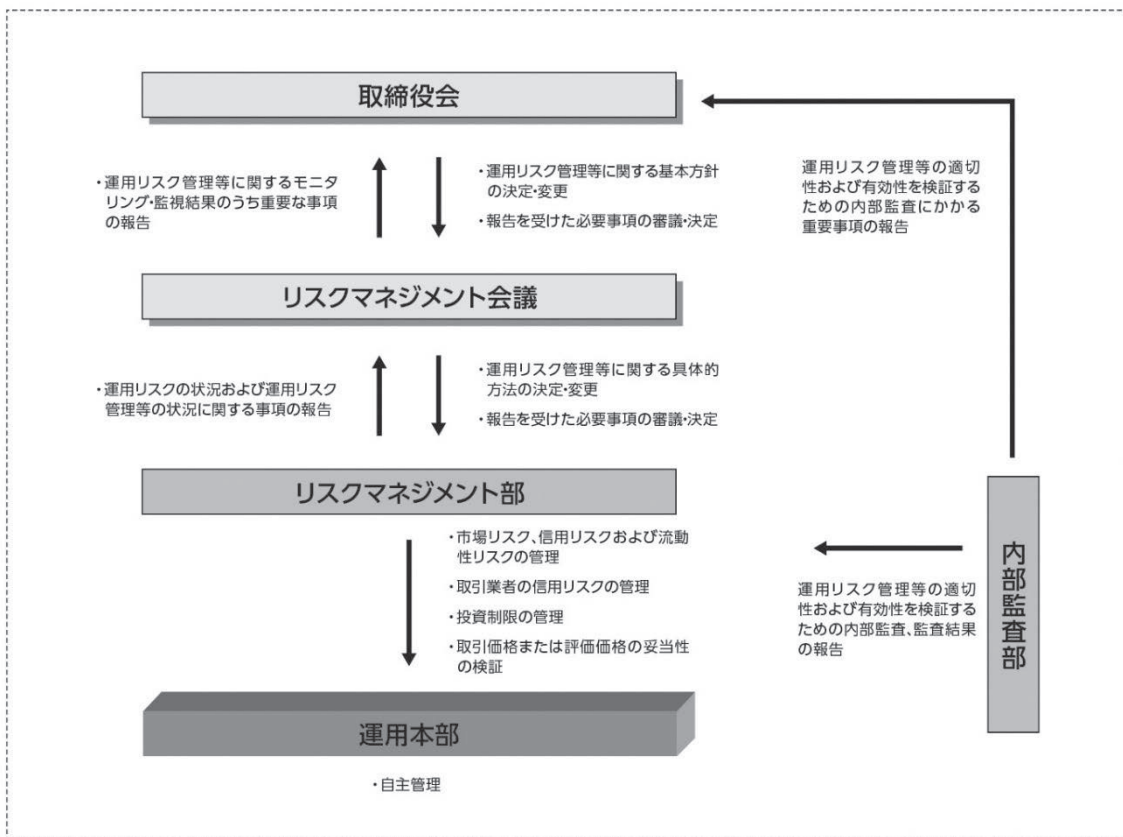
※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

※流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

上記の投資リスク管理※の体制は以下の通りです。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲2⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

② 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された全世界株式 ESG インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1から前11の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1の証券または証書ならびに前12および前17の証券または証書のうち前1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2から前6までの証券ならびに前14の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12および前17の証券または証書のうち前2から前6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13の証券および前14の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託者は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適切に反映するための手法については、＜特色＞をご参照ください。

2 投資制限

① マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲(信託約款)

イ. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 先物取引等(信託約款)

イ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

ロ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した

価額で行なうものとします。

ニ. 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 有価証券の貸付け(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑩ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪ 外国為替予約取引(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財

産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

二. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑫ 資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

全世界株式 ESG インデックス(適格機関投資家専用)

1 投資状況(2025年4月10日現在)

■投資信託財産の構成

2025年4月10日現在

項目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
全世界株式ESGインデックスマザーファンド	千円 452,703	% 99.8
コール・ローン等、その他	896	0.2
投資信託財産総額	453,599	100.0

(注1) 評価額の単位未満は切捨て。

(注2) 外貨建資産は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。なお、4月10日における邦貨換算レートは、1アメリカ・ドル=146.91円、1カナダ・ドル=104.22円、1ユーロ=161.35円です。

(注3) 全世界株式ESGインデックスマザーファンドにおいて、当期末における外貨建純資産(1,066,134千円)の投資信託財産総額(1,081,120千円)に対する比率は、98.6%です。

2 投資資産(2025年4月10日現在)

■組入資産明細表

親投資信託残高

種類	期 首 当 期 末		
	口 数	口 数	評 価 額
全世界株式ESGインデックスマザーファンド	千口 274,701	千口 328,617	千円 452,703

(注) 単位未満は切捨て。

3 運用実績(2025年4月10日現在)

決 算 期	基 準 価 額			MSCI ACWI ESG Leaders 指数(税引後配当込み、 円 ベ ー ス)		株式組入 比 率	株式先物 比 率	投資信託 受益証券 組入比率	投資証券 組入比率	純 資 産 額
	(分配) 落	税込み 分配金	期 中 騰落率	(ベンチマーク)	期 中 騰落率					
1 期末(2023年4月10日)	円 9,915	円 0	% △ 0.9	9,984	% △ 0.2	% -	% 7.6	% 2.8	% 89.7	百万円 228
2 期末(2024年4月10日)	13,899	0	40.2	14,112	41.3	-	5.3	2.6	92.0	384
3 期末(2025年4月10日)	13,636	0	△ 1.9	13,655	△ 3.2	-	3.6	13.3	83.4	452

(注1) 基準価額の騰落率は分配金込み。

(注2) MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. (「MSCI」)の承諾を得て、MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、米ドルベース)をもとに円換算し、当ファンド設定日を10,000として大和アセットマネジメントが計算したものです。MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、米ドルベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)

(注3) 海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。

(注4) 指数値は、指数提供会社により過去に遡って修正される場合があります。上記の指数は直近で知り得るデータを使用しております。

(注5) 組入比率は、マザーファンドの組入比率を当ファンドベースに換算したものを含みます。

(注6) 株式先物比率は買建比率-売建比率です。

【参考情報】マザーファンドの運用状況

全世界株式 ESG インデックスマザーファンド

(1) 投資状況（2025年4月10日現在）

■投資信託財産の構成

2025年4月10日現在

項目	当 期 末	
	評 価 額	比 率
投資信託受益証券	千円 142,056	% 13.1
投資証券	893,193	82.6
コール・ローン等、その他	45,870	4.3
投資信託財産総額	1,081,120	100.0

(注1) 評価額の単位未満は切捨て。

(注2) 外貨建資産は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。なお、4月10日における邦貨換算レートは、1アメリカ・ドル=146.91円、1カナダ・ドル=104.22円、1ユーロ=161.35円です。

(注3) 当期末における外貨建純資産（1,066,134千円）の投資信託財産総額（1,081,120千円）に対する比率は、98.6%です。

(2) 投資資産（2025年4月10日現在）

■組入資産明細表

(1) 外国投資信託受益証券

銘柄	期 首		当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額	評 価 額
(アメリカ)	千口	千口	千アメリカ・ドル	千円
ISHARES ESG MSCI EM LEADERS ETF	-	16.57	760	111,786
アメリカ・ドル 通貨計	口数、金額	-	760	111,786
	銘柄数<比率>	-	1銘柄	<10.4%>
(カナダ)	千口	千口	千カナダ・ドル	千円
BMO MSCI CANADA ESG LEADERS INDEX	5.11	7.54	290	30,269
カナダ・ドル 通貨計	口数、金額	5.11	7.54	290
	銘柄数<比率>	1銘柄	1銘柄	<2.8%>
合 計	口数、金額	5.11	24.11	142,056
	銘柄数<比率>	1銘柄	2銘柄	<13.3%>

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。

(注2) < >内は純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 評価額の単位未満は切捨て。

(3) 先物取引の銘柄別期末残高（評価額）

銘柄別	当 期 末	
	買 建 額	売 建 額
外国 MSCI EMGMKT(アメリカ)	百万円 7	百万円 -
MSCI WORLD INDEX(ドイツ)	30	-

(注1) 外貨建の評価額は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。

(注2) 単位未満は切捨て。

(2) 外国投資証券

銘柄	期 首		当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額	評 価 額
(アメリカ)	千口	千口	千アメリカ・ドル	千円
XTRACKERS MSCI USA ESG LEADERS EQU	63.1	92.13	4,546	667,902
XTRACKERS MSCI EAFE ESG LEADERS EQ	35.53	51.86	1,533	225,291
XTRACKERS MSCI EMERGING MARKETS CL	19.47	-	-	-
合 計	口数、金額	118.1	143.99	6,079
	銘柄数<比率>	3銘柄	2銘柄	<83.4%>

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価を対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに投資信託協会が定める計算方法により算出されるレートで邦貨換算したものです。

(注2) < >内は純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 評価額の単位未満は切捨て。

II 財務ハイライト情報

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	453,599,610円
コール・ローン等	896,597
全世界株式ESGインデックス マザーファンド(評価額)	452,703,013
(B) 負債	811,179
未払信託報酬	797,966
その他未払費用	13,213
(C) 純資産総額(A - B)	452,788,431
元本	332,044,649
次期繰越損益金	120,743,782
(D) 受益権総口数	332,044,649口
1万口当り基準価額(C / D)	13,636円

* 期首における元本額は276,645,313円、当作成期間中における追加設定元本額は74,949,573円、同解約元本額は19,550,237円です。

* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,636円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年4月11日 至2025年4月10日

項 目	当 期
(A) 配当等収益	1,200円
受取利息	1,200
(B) 有価証券売買損益	△ 13,446,456
売買益	1,617,593
売買損	△ 15,064,049
(C) 信託報酬等	△ 1,517,859
(D) 当期損益金(A + B + C)	△ 14,963,115
(E) 前期繰越損益金	93,524,835
(F) 追加信託差損益金	42,182,062
(配当等相当額)	(26,125,440)
(売買損益相当額)	(16,056,622)
(G) 合計(D + E + F)	120,743,782
次期繰越損益金(G)	120,743,782
追加信託差損益金	42,182,062
(配当等相当額)	(26,125,440)
(売買損益相当額)	(16,056,622)
分配準備積立金	93,524,835
繰越損益金	△ 14,963,115

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しております。

(注2) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する重要な事項】

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第5期計算期間(2024年9月10日から2025年9月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）の2024年9月10日から2025年9月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）の2025年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第4期	第5期
		[2024年 9月 9日現在]	[2025年 9月 8日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,064,907,376	287,170,646
親投資信託受益証券		4,336,541,248	3,405,010,808
未収入金		11,862,902	7,277,466
未収利息		6,334	3,692
流動資産合計		5,413,317,860	3,699,462,612
資産合計		5,413,317,860	3,699,462,612
負債の部			
流動負債			
未払解約金		4,799,999	200,000
未払受託者報酬		634,973	443,846
未払委託者報酬		9,524,465	6,657,636
その他未払費用		251,472	221,747
流動負債合計		15,210,909	7,523,229
負債合計		15,210,909	7,523,229
純資産の部			
元本等			
元本	※1	5,668,754,438	3,981,527,021
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△270,647,487	△289,587,638
（分配準備積立金）		50,352,574	58,843,069
元本等合計		5,398,106,951	3,691,939,383
純資産合計		5,398,106,951	3,691,939,383
負債純資産合計		5,413,317,860	3,699,462,612

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第4期	第5期
		自 2023年 9月 8日 至 2024年 9月 9日	自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		468,127	2,316,742
有価証券売買等損益		△152,912,842	△118,071,797
営業収益合計		△152,444,715	△115,755,055
営業費用			
支払利息		103,442	—
受託者報酬		1,290,956	994,189
委託者報酬		19,364,129	14,912,601
その他費用		497,536	466,445
営業費用合計		21,256,063	16,373,235
営業利益又は営業損失（△）		△173,700,778	△132,128,290
経常利益又は経常損失（△）		△173,700,778	△132,128,290
当期純利益又は当期純損失（△）		△173,700,778	△132,128,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△34,293,708	△47,965,145
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△125,058,541	△270,647,487
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,824,979	130,856,538
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		53,824,979	130,856,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		60,006,855	65,633,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		60,006,855	65,633,544
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△270,647,487	△289,587,638

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年9月7日及び2025年9月7日が休日のため、前計算期間末日を2024年9月9日とし、当計算期間末日を2025年9月8日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第4期 自 2023年 9月 8日 至 2024年 9月 9日	第5期 自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期 [2024年 9月 9日現在]	第5期 [2025年 9月 8日現在]
1. ※1 期首元本額	6,415,474,456円	5,668,754,438円
期中追加設定元本額	1,835,606,834円	990,133,537円
期中一部解約元本額	2,582,326,852円	2,677,360,954円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	5,668,754,438口	3,981,527,021口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は270,647,487円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は289,587,638円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 2023年 9月 8日 至 2024年 9月 9日	第5期 自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(25,822,430円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(75,373,460円)及び分配準備積立金(24,530,144円)より、分配対象額は125,726,034円(1万口当たり221.78円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(30,199,335円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(60,434,490円)及び分配準備積立金(28,643,734円)より、分配対象額は119,277,559円(1万口当たり299.55円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 2023年 9月 8日 至 2024年 9月 9日	第5期 自 2024年 9月10日 至 2025年 9月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [2024年 9月 9日現在]	第5期 [2025年 9月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第4期（自 2023年9月8日 至 2024年9月9日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△49,760,226円
合計	△49,760,226円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用)

第5期(自 2024年9月10日 至 2025年9月8日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△41,550,496円
合計	△41,550,496円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第4期 [2024年 9月 9日現在]		第5期 [2025年 9月 8日現在]	
1口当たり純資産額	0.9523円	1口当たり純資産額	0.9273円
(1万口当たり純資産額)	(9,523円)	(1万口当たり純資産額)	(9,273円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	139,345,081	418,564,754	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	2,242,412,693	2,581,017,009	
	東京海上・東証REITマザーファンド	251,850,569	405,429,045	
親投資信託受益証券	合計	2,633,608,343	3,405,010,808	
	合計	2,633,608,343	3,405,010,808	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2025年9月30日現在)

種類	金額
I 資産総額	3,573,838,840 円
II 負債総額	45,491,338 円
III 純資産総額(I-II)	3,528,347,502 円
IV 発行済数量	3,796,366,315 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.9294 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	89,377,153,995 円
II 負債総額	150,253,931 円
III 純資産総額(I-II)	89,226,900,064 円
IV 発行済数量	29,435,645,155 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	3.0313 円

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	33,929,493,283 円
II 負債総額	1,007,005,918 円
III 純資産総額(I-II)	32,922,487,365 円
IV 発行済数量	28,610,711,170 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.1507 円

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	12,483,590,004 円
II 負債総額	5,365,883 円
III 純資産総額(I-II)	12,478,224,121 円
IV 発行済数量	7,637,116,915 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.6339 円

Ⅲ 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日~2021年 9月 7日	188,729,534	392,831	188,336,703
第2計算期間	2021年 9月 8日~2022年 9月 7日	3,294,474,241	381,742,436	3,101,068,508
第3計算期間	2022年 9月 8日~2023年 9月 7日	4,828,680,779	1,514,274,831	6,415,474,456
第4計算期間	2023年 9月 8日~2024年 9月 9日	1,835,606,834	2,582,326,852	5,668,754,438
第5計算期間	2024年 9月10日~2025年 9月 8日	990,133,537	2,677,360,954	3,981,527,021

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年7月11日から2025年7月10日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月6日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 楠原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、財産3分法（適格機関投資家専用）の2024年7月11日から2025年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財産3分法（適格機関投資家専用）の2025年7月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年7月10日現在	第4期 2025年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,463,363	98,242,705
投資信託受益証券	2,488,843,851	2,690,912,482
親投資信託受益証券	4,781,624,872	5,119,815,038
未収入金	23,026,363	-
未収利息	221	1,307
流動資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532
資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,436,527	-
未払受託者報酬	1,096,705	1,194,198
未払委託者報酬	16,085,838	17,515,795
その他未払費用	1,220,742	1,369,634
流動負債合計	45,839,812	20,079,627
負債合計	45,839,812	20,079,627
純資産の部		
元本等		
元本	6,260,914,712	6,689,333,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,085,204,146	1,199,558,874
(分配準備積立金)	1,190,259,896	1,402,984,159
元本等合計	7,346,118,858	7,888,891,905
純資産合計	7,346,118,858	7,888,891,905
負債純資産合計	7,391,958,670	7,908,971,532

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月10日	第4期 自 2024年7月11日 至 2025年7月10日
営業収益		
受取配当金	246,572,852	309,264,962
受取利息	28,768	370,153
有価証券売買等損益	659,274,813	△207,564,911
営業収益合計	905,876,433	102,070,204
営業費用		
支払利息	14,224	-
受託者報酬	2,028,713	2,391,368
委託者報酬	29,756,131	35,075,174
その他費用	1,282,820	1,449,390
営業費用合計	33,081,888	38,915,932
営業利益又は営業損失(△)	872,794,545	63,154,272
経常利益又は経常損失(△)	872,794,545	63,154,272
当期純利益又は当期純損失(△)	872,794,545	63,154,272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	84,728,984	△40,765,681
期首剰余金又は期首欠損金(△)	118,439,664	1,085,204,146
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,405,517	198,963,798
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	222,405,517	198,963,798
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,706,596	188,529,023
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,706,596	188,529,023
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,085,204,146	1,199,558,874

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第3期 2024年7月10日現在	第4期 2025年7月10日現在
1.	期首元本額	4,788,051,699 円	6,260,914,712 円
	期中追加設定元本額	2,787,394,454 円	1,548,736,188 円
	期中一部解約元本額	1,314,531,441 円	1,120,317,869 円
2.	受益権の総数	6,260,914,712 口	6,689,333,031 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月10日		第4期 自 2024年7月11日 至 2025年7月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益 325,498,378 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益 404,084,198 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0 円
C	信託約款に定める収益調整金 1,933,756,397 円	C	信託約款に定める収益調整金 2,374,109,228 円
D	信託約款に定める分配準備積立金 864,761,518 円	D	信託約款に定める分配準備積立金 998,899,961 円
E	分配対象収益(A+B+C+D) 3,124,016,293 円	E	分配対象収益(A+B+C+D) 3,777,093,387 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 4,989 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 5,646 円
G	分配金額 0 円	G	分配金額 0 円
H	分配金額(1万口当たり) 0 円	H	分配金額(1万口当たり) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月10日	第4期 自 2024年7月11日 至 2025年7月10日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 2024年7月10日現在	第4期 2025年7月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第3期（2024年7月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	88,204,055
親投資信託受益証券	507,994,907
合計	596,198,962

第4期（2025年7月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△312,003,620
親投資信託受益証券	129,315,840
合計	△182,687,780

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第3期 2024年7月10日現在	第4期 2025年7月10日現在
1口当たり純資産額	1.1733円	1.1793円
(1万口当たり純資産額)	(11,733円)	(11,793円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	高利回りソブリン債券インデックスファンド	9,813,685,203	2,690,912,482	
投資信託受益証券 合計		9,813,685,203	2,690,912,482	
親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	446,489,759	1,974,467,012	
	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	390,841,907	1,190,817,122	
	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	731,924,395	1,954,530,904	
親投資信託受益証券 合計		1,569,256,061	5,119,815,038	
合計		11,382,941,264	7,810,727,520	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2025年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	8,416,360,176円
II 負債総額	69,540,831円
III 純資産総額(I - II)	8,346,819,345円
IV 発行済口数	6,225,586,506口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.3407円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2021年5月26日～2022年7月11日	3,031,070,118	66,923,894
第2期	2022年7月12日～2023年7月10日	2,295,885,993	471,980,518
第3期	2023年7月11日～2024年7月10日	2,787,394,454	1,314,531,441
第4期	2024年7月11日～2025年7月10日	1,548,736,188	1,120,317,869

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年9月25日から2025年9月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の2024年9月25日から2025年9月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の2025年9月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年9月24日現在	第4期 2025年9月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,703,905	112,583,538
投資信託受益証券	6,478,125,060	5,609,824,772
親投資信託受益証券	6,511,804	5,290,935
未収入金	-	79,455,846
未収利息	466	1,497
流動資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588
資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,222,803	157,434,139
未払受託者報酬	730,796	638,275
未払委託者報酬	9,866,536	8,617,590
その他未払費用	957,538	955,454
流動負債合計	12,777,673	167,645,458
負債合計	12,777,673	167,645,458
純資産の部		
元本等		
元本	6,572,497,119	5,285,009,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,933,557	354,501,534
(分配準備積立金)	541,638,238	778,149,103
元本等合計	6,544,563,562	5,639,511,130
純資産合計	6,544,563,562	5,639,511,130
負債純資産合計	6,557,341,235	5,807,156,588

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年9月22日 至 2024年9月24日	第4期 自 2024年9月25日 至 2025年9月22日
営業収益		
受取利息	55,487	260,929
有価証券売買等損益	1,204,400,860	391,815,107
営業収益合計	1,204,456,347	392,076,036
営業費用		
支払利息	2,713	-
受託者報酬	1,419,372	1,295,770
委託者報酬	19,163,146	17,494,633
その他費用	1,026,346	1,021,157
営業費用合計	21,611,577	19,811,560
営業利益又は営業損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
経常利益又は経常損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
当期純利益又は当期純損失(△)	1,182,844,770	372,264,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	188,355,817	△21,295,297
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,297,132,337	△27,933,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	411,860,131	13,038,377
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	411,860,131	13,038,377
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	137,150,304	24,163,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	137,150,304	24,163,059
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△27,933,557	354,501,534

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月22日から翌年9月21日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2024年9月25日から2025年9月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第3期 2024年9月24日現在	第4期 2025年9月22日現在
1.	期首元本額	7,777,041,556 円	6,572,497,119 円
	期中追加設定元本額	1,301,650,285 円	768,663,032 円
	期中一部解約元本額	2,506,194,722 円	2,056,150,555 円
2.	受益権の総数	6,572,497,119 口	5,285,009,596 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	27,933,557 円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自2023年9月22日 至2024年9月24日		第4期 自2024年9月25日 至2025年9月22日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益 50,811 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益 256,765 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 541,587,427 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 393,303,008 円
C	信託約款に定める収益調整金 0 円	C	信託約款に定める収益調整金 50,920,816 円
D	信託約款に定める分配準備積立金 0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金 384,589,330 円
E	分配対象収益(A+B+C+D) 541,638,238 円	E	分配対象収益(A+B+C+D) 829,069,919 円
F	分配対象収益(1万口当たり) 824 円	F	分配対象収益(1万口当たり) 1,568 円
G	分配金額 0 円	G	分配金額 0 円
H	分配金額(1万口当たり) 0 円	H	分配金額(1万口当たり) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自2023年9月22日 至2024年9月24日	第4期 自2024年9月25日 至2025年9月22日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 2024年9月24日現在	第4期 2025年9月22日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第3期(2024年9月24日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,051,123,492
親投資信託受益証券	3,184
合計	1,051,126,676

第4期(2025年9月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	394,134,794
親投資信託受益証券	16,616
合計	394,151,410

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 2024年9月24日現在	第4期 2025年9月22日現在
1口当たり純資産額	0.9957円	1.0671円
(1万口当たり純資産額)	(9,957円)	(10,671円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)	3,404,846,305	5,609,824,772	
投資信託受益証券 合計		3,404,846,305	5,609,824,772	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,192,792	5,290,935	
親投資信託受益証券 合計		5,192,792	5,290,935	
合計		3,410,039,097	5,615,115,707	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2025年10月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,481,820,938円
II 負債総額	89,309,140円
III 純資産総額(I - II)	5,392,511,798円
IV 発行済口数	4,708,975,146口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1.1452円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2021年5月26日～2022年9月21日	6,279,524,133	297,417,542
第2期	2022年9月22日～2023年9月21日	2,845,202,400	1,050,267,435
第3期	2023年9月22日～2024年9月24日	1,301,650,285	2,506,194,722
第4期	2024年9月25日～2025年9月22日	768,663,032	2,056,150,555

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2022年3月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間（2024年8月7日から2025年8月6日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、日経 225 インデックス（適格機関投資家専用）の 2024 年 8 月 7 日から 2025 年 8 月 6 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経 225 インデックス（適格機関投資家専用）の 2025 年 8 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第3期	第4期
		[2024年 8月 6日現在]	[2025年 8月 6日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		964,591,756	1,539,107,565
未収入金		7,786,590	2,289,578
流動資産合計		972,378,346	1,541,397,143
資産合計		972,378,346	1,541,397,143
負債の部			
流動負債			
未払解約金		6,345,163	—
未払受託者報酬		110,891	176,134
未払委託者報酬		1,275,178	2,025,465
その他未払費用		55,358	87,979
流動負債合計		7,786,590	2,289,578
負債合計		7,786,590	2,289,578
純資産の部			
元本等			
元本	※1	746,654,076	996,125,055
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		217,937,680	542,982,510
（分配準備積立金）		13,061,797	149,335,134
元本等合計		964,591,756	1,539,107,565
純資産合計		964,591,756	1,539,107,565
負債純資産合計		972,378,346	1,541,397,143

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第3期	第4期
		自 2023年 8月 8日 至 2024年 8月 6日	自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		97,153,528	264,981,552
営業収益合計		97,153,528	264,981,552
営業費用			
受託者報酬		207,966	334,096
委託者報酬		2,391,450	3,841,954
その他費用		103,802	166,868
営業費用合計		2,703,218	4,342,918
営業利益又は営業損失（△）		94,450,310	260,638,634
経常利益又は経常損失（△）		94,450,310	260,638,634
当期純利益又は当期純損失（△）		94,450,310	260,638,634
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		148,413,192	83,239,102
期首剰余金又は期首欠損金（△）		78,835,585	217,937,680
剰余金増加額又は欠損金減少額		453,920,988	389,910,913
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		453,920,988	389,910,913
剰余金減少額又は欠損金増加額		260,856,011	242,265,615
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		260,856,011	242,265,615
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		217,937,680	542,982,510

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期 自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第3期 自 2023年 8月 8日 至 2024年 8月 6日	第4期 自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期 [2024年 8月 6日現在]	第4期 [2025年 8月 6日現在]
1. ※1 期首元本額	428,955,343円	746,654,076円
期中追加設定元本額	1,393,679,039円	952,389,100円
期中一部解約元本額	1,075,980,306円	702,918,121円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	746,654,076口	996,125,055口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2023年 8月 8日 至 2024年 8月 6日	第4期 自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,014,896円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（204,875,883円）及び分配準備積立金（46,901円）より、分配対象額は217,937,680円（1万口当たり2,918.83円）ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,468,543円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（115,136,570円）、投資信託約款に規定される収益調整金（393,647,376円）及び分配準備積立金（6,730,021円）より、分配対象額は542,982,510円（1万口当たり5,450.92円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第3期 自 2023年 8月 8日 至 2024年 8月 6日	第4期 自 2024年 8月 7日 至 2025年 8月 6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	---	-----------

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 [2024年 8月 6日現在]	第4期 [2025年 8月 6日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第3期（自 2023年8月8日 至 2024年8月6日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△51,667,638円
合計	△51,667,638円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第4期（自 2024年8月7日 至 2025年8月6日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	181,356,725円
合計	181,356,725円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

日経225インデックス（適格機関投資家専用）

（1口当たり情報に関する注記）

第3期 [2024年 8月 6日現在]		第4期 [2025年 8月 6日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2919円 12,919円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,5451円 15,451円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	東京海上・日経225インデックス マザーファンド	540,834,762	1,539,107,565	
親投資信託受益証券 合計		540,834,762	1,539,107,565	
合計		540,834,762	1,539,107,565	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2025年9月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	1,218,977,198 円
II 負債総額	6,100,509 円
III 純資産総額（I－II）	1,212,876,689 円
IV 発行済数量	707,925,424 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.7133 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

東京海上・日経225インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	38,385,065,020 円
II 負債総額	217,008,577 円
III 純資産総額（I－II）	38,168,056,443 円
IV 発行済数量	12,090,298,658 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.1569 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2022年 3月24日～2022年 8月 8日	3,000,000	—	3,000,000
第2計算期間	2022年 8月 9日～2023年 8月 7日	531,578,500	105,623,157	428,955,343
第3計算期間	2023年 8月 8日～2024年 8月 6日	1,393,679,039	1,075,980,306	746,654,076
第4計算期間	2024年 8月 7日～2025年 8月 6日	952,389,100	702,918,121	996,125,055

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間（2023年11月11日から2024年11月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

奈良 特大朗

監査意見

当監査法人は、先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）の2023年11月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第3期	第4期
		[2023年11月10日現在]	[2024年11月11日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		12,333,823,504	19,303,180,696
未収入金		66,231,317	74,573,174
流動資産合計		12,400,054,821	19,377,753,870
資産合計		12,400,054,821	19,377,753,870
負債の部			
流動負債			
未払解約金		50,430,026	50,368,896
未払受託者報酬		1,196,354	1,842,632
未払委託者報酬		14,356,169	22,111,526
その他未払費用		248,768	250,120
流動負債合計		66,231,317	74,573,174
負債合計		66,231,317	74,573,174
純資産の部			
元本等			
元本	※1	8,596,583,351	9,920,647,952
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		3,737,240,153	9,382,532,744
（分配準備積立金）		1,648,410,069	4,528,718,791
元本等合計		12,333,823,504	19,303,180,696
純資産合計		12,333,823,504	19,303,180,696
負債純資産合計		12,400,054,821	19,377,753,870

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第3期	第4期
		自 2022年11月11日 至 2023年11月10日	自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		2,163,368,729	4,616,821,763
営業収益合計		2,163,368,729	4,616,821,763
営業費用			
受託者報酬		2,369,018	3,266,063
委託者報酬		28,428,128	39,192,639
その他費用		493,480	496,184
営業費用合計		31,290,626	42,954,886
営業利益又は営業損失（△）		2,132,078,103	4,573,866,877
経常利益又は経常損失（△）		2,132,078,103	4,573,866,877
当期純利益又は当期純損失（△）		2,132,078,103	4,573,866,877

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	636,490,805	961,992,902
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,441,195,012	3,737,240,153
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,760,302,444	4,342,862,610
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,760,302,444	4,342,862,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	959,844,601	2,309,443,994
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	959,844,601	2,309,443,994
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,737,240,153	9,382,532,744

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第4期 自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年11月10日が休日のため、当計算期間末日を2024年11月11日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第3期 自 2022年11月11日 至 2023年11月10日	第4期 自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第3期 [2023年11月10日現在]	第4期 [2024年11月11日現在]
1. ※1 期首元本額	7,503,557,807円	8,596,583,351円
期中追加設定元本額	5,961,397,619円	6,190,437,529円
期中一部解約元本額	4,868,372,075円	4,866,372,928円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	8,596,583,351口	9,920,647,952口

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2022年11月11日 至 2023年11月10日	第4期 自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
<p>※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（205,185,819円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,290,401,479円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,088,830,084円）及び分配準備積立金（152,822,771円）より、分配対象額は3,737,240,153円（1万口当たり4,347.33円）ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（248,663,570円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,363,210,405円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,853,813,953円）及び分配準備積立金（916,844,816円）より、分配対象額は9,382,532,744円（1万口当たり9,457.55円）ですが、分配を行っておりません。</p>

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第3期 自 2022年11月11日 至 2023年11月10日	第4期 自 2023年11月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 [2023年11月10日現在]	第4期 [2024年11月11日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第3期（自 2022年11月11日 至 2023年11月10日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,522,235,196円
合計	1,522,235,196円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第4期（自 2023年11月11日 至 2024年11月11日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,652,267,873円
合計	3,652,267,873円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期 [2023年11月10日現在]	第4期 [2024年11月11日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4347円 14,347円)	1,9458円 19,458円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	TMA外国株式インデックスマザーファンド	2,782,280,041	19,303,180,696	
親投資信託受益証券 合計		2,782,280,041	19,303,180,696	
合計		2,782,280,041	19,303,180,696	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2025年9月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	22,608,096,986 円
II 負債総額	24,744,858 円
III 純資産総額（I - II）	22,583,352,128 円
IV 発行済数量	10,465,723,675 口
V 1単位当たり純資産額（III / IV）	2.1578 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	379,134,796,851 円
II 負債総額	102,144,819 円
III 純資産総額（I - II）	379,032,652,032 円
IV 発行済数量	49,138,319,018 口
V 1単位当たり純資産額（III / IV）	7.7136 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年5月13日～2021年11月10日	668,859,212	46,362,964	622,496,248
第2計算期間	2021年11月11日～2022年11月10日	7,842,281,349	961,219,790	7,503,557,807
第3計算期間	2022年11月11日～2023年11月10日	5,961,397,619	4,868,372,075	8,596,583,351
第4計算期間	2023年11月11日～2024年11月11日	6,190,437,529	4,866,372,928	9,920,647,952
第5 中間計算期間	2024年11月12日～2025年5月11日	2,534,168,443	1,488,101,924	10,966,714,471

I 投資信託（ファンド）の沿革

2025年9月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

ファンドに関する財務諸表は、第1期計算期間終了後に作成される予定です。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

【純資産額計算書】

(2025年10月31日現在)

I 資産総額	5,051,684 円
II 負債総額	93,931 円
III 純資産総額 (I - II)	4,957,753 円
IV 発行済数量	4,771,688 口
V 1単位あたり純資産額 (III / IV)	1.0390 円

III 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中 (2025年9月26日 ~ 2025年10月31日)	5,260,791	489,103

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(2024年7月9日から2025年7月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月6日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、インデックスファンドNASDAQ100（適格機関投資家専用）の2024年7月9日から2025年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンドNASDAQ100（適格機関投資家専用）の2025年7月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第3期 2024年7月8日現在	第4期 2025年7月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,784,240	162,992,501
親投資信託受益証券	23,887,989,328	50,815,260,787
未収入金	-	3,176,727
未収利息	120	2,176
流動資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191
資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	49,537,054
未払受託者報酬	3,228,399	7,155,106
未払委託者報酬	37,665,343	83,476,926
その他未払費用	9,506,864	20,936,293
流動負債合計	50,400,606	161,105,379
負債合計	50,400,606	161,105,379
純資産の部		
元本等		
元本	10,843,536,896	22,776,569,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	13,045,836,186	28,043,757,739
(分配準備積立金)	4,719,912,649	5,208,357,141
元本等合計	23,889,373,082	50,820,326,812
純資産合計	23,889,373,082	50,820,326,812
負債純資産合計	23,939,773,688	50,981,432,191

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月8日	第4期 自 2024年7月9日 至 2025年7月8日
営業収益		
受取利息	11,633	530,755
有価証券売買等損益	8,261,746,288	3,211,788,640
営業収益合計	8,261,757,921	3,212,319,395
営業費用		
支払利息	2,567	-
受託者報酬	5,658,900	12,824,543
委託者報酬	66,021,864	149,621,099
その他費用	9,668,843	21,314,201
営業費用合計	81,352,174	183,759,843
営業利益又は営業損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
経常利益又は経常損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
当期純利益又は当期純損失(△)	8,180,405,747	3,028,559,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,714,961,238	493,548,125
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,923,101,805	13,045,836,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,131,951,027	23,914,080,566
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,131,951,027	23,914,080,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,474,661,155	11,451,170,440
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,474,661,155	11,451,170,440
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	13,045,836,186	28,043,757,739

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第3期 2024年7月8日現在	第4期 2025年7月8日現在
1.	期首元本額	6,677,748,268 円	10,843,536,896 円
	期中追加設定元本額	20,915,849,194 円	22,213,719,698 円
	期中一部解約元本額	16,750,060,566 円	10,280,687,521 円
2.	受益権の総数	10,843,536,896 口	22,776,569,073 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月8日		第4期 自 2024年7月9日 至 2025年7月8日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配 当等収益	135,827,761 円	A 計算期末における費用控除後の配 当等収益 267,198,118 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	4,329,616,748 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 2,267,813,309 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,325,923,537 円	C 信託約款に定める収益調整金 22,835,400,598 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	254,468,140 円	D 信託約款に定める分配準備積立金 2,673,345,714 円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	13,045,836,186 円	E 分配対象収益(A+B+C+D) 28,043,757,739 円
F	分配対象収益(1万口当たり)	12,030 円	F 分配対象収益(1万口当たり) 12,312 円
G	分配金額	0 円	G 分配金額 0 円
H	分配金額(1万口当たり)	0 円	H 分配金額(1万口当たり) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2023年7月11日 至 2024年7月8日	第4期 自 2024年7月9日 至 2025年7月8日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 2024年7月8日現在	第4期 2025年7月8日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第3期(2024年7月8日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,576,233,775
合計	4,576,233,775

第4期(2025年7月8日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,712,855,728
合計	2,712,855,728

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 2024年7月8日現在	第4期 2025年7月8日現在
1口当たり純資産額	2,2031円	1口当たり純資産額 2,2313円
(1万口当たり純資産額)	(22,031円)	(1万口当たり純資産額) (22,313円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド NASDAQ100	16,381,979,041	50,815,260,787	
合計		16,381,979,041	50,815,260,787	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は 2025 年 10 月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	41,449,787,476円
II 負債総額	1,031,214,077円
III 純資産総額(I - II)	40,418,573,399円
IV 発行済口数	15,139,798,226口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	2.6697円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

純資産額計算書

I 資産総額	467,109,510,805円
II 負債総額	6,610,059,595円
III 純資産総額(I - II)	460,499,451,210円
IV 発行済口数	123,893,099,893口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.7169円

III 設定および解約の実績

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2021年5月26日～2022年7月8日	5,726,517,744	633,422,770
第2期	2022年7月9日～2023年7月10日	10,649,217,787	9,064,564,493
第3期	2023年7月11日～2024年7月8日	20,915,849,194	16,750,060,566
第4期	2024年7月9日～2025年7月8日	22,213,719,698	10,280,687,521

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2025年9月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

ファンドに関する財務諸表は、第1期計算期間終了後に作成される予定です。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

【純資産額計算書】

(2025年10月31日現在)

I 資産総額	12,679,647 円
II 負債総額	6,572 円
III 純資産総額（I - II）	12,673,075 円
IV 発行済数量	11,999,141 口
V 1単位当たり純資産額（III / IV）	1.0562 円

（参考）米国株式・研究開発リバランスマザーファンド

I 資産総額	2,705,537,024 円
II 負債総額	26,186,069 円
III 純資産総額（I - II）	2,679,350,955 円
IV 発行済数量	2,504,003,746 口
V 1単位当たり純資産額（III / IV）	1.0700 円

III 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（2025年9月26日 ~ 2025年10月31日）	12,952,566	953,425

(注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022年4月1日 信託契約締結、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	32,519,003円
コール・ローン等	60,235
日本株女性活躍指数マザーファンド(評価額)	32,458,768
(B) 負債	54,184
未払信託報酬	53,385
その他未払費用	799
(C) 純資産総額(A - B)	32,464,819
元本	23,945,348
次期繰越損益金	8,519,471
(D) 受益権総口数	23,945,348口
1万口当り基準価額(C/D)	13,558円

*期首における元本額は16,967,056円、当作成期間中における追加設定元本額は7,553,167円、同解約元本額は574,875円です。

*当期末の計算口数当りの純資産額は13,558円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年4月11日 至2025年4月10日

項 目	当 期
(A) 有価証券売買損益	△1,637,544円
売買益	26,086
売買損	△1,663,630
(B) 信託報酬等	△ 99,279
(C) 当期損益金(A + B)	△1,736,823
(D) 前期繰越損益金	5,986,458
(E) 追加信託差損益金	4,269,836
(配当等相当額)	(2,702,593)
(売買損益相当額)	(1,567,243)
(F) 合計(C + D + E)	8,519,471
次期繰越損益金(F)	8,519,471
追加信託差損益金	4,269,836
(配当等相当額)	(2,702,593)
(売買損益相当額)	(1,567,243)
分配準備積立金	5,986,458
繰越損益金	△1,736,823

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しております。

(注2) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	32,519,003円
コール・ローン等	60,235
日本株女性活躍指数マザーファンド(評価額)	32,458,768
(B) 負債	54,184
未払信託報酬	53,385
その他未払費用	799
(C) 純資産総額(A - B)	32,464,819
元本	23,945,348
次期繰越損益金	8,519,471
(D) 受益権総口数	23,945,348口
1万口当り基準価額(C/D)	13,558円

* 期首における元本額は16,967,056円、当作成期間中における追加設定元本額は7,553,167円、同解約元本額は574,875円です。

* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,558円です。

(参考) 日本株女性活躍指数マザーファンド

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	32,571,815円
コール・ローン等	276,755
投資信託受益証券(評価額)	32,295,060
(B) 負債	112,457
未払金	112,457
(C) 純資産総額(A - B)	32,459,358
元本	23,699,451
次期繰越損益金	8,759,907
(D) 受益権総口数	23,699,451口
1万口当り基準価額(C/D)	13,696円

* 期首における元本額は16,848,991円、当作成期間中における追加設定元本額は7,477,993円、同解約元本額は627,533円です。

* 当期末における当マザーファンドを投資対象とする投資信託の元本額：
インデックスファンド日本株女性活躍指数（適格機関投資家専用） 23,699,451円

* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,696円です。

Ⅲ 設定及び解約の実績

■売買および取引の状況

親投資信託受益証券の設定・解約状況

(2024年4月11日から2025年4月10日まで)

	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
日本株女性活躍指数マザーファンド	7,477 千口	10,883 千円	627 千口	925 千円

(注) 単位未満は切捨て。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2022年4月1日 信託契約締結、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	453,599,610円
コール・ローン等	896,597
全世界株式ESGインデックス マザーファンド(評価額)	452,703,013
(B) 負債	811,179
未払信託報酬	797,966
その他未払費用	13,213
(C) 純資産総額(A - B)	452,788,431
元本	332,044,649
次期繰越損益金	120,743,782
(D) 受益権総口数	332,044,649口
1万口当り基準価額(C/D)	13,636円

*期首における元本額は276,645,313円、当作成期間中における追加設定元本額は74,949,573円、同解約元本額は19,550,237円です。

*当期末の計算口数当りの純資産額は13,636円です。

(2) 損益及び剰余金計算書

■損益の状況

当期 自2024年4月11日 至2025年4月10日

項 目	当 期
(A) 配当等収益	1,200円
受取利息	1,200
(B) 有価証券売買損益	△ 13,446,456
売買益	1,617,593
売買損	△ 15,064,049
(C) 信託報酬等	△ 1,517,859
(D) 当期損益金(A + B + C)	△ 14,963,115
(E) 前期繰越損益金	93,524,835
(F) 追加信託差損益金	42,182,062
(配当等相当額)	(26,125,440)
(売買損益相当額)	(16,056,622)
(G) 合計(D + E + F)	120,743,782
次期繰越損益金(G)	120,743,782
追加信託差損益金	42,182,062
(配当等相当額)	(26,125,440)
(売買損益相当額)	(16,056,622)
分配準備積立金	93,524,835
繰越損益金	△ 14,963,115

(注1) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しております。

(注2) 追加信託差損益金とは、追加信託金と元本との差額をいい、元本を下回る場合は損失として、上回る場合は利益として処理されます。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	453,599,610円
コール・ローン等	896,597
全世界株式ESGインデックス マザーファンド(評価額)	452,703,013
(B) 負債	811,179
未払信託報酬	797,966
その他未払費用	13,213
(C) 純資産総額(A - B)	452,788,431
元本	332,044,649
次期繰越損益金	120,743,782
(D) 受益権総口数	332,044,649口
1万口当り基準価額(C/D)	13,636円

* 期首における元本額は276,645,313円、当作成期間中における追加設定元本額は74,949,573円、同解約元本額は19,550,237円です。
* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,636円です。

(参考) 全世界株式ESGインデックスマザーファンド

純資産額計算書

■資産、負債、元本および基準価額の状況

2025年4月10日現在

項 目	当 期 末
(A) 資産	1,088,366,638円
コール・ローン等	25,830,281
投資信託受益証券(評価額)	142,056,631
投資証券(評価額)	893,193,763
未収入金	7,246,348
差入委託証拠金	20,039,615
(B) 負債	17,245,245
未払金	16,798,945
未払解約金	446,300
(C) 純資産総額(A - B)	1,071,121,393
元本	777,533,553
次期繰越損益金	293,587,840
(D) 受益権総口数	777,533,553口
1万口当り基準価額(C/D)	13,776円

* 期首における元本額は549,037,380円、当作成期間中における追加設定元本額は280,083,810円、同解約元本額は51,587,637円です。
* 当期末における当マザーファンドを投資対象とする投資信託の元本額：
 全世界株式ESGインデックス（適格機関投資家専用） 328,617,170円
 iFree オールカンントリー（全世界株式）ESGインデックス 448,916,383円
* 当期末の計算口数当りの純資産額は13,776円です。

Ⅲ 設定及び解約の実績

■売買および取引の状況

親投資信託受益証券の設定・解約状況

（2024年4月11日から2025年4月10日まで）

	設 定		解 約	
	□ 数	金 額	□ 数	金 額
	千□	千円	千□	千円
全世界株式ESGインデックス マザーファンド	71,332	106,355	17,417	26,064

（注）単位未満は切捨て。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

ご契約の際には必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）
兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。

（お問合せ、ご照会は）
[募集代理店]

（ご契約後のご照会は）
[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

